

北九州市立大学  THE UNIVERSITY
OF KITAKYUSHU

STUDENT HANDBOOK 2009

学生便覧

平成21年度

STUDENT HANDBOOK 2009

北九州市立大学校歌

作詞 進 隆

作曲 山浦 茂人

みよせいらんーの あだちやま ゆ
るがぬすがーた とこしえに
あまがけるり そうのつばさ
わーれらゆーく たーいあい
あーきたがたの まーなびや
わこうどのいのちくもとのぶ

一、見よ青嵐の足立山

ゆるがぬ姿永久に

天翔る理想の翼

吾等行く大愛

あゝ北方の学舎

若人の命雲と展ぶ

二、真澄の空に陽炎の

緑の大地 鎮西に

燦たり真理の炬火

吾等行く 純情

あゝ北方の学舎

学園の光火穂と燃ゆ

三、清き流れや紫の

水はるかなる玄海に

澎湃と文化の潮

吾等行く 清新

あゝ北方の学舎

創造の力華と咲く

目 次

理念と目的	1
学長あいさつ	2
北九州市立大学組織	3
沿革	4
窓口業務一覧	6
北方キャンパス施設案内	10
施設概要	11
校舎見取図	12
ひびきのキャンパス施設案内	17
施設概要	19
校舎見取図	21
①キャンパスルール	27
この章で説明する手続き窓口一覧	28
1 掲示板の確認（大学からの連絡）	29
2 学生証	29
3 試験の不正行為	29
4 盗難、忘れ物・落とし物	30
5 施設利用のルール	30
(1) 喫煙	
(2) 施設利用	
(3) 貸出教室利用	
(4) 駐車場・駐輪場利用	
6 健康保険・国民年金	31
7 学生教育研究災害傷害保険・付帯賠償責任保険	31
8 各種届出・申請書・証明書等の手続き	32
(1) 住所変更届	
(2) 保証人変更届	
(3) 氏名変更届	
(4) 旧姓使用届	
(5) 欠席届	
(6) 学内施設使用許可願	
(7) スポーツ用具等備品類貸出申請書	
(8) 在学証明書	
(9) 通学証明書	
(10) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）	

(1) 健康診断証明書	
(2) 卒業見込証明書	
(3) 学業成績及び単位修得証明書	
(4) 教員免許状取得見込証明書	
9 学生用の掲示板利用	35
②授業料	37
授業料	38
納入期限	38
1 授業料納入方法	
2 口座振替取扱金融機関	
3 口座振替できなかった場合の授業料納入方法	
4 授業料の減免	
③学生支援	41
1 奨学金	
2 アルバイトの紹介	
3 定期健康診断	
④学生相談	43
1 学生相談室	44
2 ハラスメント相談	45
3 保健室	46
4 その他の相談窓口	46
(1) 学生課学生係	
(2) キャリアセンター	
(3) 教務課各学部（学群）・研究科担当係	
⑤お互いの人格を尊重しあう人間関係を目指して	49
⑥交換留学&派遣留学&海外語学研修&留学支援語学講座	53
交換留学	54
派遣留学	55
海外語学研修	56
留学支援語学講座	56
⑦国際教育交流センターのご案内	59

⑧将来に向かって行動しよう ～就職・進路～	63
■北方キャンパスの学生の皆さんへ	64
1 進路	
2 本学のキャリア・就職支援について	
3 キャリアセンターの主な支援行事	
4 キャリアセンターについて	
■ひびきのキャンパス（国際環境工学部）の学生の皆さんへ	65
国際環境工学部・国際環境工学研究科の就職支援について	
1 キャリア教育・インターンシップ支援について	
2 就職支援体制について	
3 就職支援事業について	
⑨課外活動のすすめ	67
1 学生団体	
2 文化会	
3 体育会	
4 夜間主コース関係サークル	
5 ひびきのキャンパス関係サークル	
⑩北方キャンパスでの図書館利用方法	71
1 図書館へようこそ	72
2 図書館利用証を作ろう	72
3 サービス時間と休館日	72
4 図書館に入る	73
5 図書館案内図	73
6 図書を借りる	74
7 返却と予約	74
8 ビデオ視聴等	75
9 新聞を読む	75
10 雑誌を読む	75
11 図書を探す	76
⑪北方キャンパスでのパソコンやインターネットの利用方法	77
1 パソコン自習室の利用について	78
2 グループウェア（電子メール機能を含む）の利用について	78
3 学内での無線LANの利用について	79
4 学内規則、利用注意事項、ネチケットについて	79

⑫都市政策研究所資料室のご案内	81
⑬基盤教育科目を学んで活かす履修指導・学習相談	83
⑭学生生活に関係深い例規等	85
1 公立大学法人北九州市立大学定款（別表省略）	86
2 北九州市立大学学則	91
3 北九州市立大学大学院学則	106
4 北九州市立大学学位規程	116
5 北九州市立大学授業料等に関する規程	122
6 北九州市立大学授業料等減免及び徴収猶予取扱要領	127
7 北九州市立大学学生表彰規程	129
8 北九州市立大学学生表彰実施細則	130
9 不正行為取扱規程	131
10 公立大学法人北九州市立大学施設管理規程	133
11 公立大学法人北九州市立大学体育館施設使用規程	135
12 北九州市立大学ハラスメントの防止及び対策についての指針	137
13 北九州市立大学ハラスメントの防止に関する規程	138
14 北九州市立大学学友会規約	140
15 北九州市立大学学友会体育会規約	147
16 北九州市立大学学友会文化会規約	149
17 大学祭実行委員会規約	152
北九州市立大学後援会	156
北九州市立大学同窓会	157
北九州市立大学生活協同組合	157
北九州市からのお願い	158
国民年金からのお知らせ	162
北九州市立大学連絡先	163
講義時間（北方・ひびきのキャンパス）	166

※この便覧の内容については平成 21 年 2 月末現在のものを記載しております。

理 念 と 目 的

■ 理念

北九州市立大学は、

- ・人間の尊厳と学問の自由を尊重し、真理を探求すること
- ・広い知識と深い専門の学芸を身につけ、地球的な視野に立つ、自主的で開拓者精神に満ちた社会人を育成すること
- ・市民の文化創造の核として、さらに東アジアに位置する学術研究・教育の拠点として、地域文化の向上と国際交流の推進に寄与するのみならず、広く人類の文化と福祉の進展に貢献すること

を使命とし、これを達成するため、自律的な大学人（教員・職員・学生）の生きた協力体制の確立をめざす。

■ 目的

I. 学術文化の探求と個性豊かな社会人の育成

- 1 北九州市立大学は学術文化の深奥を究めるとともに、地球的な視野に立つ個性豊かな社会人の養成をめざす。

II. 地域の中の情報発信基地

- 1 本学は地域に、そして広く世界に学術文化情報を発信することをめざす。
- 2 本学は市民の文化創造の核となることをめざす。
- 3 本学は北九州地域に位置する大学として、地域住民の生涯学習・再教育の場を提供し、進んで地域社会への貢献につとめる。
- 4 本学は東アジアに位置する学術研究・教育の拠点として、日本文化への洞察を基礎に、異文化理解につとめ、国際理解を深め、国際協力関係の形成に寄与する。

III. 生きた学内協力体制の確立

- 1 本学は教員・職員・学生の協働による総合的教育・研究体制の確立をめざす。
- 2 本学は魅力ある学園生活環境の充実をめざす。

○ この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史及び環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、豊かな未来に向けた開拓精神にあふれる人材の育成及び地域に立脚した高度で国際的な学術研究拠点の形成を図り、もって地域の産業、文化及び社会の発展並びに魅力の創出に寄与するとともに、アジアをはじめとする世界の人類及び社会の発展に貢献することを目的とする。
【公立大学法人北九州市立大学定款第1条】

○ 北九州市立大学は、時代を切り拓く知を創造し、人間性豊かで有能な人材を育成することによって、地域の産業、文化及び社会の発展並びにアジアをはじめとする国際社会の発展に貢献することを目的とする。

【北九州市立大学学則第1条】

○ 北九州市立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

【北九州市立大学大学院学則第1条】



人生の岐路、悔いのない時間を生きましょう

学長 矢田 俊文

新入生の皆さん、入学おめでとうございます。これから、北方キャンパス、ひびきのキャンパスで過ごす4年間は、人生80余年のなかで最も重要な時間です。皆さんが生きていく力、生きていく方向を決める4年間になります。4年間の生活を一言で表現すれば「自立への準備」、社会への旅立ちの準備です。大半の学生は、高校まで、両親や教師のナビゲーションと保護のもとに、何を食べ、健康をどう維持するか、どう日々の時間を過ごすか、など基礎的なことに心を砕くことなく、日々の受験勉強に集中できたことでしょう。しかし、大学に入ると、いつ帰宅し、いつ眠り、いつ起き、何を食べ、一日どう過ごすか、細かく干渉する人はいません。「自由」です。しかし、日々だらだら過ごすと、授業についていけず、また、不十分な栄養や睡眠などで健康を害し、夜の街などで身体に危害を受けるなど、「危険」が潜んでいます。最初の自立とは、自らの責任で身体と健康を守ることです。

大学では80余年生きていく基礎的な体力・精神力・知力を身に着けなければなりません。このうちの基礎的知力とは、1,2年生で学ぶ基盤教育科目と3,4年生で学ぶ専門科目です。大学に入学した皆さんですから、法学や経済学、文学や心理・社会学、外国語による異文化理解、環境工学など専門科目に強い学習意欲があると思います。当然のことです。しかし、これだけでは長く強く生き抜く知力は身に着きません。皆さんが社会の特定の分野で働くための基礎知識を身に着けるのには役立ちますが、もっと広く社会で人間として生き抜く力が身に着くわけではありません。人間として生きるための基礎学力である、人類が2千年以上にわたって作り上げてきた幅広い知識のエキスを習得しなければなりません。われわれが生きている地球の科学的理解、いままでに発見された多様な自然法則、世界や日本の先人たちが作り上げた文明や多様な民族の交流の歴史、現代社会の制度や市場システム、先人たちの生き様を疑似体験するとともに、心を豊かにする文学や芸術などのエキスを触れることが何より大切なことです。多様な知を身に着けること、また、外国語や情報など現代を生きるために必要なスキルを学ぶこと、これによって、複雑な社会、変動する社会を自分なりに理解し、その一員としてしっかりと生きていけるのです。

大学は、こうした知力を身につけることを支援するだけでなく、将来どの分野で働くか、どの企業に就職するかなどキャリアや就職支援、さらに奨学金やアルバイト紹介などの生活支援、こころの悩みの相談や病気の治療など多様な支援を行っています。その場として、07年秋に本館1階の広い空間＝「学生プラザ」を作りました。1年間にのべ2万8千人が利用しました。ひとり4回ほど利用したことになります。

学生生活には、そのほか、サークルやボランティア、アルバイトなど多様な活動で多くの人と交わり、沢山のことを学ぶこともあります。国際環境工学部では、他にはみられない広大で美しい学術研究都市キャンパスで生活し、個々の研究室単位での生活のなかから大学院生や教授との間に濃密な人間関係が形成されます。また、マネジメント研究科や社会システム研究科、さらに今年開校する地域創生学群に入学する社会人は、大学にある「知」を吸収する意欲に満ち溢れていると思います。大事な時間とお金をかけて入学しているのですから、心置きなく勉学に励んでください。

北九州市立大学組織

学部・学群	外国語学部		英米学科
			中国学科
			国際関係学科
	経済学部		経済学科
			経営情報学科
	文学部		比較文化学科
			人間関係学科
	法学部		法律学科
			政策科学科
	国際環境工学部		エネルギー循環化学科
		機械システム工学科	
		情報メディア工学科	
		建築デザイン学科	
		環境生命工学科	
地域創生学群		地域創生学類	
大学院	修士課程	法学研究科	法律学専攻
	博士課程（前期）	社会システム研究科	現代経済専攻
			地域コミュニティ専攻
			文化・言語専攻
		国際環境工学研究科	環境工学専攻
			情報工学専攻
			環境システム専攻
	博士課程（後期）	社会システム研究科	地域社会システム専攻
		国際環境工学研究科	環境工学専攻
			情報工学専攻
環境システム専攻			
専門職学位課程	マネジメント研究科	マネジメント専攻	
付属施設	都市政策研究所		
	国際教育交流センター		
	学術情報総合センター		
	基盤教育センター		
	入試広報センター		
	キャリアセンター		
	地域貢献室		
	評価室		
アジア文化社会研究センター			
事務局	北方キャンパス	総務課	
		企画課	
		広報入試課	
		学生課	
		就職支援室	
		学生相談室	
		教務課	
	学術情報課		
ひびきのキャンパス	管 理 課		

沿 革

昭和 21 年 7 月	小倉外事専門学校創立
昭和 25 年 4 月	北九州外国語大学（外国語学部）へ昇格
昭和 26 年 4 月	北九州外国語大学短期大学部併設
昭和 28 年 4 月	北九州大学に改称 商学部商学科開設
昭和 29 年 6 月	小倉外事専門学校廃止
昭和 32 年 4 月	外国語学部第 2 部開設
昭和 34 年 4 月	北九州産業社会研究所付置
昭和 35 年 6 月	北九州大学短期大学部廃止
昭和 38 年 2 月	五市合併により設置者変更（旧小倉市から北九州市へ）
昭和 40 年 4 月	商学部経営学科開設
昭和 41 年 4 月	商学部経済学科開設（商学科昭和 41 年度から募集停止） 文学部国文学科・英文学科開設
昭和 48 年 4 月	法学部法律学科・政治学科開設
昭和 56 年 4 月	大学院経営学研究科（経営学専攻）開設
昭和 58 年 4 月	大学院外国語学研究科（英米言語文化専攻・中国言語文化専攻）開設
昭和 59 年 4 月	大学院法学研究科（法律学専攻）開設
昭和 60 年 4 月	外国語学部米英学科を英米学科に改称
昭和 63 年 4 月	法学部第 2 部開設
平成 元年 4 月	大学院経済学研究科（経済学専攻）開設
平成 2 年 4 月	日本語教育センター開設
平成 5 年 4 月	商学部を経済学部へ改称 外国語学部第 1 部に外国語学科英語専攻・外国語学科中国語専攻・国際関係学科を 開設（英米学科・中国学科平成 5 年度から募集停止） 経済学部へ経営情報学科を開設（経営学科平成 5 年度から募集停止） 文学部に比較文化学科・人間関係学科を開設（国文学科・英文学科平成 5 年度から 募集停止） 法学部第 1 部に行政学科を開設（政治学科平成 5 年度から募集停止） 法学部第 2 部に行政学科を開設（政治学科平成 5 年度から募集停止）
平成 7 年 4 月	本館開館
平成 8 年 4 月	情報処理教育センター開設
平成 12 年 4 月	昼夜開講制を実施 大学院人間文化研究科（人間文化専攻）開設 法学部行政学科を政策科学科に改組
平成 13 年 4 月	北九州市立大学に改称 国際環境工学部環境化学プロセス工学科・環境機械システム工学科・情報メディア 工学科・環境空間デザイン学科開設 国際教育交流センター開設（日本語教育センター廃止）
平成 14 年 4 月	大学院社会システム研究科（地域社会システム専攻）開設
平成 15 年 4 月	大学院国際環境工学研究科（環境工学専攻・情報工学専攻）開設
平成 16 年 4 月	学術情報総合センター開設（付属図書館・情報処理教育センターを統合）

平成 17 年 4 月	北九州市から公立大学法人北九州市立大学へ設置者変更
平成 18 年 4 月	基盤教育センター、入試センター、キャリアセンター、地域貢献室及び評価室開設 都市政策研究所の創設
平成 19 年 4 月	大学院マネジメント研究科開設(大学院経営学研究科は平成 19 年度から募集停止) 外国語学部 to 英米学科・中国学科を開設(外国語学科は平成 19 年度から募集停止)
平成 20 年 4 月	大学院社会システム研究科(現代経済専攻、地域コミュニティ専攻、文化・言語専攻、東アジア専攻)開設(大学院外国語学研究科、経済学研究科、人間文化研究科は平成 20 年度から募集停止) 国際環境工学部にエネルギー循環化学科・環境生命工学科を開設(環境化学プロセス工学科は第 3 年次編入学を除き平成 20 年度から募集停止) 国際環境工学部環境機械システム工学科を機械システム工学科に、環境空間デザイン学科を建築デザイン学科に改称 大学院国際環境工学研究科に環境システム専攻を開設 基盤教育センターにひびきの分室を開設
平成 20 年 6 月	アジア文化社会研究センター設置
平成 21 年 4 月	地域創生学群開設(外国語学部、経済学部、文学部、法学部の夜間主コースは平成 21 年度から募集停止) 入試センターを入試広報センターに改組

学生に関する窓口業務一覧

皆さんの学生生活や学業にとって日々関係してくる窓口業務を紹介します。
窓口開設時間は、時期によって変更することがありますので、各課の掲示に注意してください。

【北方キャンパス】

	関 連 業 務	窓口・連絡先	開設時間	参考
北 方 キ ャ ン パ ス	〈学生生活に関すること〉			
	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金・授業料減免の手続 ・在学証明書（英文）、通学証明書の交付 ・住所・氏名等の変更手続 ・学生向け教室・備品の貸出 ・学生証再発行 ・欠席届の確認 ・事件・事故対応 ・学生の自主活動支援 ・正課中等の傷害保険の手続 ・後援会助成の手続 ・卒業後の在籍期間証明書の受付および交付 	学生課学生係 TEL (093) 964-4012 FAX (093) 964-4221 E-mail : ggakusei@kitakyu-u.ac.jp	月～金 8:30～18:00 土 8:30～12:15 ※日・祝日、休業期 間を除く。	P.27 ～
	学生異動（休学・退学等）、対人関係、生活、心理（意欲・気力）、勉学、進路など、あらゆる相談	学生相談室 TEL (093) 964-4016 FAX (093) 964-4222 E-mail : soudan@kitakyu-u.ac.jp	月～金 9:00～18:00 土 9:00～12:15 ※日・祝日、休業期 間を除く。	P.43 ～
	病気、ケガの応急処置、体の不調、病院の紹介、栄養・生活指導、健康相談など	保健室 TEL (093) 964-4016	月～金 9:00～18:00 土 9:00～12:15 ※日・祝日、休業期 間を除く。	P.46 ～
	海外派遣留学・語学研修の募集、協定校に関する情報提供、留学生の生活相談、留学生の連絡調整 等	国際教育交流センター・ 学生課国際交流係 TEL (093) 964-4202 E-mail : kkouryu@kitakyu-u.ac.jp		P.53 ～
証明書（自動証明書発行機で発行可能なもの） <ul style="list-style-type: none"> ・学校学生生徒旅客運賃割引証【学割証】 ・在学証明書（和文） ・卒業見込証明書（和文） ・修了見込証明書（和文） ・成績証明書（和文） ・健康診断証明書 《利用方法》 学内パソコンを利用する際のIDとパスワードを入力した後、証明書発行機の画面に表示される指示に従い操作を行ってください。	《設置場所》 ・本館1階（2台） ・地下1階（2台） ※なお、左の一覧にない証明書、英文での証明書など、自動発行機で証明書が発行できない場合は、各担当窓口にご相談ください。（P.28 参照）	月～土 8:30～21:30 ※日・祝日、休業期 間を除く。	P.27 ～	

〈就職に関すること〉					
北 方 キ ャ ン パ ス	就職等進路の相談、各種の就職ガイダンス等の開催 〔就職等進路の情報提供、進路先の報告 等〕	キャリアセンター・ 就職支援室 TEL (093) 964-4014 FAX (093) 964-4010 E-mail : syusyoku@kitakyu-u.ac.jp	月～金 9:00～18:00 土 9:00～12:15 ※日・祝日、休業期間を除く。	P.63 ～	
	〈履修に関すること〉				
	・外国語学部 ・文学部 〔教職免許、社会福祉士、学芸員、認定心理士 外国語学部・文学部の履修に関する相談、教育実習・社会福祉士・博物館実習に関する相談・手続、卒業後の卒業証明・成績証明の受付および交付等〕	教務課教務第一係 TEL (093) 964-4036 FAX (093) 964-4176 E-mail : kyomu-1@kitakyu-u.ac.jp			
	・経済学部 ・法学部 ・法学研究科 〔定期試験 経済学部・法学部の履修に関する相談、追試験の申請、卒業後の卒業証明・成績証明の受付および交付 等〕	教務課教務第二係 TEL (093) 964-4036 FAX (093) 964-4176 E-mail : kyomu-2@kitakyu-u.ac.jp	月～金 8:30～21:15 土 8:30～12:30 16:00～20:00 ※日・祝日、休業期間を除く。		
	・地域創生学群 〔地域創生学群の履修に関する相談、長期履修学生の申請、卒業後の卒業証明・成績証明の受付および交付 等〕	教務課 地域創生学群担当 TEL (093) 964-4463 FAX (093) 964-4176 E-mail : kyomu-rd@kitakyu-u.ac.jp			P.46
	・基盤教育 基盤教育科目（教養教育科目、情報教育科目、外国語教育科目）の履修指導・学習相談 等	教務課 基盤教育センター担当 TEL (093) 964-4106 FAX (093) 964-4176 E-mail : kiban@kitakyu-u.ac.jp	※基盤教育センターについてはP.83 参照		
	・社会システム研究科 社会システム研究科の履修に関する相談、受講申告の受付、修了後の修了証明書・成績証明書の受付および交付 等	教務課大学院係 TEL (093) 964-4021 FAX (093) 964-4176 E-mail : daigakuin@kitakyu-u.ac.jp	月～金 8:30～17:15 土 8:30～12:30 ※日・祝日、休業期間を除く。		
	・マネジメント研究科 マネジメント研究科の履修に関する相談、受講申告の受付、長期履修学生の申請、追試験の申請、修了後の修了証明・成績証明の受付および交付、在学生の成績証明書の交付 等	教務課 ビジネススクール担当 TEL (093) 964-4208 FAX (093) 964-4176 E-mail : k2bs@kitakyu-u.ac.jp	月～金 8:30～21:15 土 8:30～12:30 16:00～20:00 ※日・祝日、休業期間を除く。		

北 方 キ ャ ン パ ス	〈学費に関すること〉			
	授業料納入通知書の送付先変更・再発行の手続等	総務課 TEL (093) 964-4005	月～金 8:30～17:15 土 8:30～12:30 ※日・祝日、休業期間を除く。	P.37 ～
	〈入試に関すること〉			
	入学願書の交付および受付、大学案内パンフ配布、入試成績開示の受付 等	広報入試課入学試験係 TEL (093) 964-4022 FAX (093) 964-4020	月～金 8:30～17:15 (12:15～13:15を除く) 土 8:30～12:30 ※日・祝日、休業期間を除く。	
	〈利用できる施設等、後援会〉			
	図書の貸出、新規購入リクエストの申請受付 等	学術情報総合センター 学術情報係(図書館) TEL (093) 964-4403 E-mail : lib-2@kitakyu-u.ac.jp		P.71 ～
	パソコン自習室、グループウェア、無線 LAN 等の利用申請受付	学術情報総合センター 学術情報係(システム) TEL (093) 964-4040		P.77 ～
	資料室内の図書・資料の貸出・閲覧 等	都市政策研究所 TEL (093) 964-4302 E-mail : toshiken@kitakyu-u.ac.jp		P.81 ～
	サークル活動やゼミの援助金の交付 等	後援会 TEL (093) 962-6488 E-mail : kouenkai2@kitakyu-u.ac.jp		P. 156 ～

【ひびきのキャンパス】

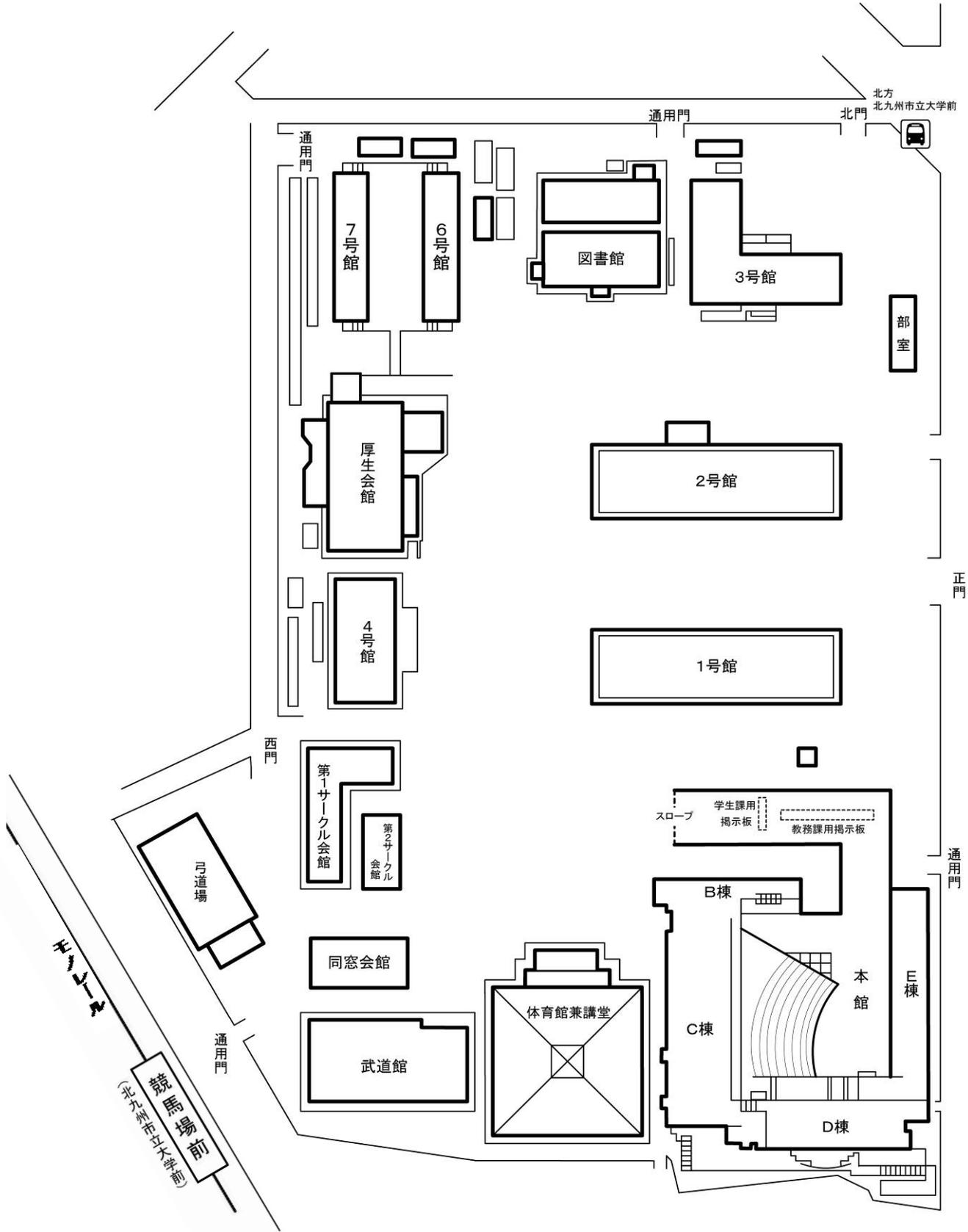
	関連業務	窓口・連絡先	開設時間	参考
ひ び き の キ ャ ン パ ス	〈学生生活に関すること〉			
	奨学金、授業料減免、学生異動（休学・退学等）、学研災、通学証明書の交付、学生証の再発行、物品の貸出（授業の関係を除く）、施設予約、忘れ物・落とし物の預かり、後援会助成申請、自治活動、課外活動、生活相談 等	管理課学生担当 TEL (093) 695-3350 E-mail : gakusei@env.kitakyu-u.ac.jp	月～金 8:30～17:15 土 8:30～12:30 ※日・祝日、休業期間を除く。	P.27 ～
	国際環境工学部留学生に関する一般相談 等	管理課入試・留学生担当 TEL (093) 695-3340		
	対人関係、生活感情（意欲・気力）、勉学など、あらゆる相談	学生相談室 E-mail : counselor@env.kitakyu-u.ac.jp	週2回 10:30～16:30	P.43 ～
	学内でのケガ・病気の応急処置、病院の紹介、健康相談 等	保健室 TEL (093) 695-3350	月～金 8:30～17:15 ※土・日・祝日、休業期間を除く。	P.46 ～
	〈就職に関すること〉			
	就職についての相談、各種ガイダンスの開催 等	管理課学生担当 TEL (093) 695-3350 E-mail : gakusei@env.kitakyu-u.ac.jp	月～金 8:30～17:15 土 8:30～12:30 ※日・祝日、休業期間を除く。	P.63 ～
	〈履修に関すること〉			
	国際環境工学部の履修に関する相談、受講申告の受付 卒業証明・成績証明の受付および交付 等	管理課教務担当 TEL (093) 695-3330 E-mail : kyomu@env.kitakyu-u.ac.jp	月～金 8:30～17:15 土 8:30～12:30 ※日・祝日、休業期間を除く。	P.47 ～
	〈学費に関すること〉			
授業料納入通知書の再発行	管理課会計担当 TEL (093) 695-3320	月～金 8:30～17:15 土 8:30～12:30 ※日・祝日、休業期間を除く。	P.37 ～	

【北九州学術研究都市】

	関連業務	窓口・連絡先	開設時間	参考
北 九 州 学 術 研 究 都 市	〈北九州学術研究都市・利用できる施設等〉			
	図書の貸出、図書館の利用に関するお尋ね 等 問い合わせ先 http://fais.ksrp.or.jp/mail/mailto.asp?id=tosho	北九州産業学術推進機構 学術情報担当 TEL (093) 695-3151		
	学術研究都市内の施設利用申請受付 等 問い合わせ先 http://fais.ksrp.or.jp/mail/mailto.asp?id=campus	北九州産業学術推進機構 総務企画部 TEL (093) 695-3003		
	体育館・グラウンド利用状況確認、当日利用申請 等	体育館管理人室 TEL (093) 695-3130		

北方キャンパス

施設案内



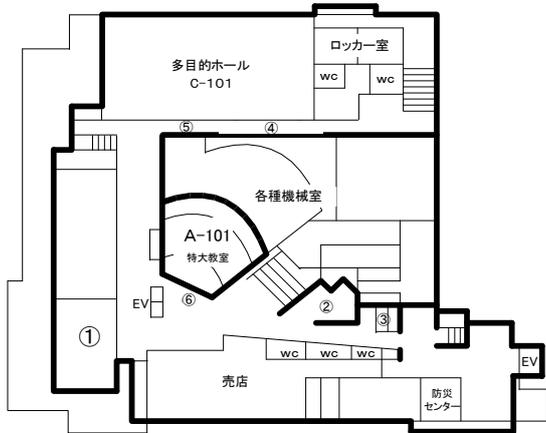
施 設 概 要

【北方キャンパス】

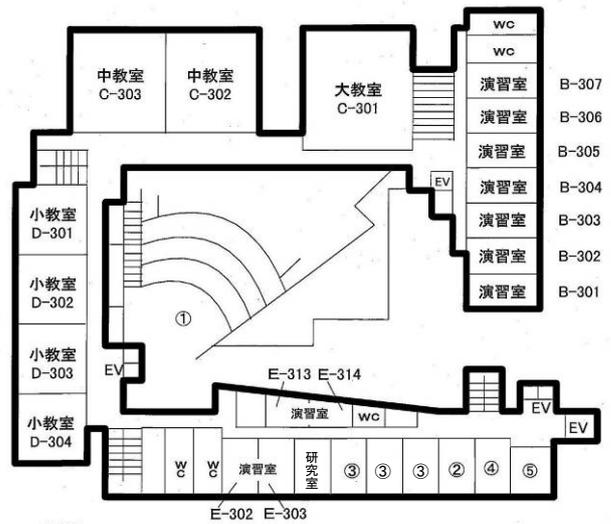
施設の名 称		施 設 の お も な 内 容
本 館	A 棟	特大教室（地下～1階）、屋外学生ホール（2階以上）
	B 棟	学生プラザ（1階）【キャリアセンター・就職支援室・学生相談室・保健室】、中演習室（2階以上）
	C 棟	多目的ホール（地下）、教室（2階以上）
	D 棟	理髪室・パーラー・学生ホール（地階）、広報入試課・入試広報センター・学生課学生係（1階）、小教室（2階以上）
	E 棟	売店・CDコーナー（地階）、教務課、講師控室（1階）、学長室・事務局長室・経営企画課・総務課（2階）、理事長室・理事控室、副学長室・小演習室（3階）、学科資料室・研究室・会議室（4階以上）、学術情報課・学術情報総合センター・情報処理教室・パソコン自習室（6階）
1・2・4 6・7号館	基盤教育センター（1号館）、教室（タイプ・LL・CALL・演習室・実験実習室）、研究室、学生課国際交流係・国際教育交流センター（2号館）、パソコン自習室	
3 号 館	都市政策研究所、アジア文化社会研究センター、大学院研究室、演習室、教室、大学院生自習室	
学術情報総合センター （ 図 書 館 ）	閲覧室、書庫、AVホール	
体 育 館 兼 講 堂	バスケット、バドミントン、バレー、卓球、ランニングコース、ウェイトトレーニング室	
厚 生 会 館	カフェテリア食堂（1階）、学生ホール（2階）	
武 道 館	空手道、少林寺拳法、剣道、柔道、重量挙、ボクシング、合気道	
弓 道 場	弓道	
第1サークル会館 第2サークル会館	各サークル部室、会議室、音楽練習室	
第一グラウンド （日の出グラウンド）	場 所 北九州市小倉南区日の出町二丁目3番 面 積 約33,413㎡ 競技施設 (1) フィールド : 野球 (2) テニスコート : 7面	
第二グラウンド （青嵐グラウンド）	場 所 北九州市小倉南区蒲生三丁目4番 面 積 約28,715㎡ 競技施設 (1) 走 路 : 全天候舗装 400m×8コース (2) 跳 躍 : 走幅跳・三段跳・走高跳・棒高跳 (3) 投 て き : 砲丸投・ハンマー投・円盤投・槍投 (4) フィールド : サッカー・ラグビー	

校舎見取図

【本館】



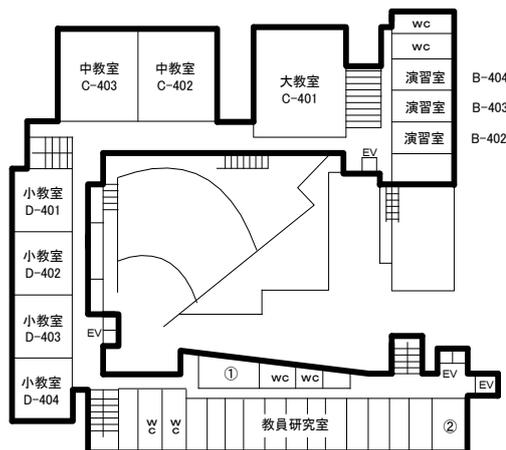
B1F ①第1学生ホール ②第2学生ホール ③キャッシュサービスコーナー
④学生用掲示板 ⑤学友会・自治会掲示板 ⑥公衆電話



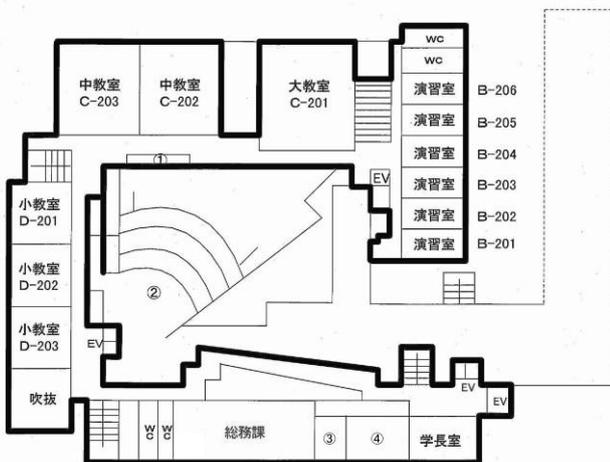
3F ①屋外学生ホール ②学部長室 ③副学長室 ④理事長控室 ⑤理事長室



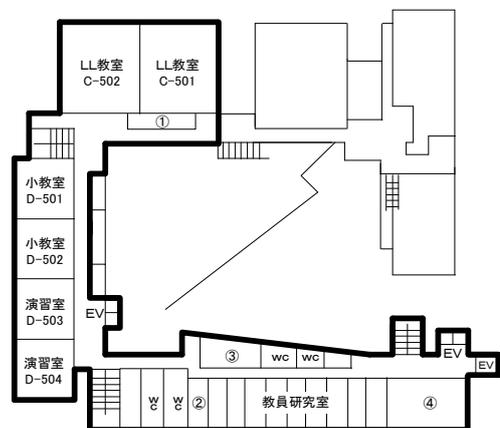
1F ①第3学生ホール ②学生課用掲示板 ③教務課用掲示板
④公衆電話 ⑤カウンセリングルーム ⑥学生プラザ用掲示板



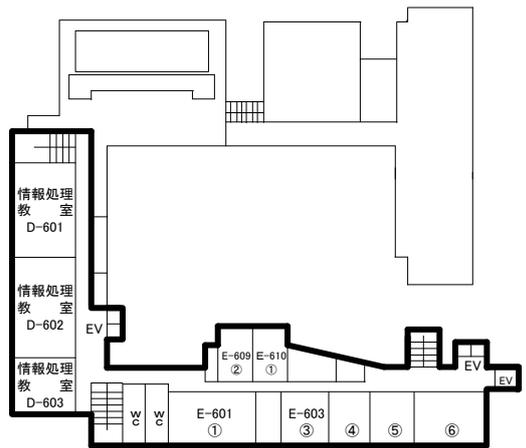
4F ①英米学科資料室 ②中国学科資料室



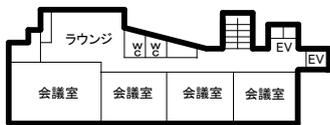
2F ①翻訳ブース ②屋外学生ホール ③事務局長室 ④経営企画課



5F ①スタジオ・AV編集室 ②AVライブラリー ③国際関係学科資料室
④会議室



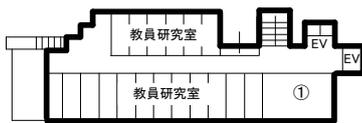
6F ①パソコン自習室 ②情報処理教室 ③事務室 ④事務システム作業室
⑤S Eルーム ⑥サーバー室



7F



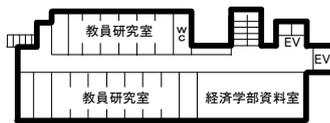
12F ①教職資料室



8F ①マネジメント研究科資料室



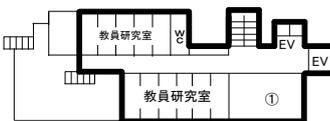
13F ①教務管理室



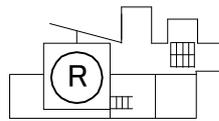
9F



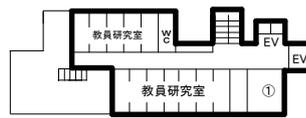
14F



10F ①比較文化学科資料室



塔屋階



11F ①人間関係学科資料室

塔屋階

14階 機械室

13階 会議室、教務管理室

12階 教員研究室、教職課程資料室

11階 文学部長室、教員研究室、人間関係学科資料室

10階 教員研究室、比較文化学科資料室

9階 教員研究室、経済学部資料室

8階 教員研究室、マネジメント研究科資料室

7階 会議室、ラウンジ

6階 パソコン自習室、情報処理教室、事務室、S Eルーム

5階 LL教室、小教室、演習室
スタジオ、AV編集室、AVライブラリー、
教員研究室、国際関係学科資料室、会議室

4階 大教室、中教室、小教室、演習室、外国語学
部部長室、教員研究室、英米学科資料室、中国
学科資料室

3階 大教室、中教室、小教室、演習室、理事長室
理事控室、副学長室、経済学部長室、教員研
究室

2階 大教室、中教室、小教室、翻訳ブース
学長室、事務局長室、経営企画課、総務課

1階 特大教室、小教室、学生プラザ(キャリアセ
ンター・就職支援室・学生相談室・保健室)、
学生課学生係、教務課、広報入試課、広報セ
ンター、入試センター、会議室、講師控室、
学生ホール、エントランスホール

地下1階

特大教室、多目的ホール、ロッカー室
パーラー、売店、理髪室
キャッシュサービスコーナー、学生ホール
防災センター、機械室

施設概要

階数/地下1階 地上14階 塔屋1階
最高高さ/79.25m
延床面積/25,352.02㎡
主な施設/教育関係57室 研究室関係107室
学術情報課関係8室
厚生施設関係18室 事務室関係38室
その他防災センター・各種機械室等
主な設備/普通教室全室A/V化
同時通訳対応教室
エレベーター設備6台
空調関係/館内各室冷暖房

1号館

1階		EV	自習室 1-104	会議室 1-103	基礎教育センター 1-102	WC	教室 1-101
2階		EV	教室 1-204	演習室 1-203	教室 1-202	WC	教室 1-201
3階		EV	教室 1-304	演習室 1-303	教室 1-302	WC	教室 1-301
4階		EV	LL教室 1-408	演習室 1-406	CALL教室 1-405	WC	CALL教室 1-402
						CALL準備室	LL教室 1-401

2号館

1階

2-112 国際交流係	2-111 書架室	2-109 湯沸室	2-108 談話室	2-106 CAI 自習室	2-105 会議室	2-103 業務員室	2-102 倉庫	2-101 機械室
2-113 倉庫	2-110 国際教育文 庫センター			2-107	ホール	WC 男	WC 女	2-104 倉庫

2階

2-212 倉庫	2-211 演習室	2-210 録画室	2-209 特別 教室	2-208 湯沸室	2-207 講師控室	2-206 湯沸室	2-205 研究室	2-204 研究室	2-203 研究室	2-202 研究室	2-201 研究室
2-220 演習室	2-219 演習室	2-218 国際談話室			2-217 留學生 自習室	2-216 研究室	2-215 DS	WC 男	WC 女	2-214 教員組合 事務局	2-213 電話・放送室

3階

2-315 研究室	2-314 研究室	2-313 研究室	2-312 研究室	2-311 研究室	2-310 研究室	2-309 研究室	2-308 研究室	2-307 湯沸室	WC 女	2-306 研究室	2-305 研究室	2-304 研究室	2-303 研究室	2-302 研究室	2-301 研究室	
2-330 地域創生学群 資料室		2-329 研究室	2-328 研究室	2-327 研究室	2-326 研究室	2-325 研究室	2-324 研究室	2-323 会議室	DS	WC 男	2-321 研究室	2-320 研究室	2-319 研究室	2-318 研究室	2-317 研究室	2-316 研究室

4階

2-413 研究室	2-412 研究室	2-411 研究室	2-410 研究室	2-409 研究室	2-408 研究室	2-407 研究室	2-406 研究室	2-405 湯沸室	WC 女	2-404 研究室	2-403 研究室	2-402 研究室	2-401 研究室
2-426 書庫	2-425 研究室	2-424 研究室	2-423 研究室	2-422 研究室	2-421 研究室	2-420 政策学 資料室	2-419 科学 資料室	2-418 DS	WC 男	2-417 研究室	2-416 研究室	2-415 研究室	2-414 研究室

5階

2-513 研究室	2-512 研究室	2-511 研究室	2-510 研究室	2-509 研究室	2-508 研究室	2-507 研究室	2-506 研究室	2-505 湯沸室	WC 女	2-504 研究室	2-503 研究室	2-502 研究室	2-501 研究室
2-526 第3会議室	2-525 研究室	2-524 研究室	2-523 研究室	2-522 研究室	2-521 研究室	2-520 法律学 資料室	2-519 資料室	2-518 DS	WC 男	2-517 研究室	2-516 研究室	2-515 研究室	2-514 研究室

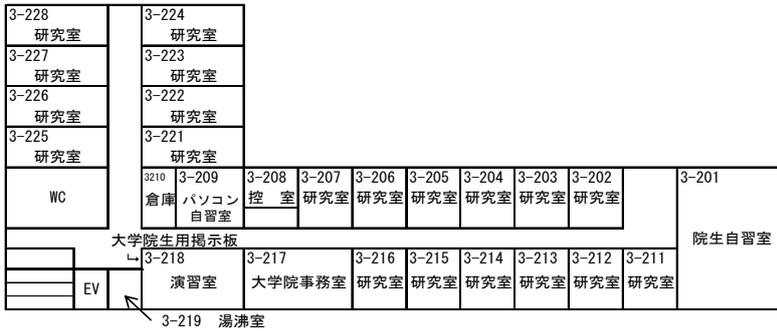
【3号館】



【6号館】



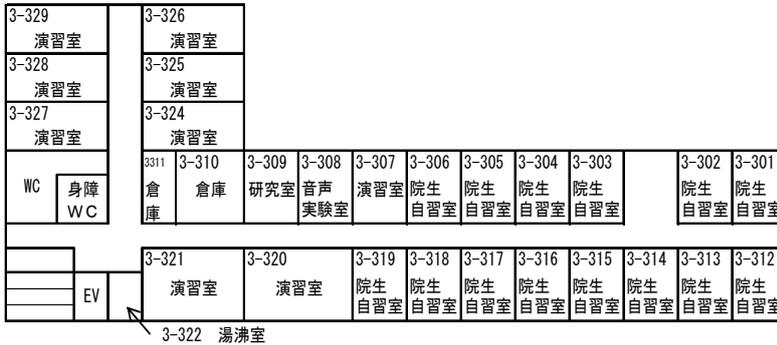
2階



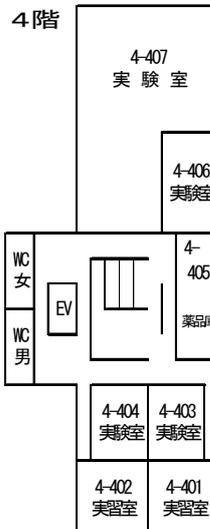
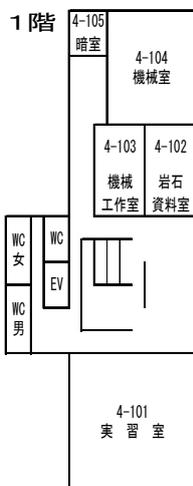
【7号館】



3階

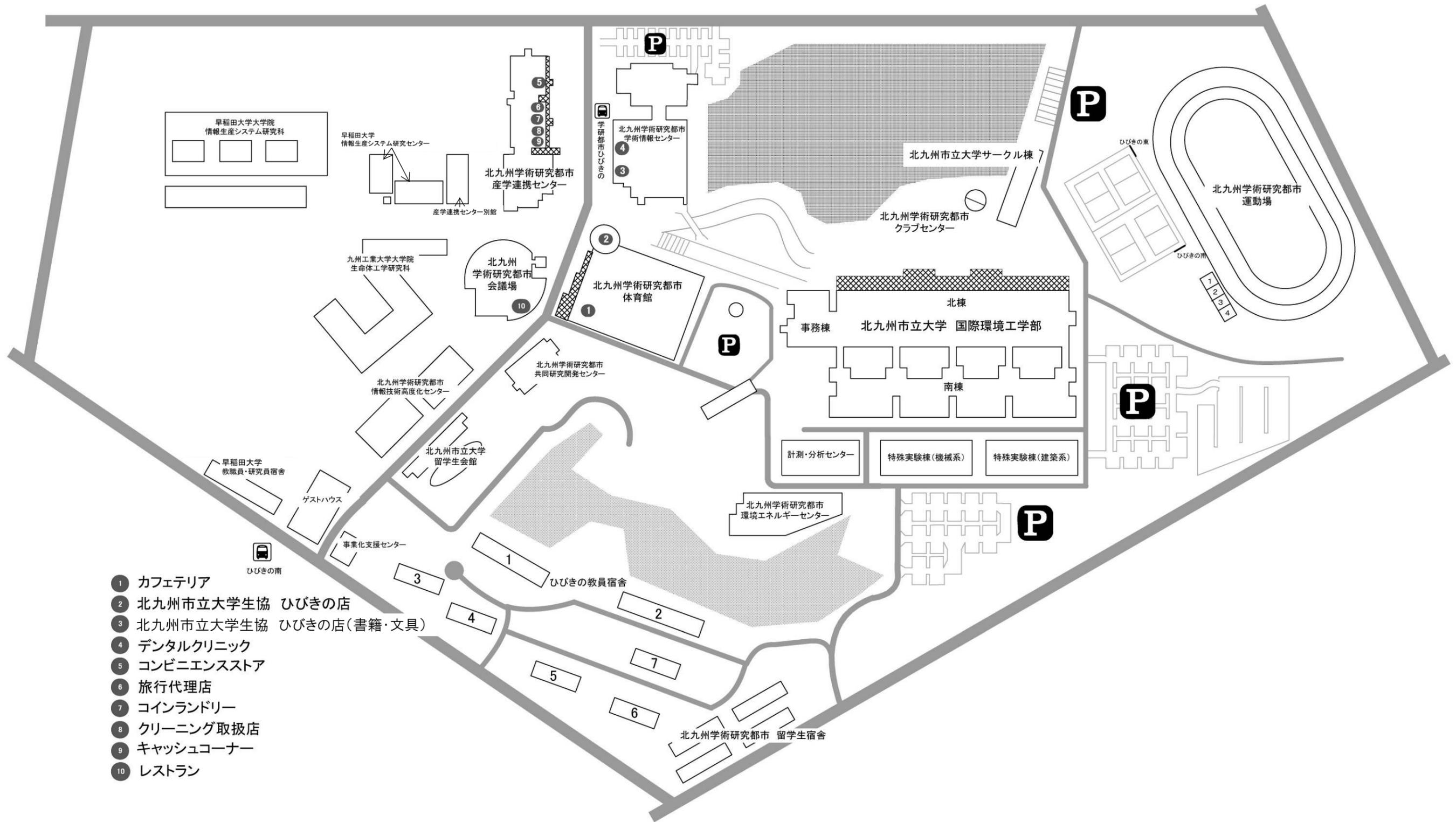


【4号館】



ひびきのキャンパス（北九州学術研究都市内）

施設案内



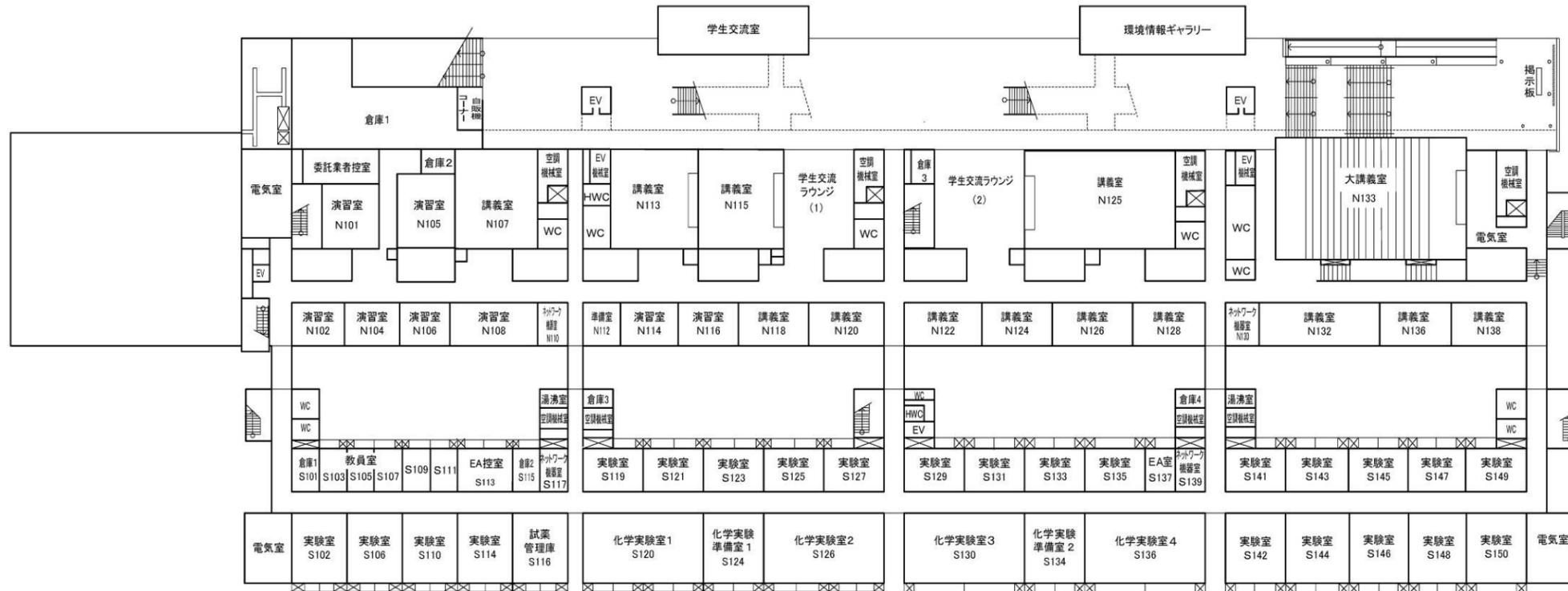
施 設 概 要

【ひびきのキャンパス】

施設の名称		階数	施 設 の お も な 内 容
本 館	事務棟	2階	事務室（教務・学生・入試・留学生）、保健室、学生相談室、第3会議室、就職情報室、守衛室、非常勤講師控室
		3階	事務室（庶務・会計・施設・企画広報）、副学長室、学部長室、第1応接室、特別応接室、プレゼンテーション室、印刷室、理事室
		4階	第1会議室、第2会議室、作業室、知的財産管理相談室、エコデザイン研究センター、現代GPプログラム研究室
	北棟 (教育研究棟)	1階	演習室、講義室、大講義室
		2階	ゼミ室・資料室、教員室、会議室、応接室、学内情報ギャラリー、学生ミーティングルーム、物理学実験室1・2、コンピュータ関連機器室
		3階	ゼミ室・資料室、教員室、会議室、応接室、地域産業支援センター、英語ラウンジ、留学生支援センター、日本語資料図書・EA室
		4階	ゼミ室・資料室、教員室、会議室、応接室
		屋外	学生交流室、環境情報ギャラリー
	南棟 (実験棟)	1階	教員室、実験室、化学実験室1～4、試薬管理庫
		2階	教員室、実験室、演習室、研究室
		3階	教員室、実験室、音環境実験室、アトリエ1・2、環境工学実験室、CAD製図室1・2、実験講義室1・2
		4階	実験室、情報メディア演習室1・2、システム制御室、VLSI設計室、回路測定実験室
計測分析センター		1階	事務室、準備室1、EPMA室、顕微鏡室、TEM室、SEM室、NMR室、MS室、バイオ分析室、TOF-MS室
		2階	クロマトグラフ室、無機元素分析室、クロマトグラフ分析室2、複合表面分析室、分光分析室1・2、X線分析室1・2、準備室2、レーザー計測室、計測準備室、熱分析室、有機元素分析室
特殊実験棟	機械系	1階	機械工学実験室、内燃機関性能実験室、材料試験室、高速流動実験室、加工センター、技術員室
		2階	高温高圧実験室、計測室、操作監視室、空気圧縮機室、電気室
	建築系	1階	建築環境実験室1、モルタル・コンクリート恒温・恒湿養生室 モルタル・コンクリート水中養生室、コンクリート施工実験室 建築材料実験室、建築構造実験室、材料分析室
		2階	建築環境実験室2、保全施工実験室、材料実験・展示室
留学生会館		1階	管理人室、集会室、食堂、学習室、厨房、店舗
		2階	居室（単身者用）、洗濯室
		3階	居室（単身者用）、居室（夫婦用）、洗濯室
		4階	居室（単身者用）、居室（夫婦用）、洗濯室

校舎見取図

国際環境工学部ひびきの本館

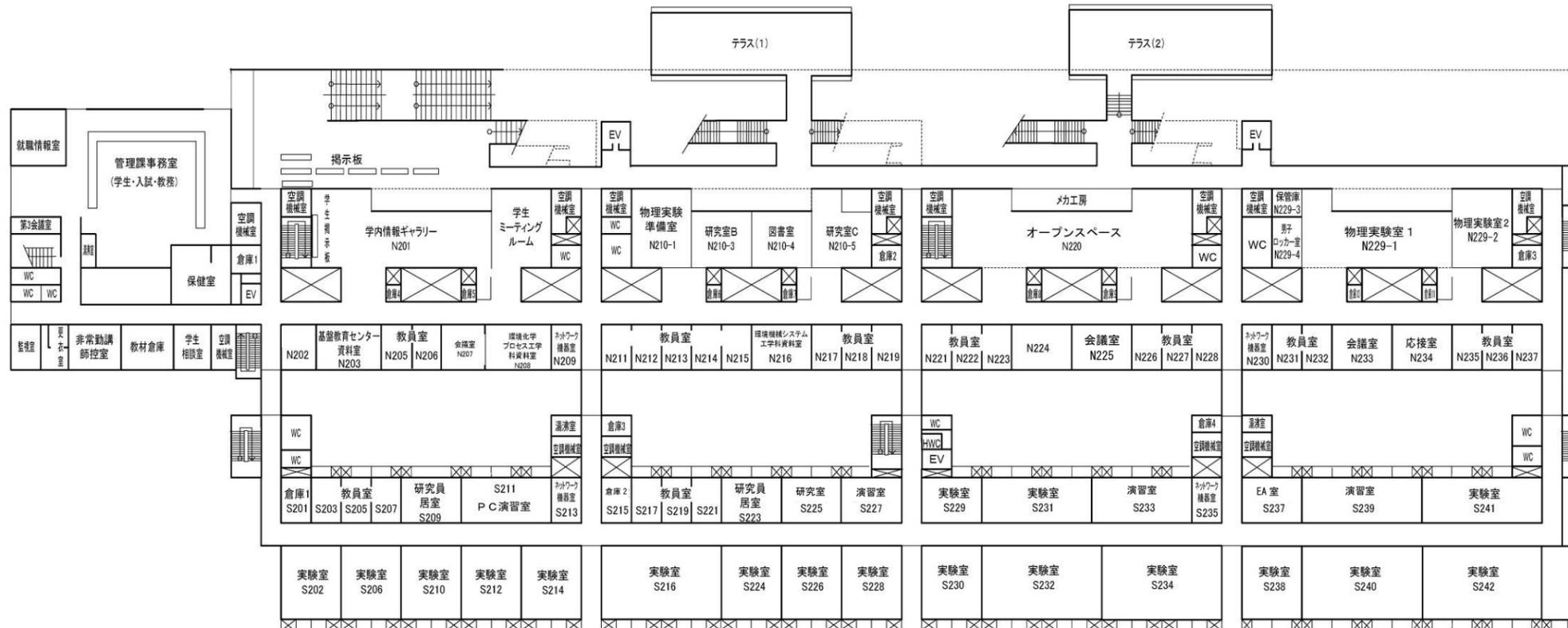


- 1F**
- 北棟**
- ☆講義室
 - ☆大講義室
 - ☆演習室
 - ☆学生交流室(屋外)
 - ☆環境情報ギャラリー(屋外)

- 南棟**
- ☆教員室
 - ☆実験室
 - ☆化学実験室
 - ☆試薬管理庫

北棟

南棟



- 2F**
- 北棟**
- ☆学内情報ギャラリー
 - ☆ゼミ室・資料室等
 - ☆教員室 ☆応接室
 - ☆会議室
 - ☆物理学実験室 1・2
 - ☆コンピュータ関連機器室

- 南棟**
- ☆教員室 ☆演習室
 - ☆実験室 ☆研究室

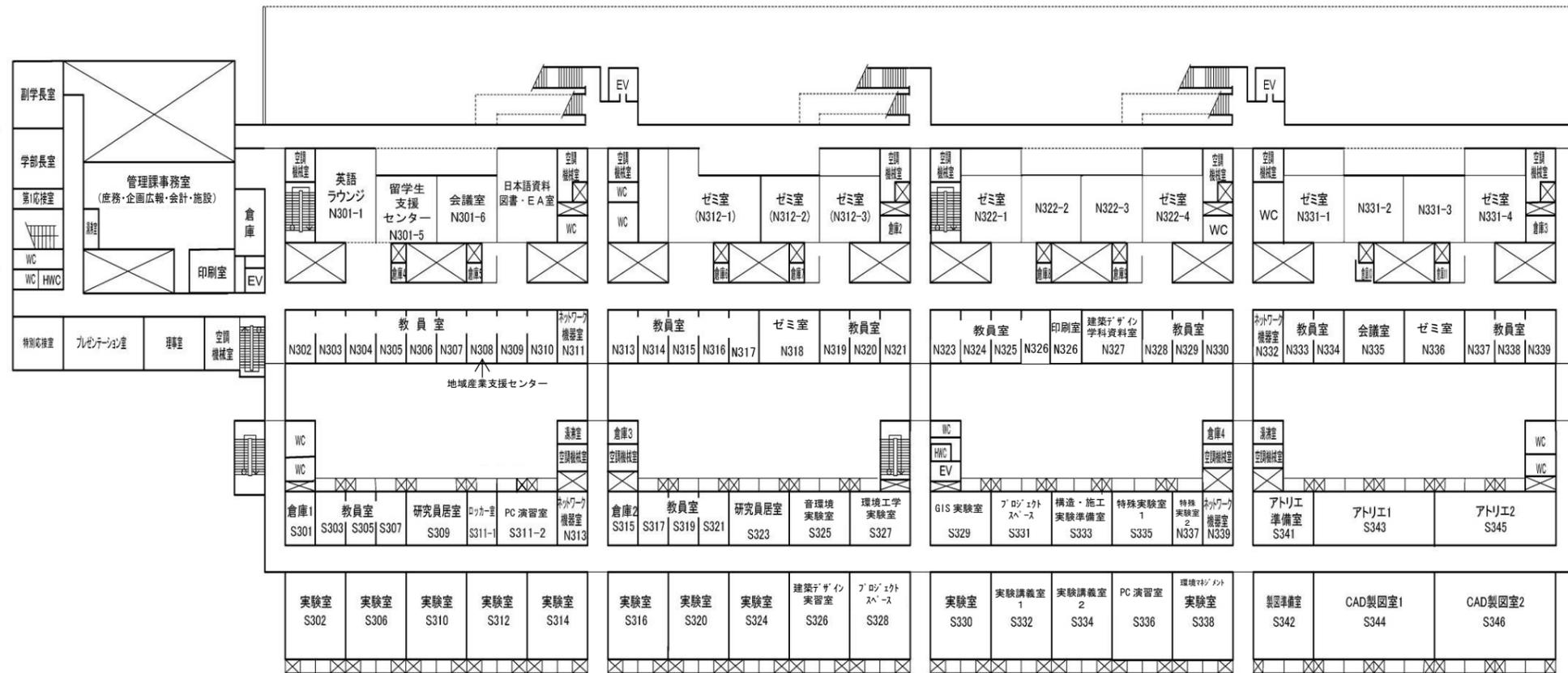
北棟

南棟

- 事務棟**
- ☆事務室 (学生・入試・教務)
 - ☆就職情報室
 - ☆保健室
 - ☆学生相談室
 - ☆第3会議室
 - ☆監視室
 - ☆非常勤講師控室

事務棟

事務棟



北棟

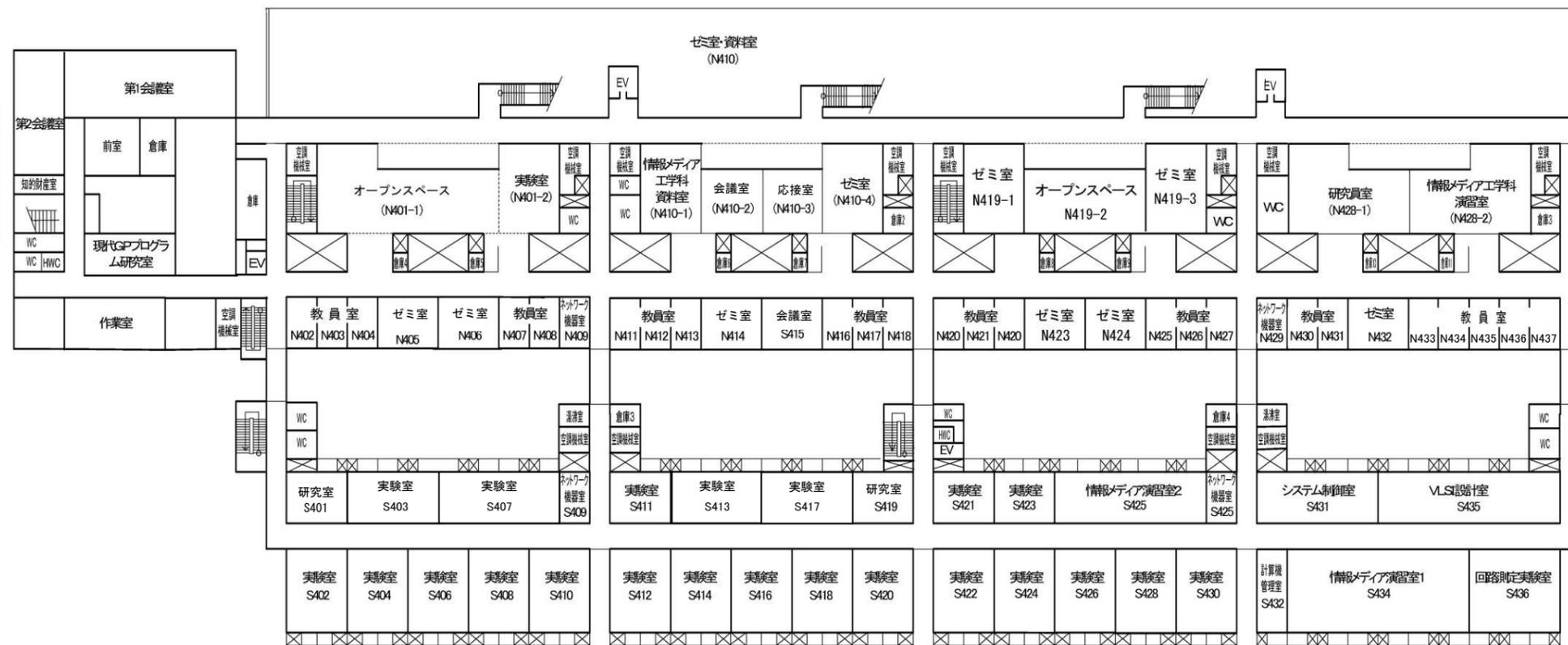
南棟

3F

- 北棟**
- ☆ゼミ室・資料室等
 - ☆教員室
 - ☆会議室
 - ☆地域産業支援センター
- 南棟**
- ☆教員室
 - ☆実験室
 - ☆音環境実験室
 - ☆アトリエ
 - ☆CAD製図室
 - ☆環境工学実験室
 - ☆実験講義室

- 事務棟**
- ☆事務室 (庶務・企画広報・会計・施設)
 - ☆印刷室
 - ☆学部長室
 - ☆理事室
 - ☆特別応接室
 - ☆第1応接室
 - ☆プレゼンテーション室
 - ☆留学生支援センター

事務棟



北棟

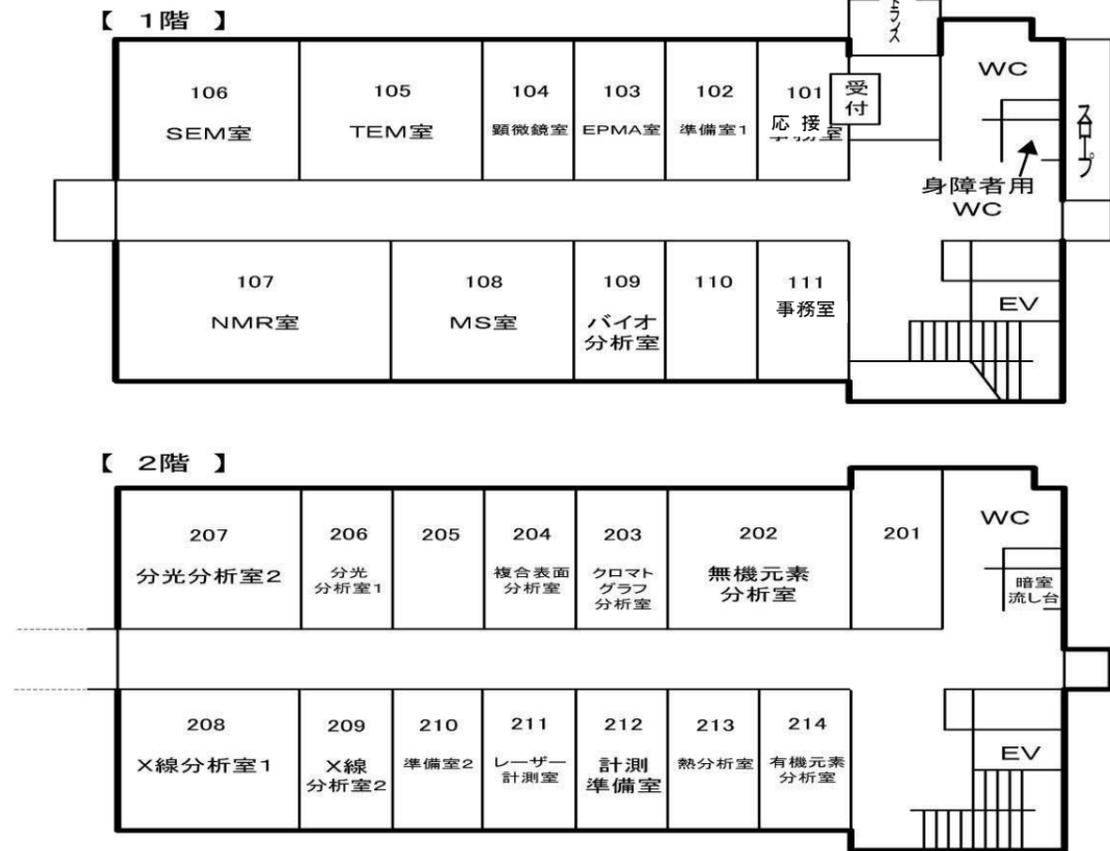
南棟

4F

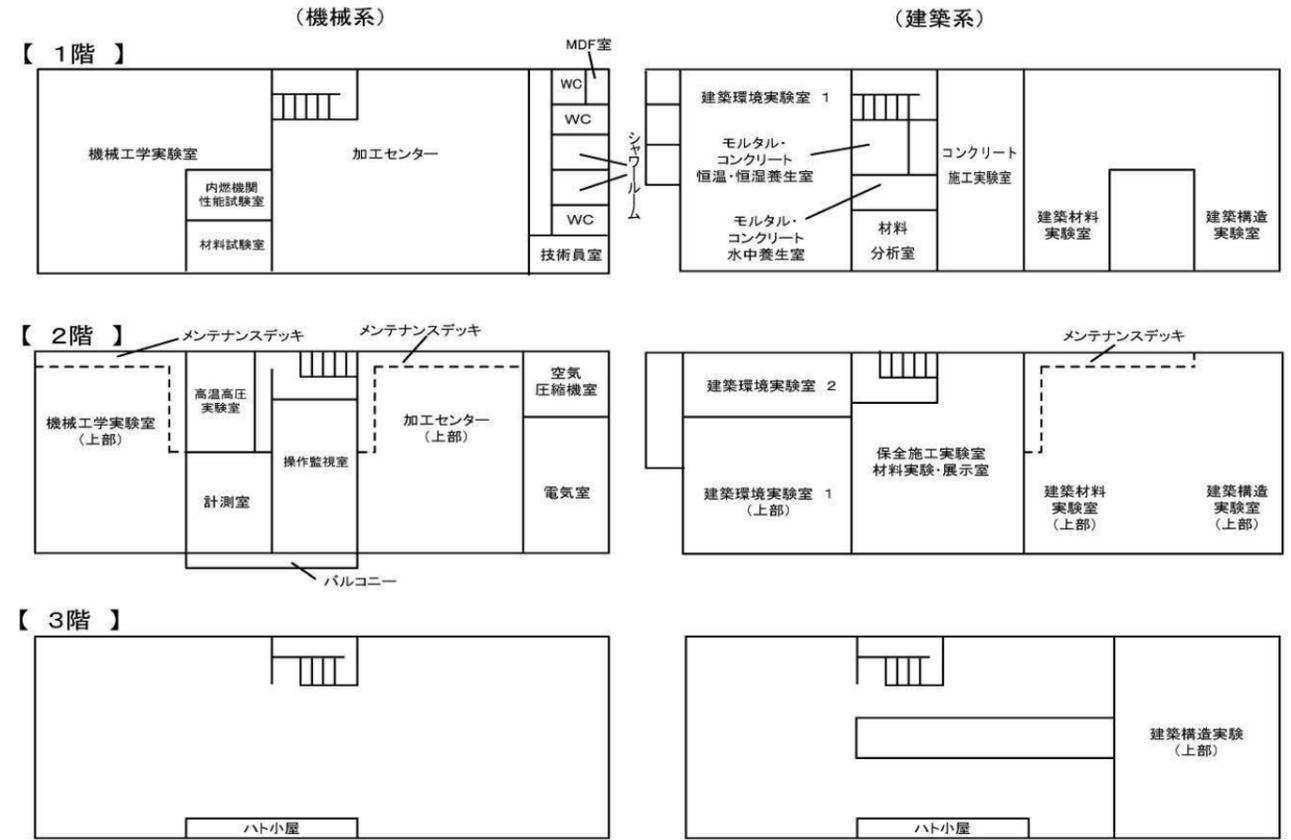
- 北棟**
- ☆ゼミ室・資料室等
 - ☆教員室
 - ☆会議室
 - ☆応接室
- 南棟**
- ☆実験室
 - ☆情報メディア演習室
 - ☆システム制御室
 - ☆VLSI設計室
 - ☆回路測定実験室

- 事務棟**
- ☆第1・第2会議室
 - ☆作業室
 - ☆知的財産管理相談室

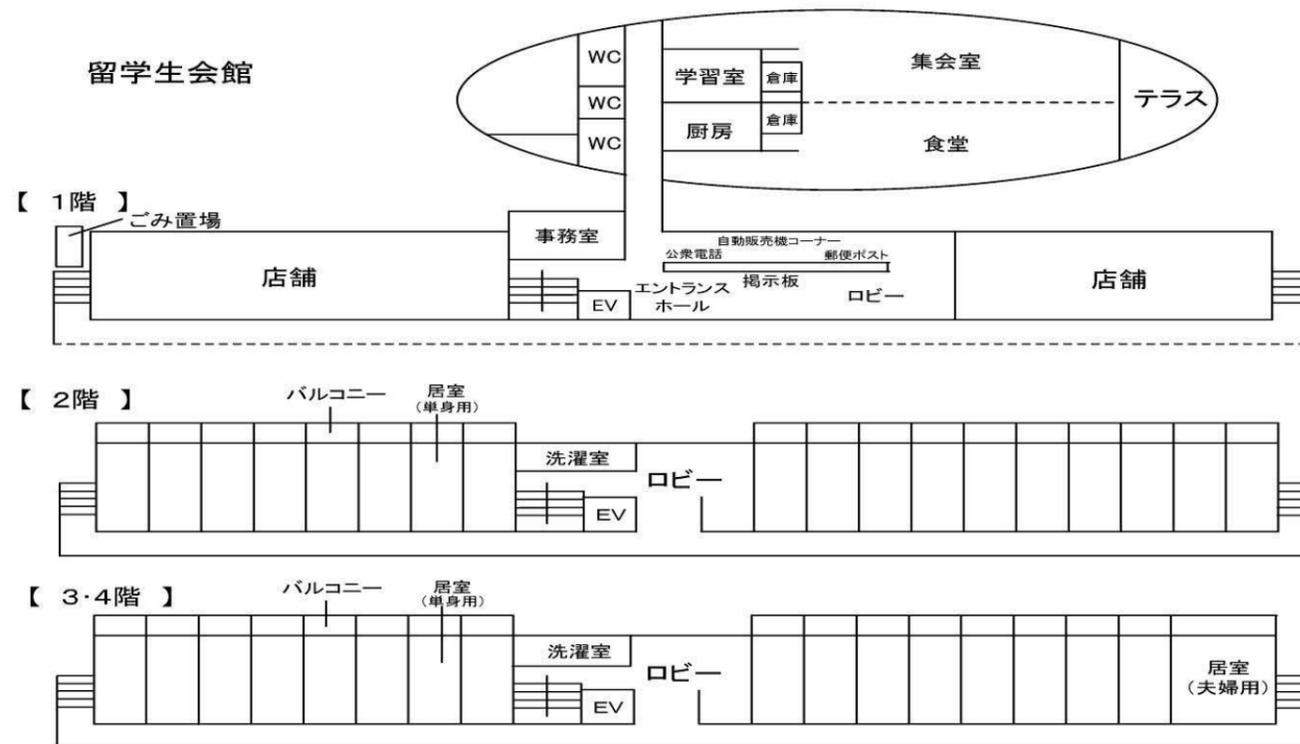
計測分析センター



特殊実験棟



留学生会館



キャンパスルール

大学は、豊かな教養と専門的知識を備えた人材を育て、学術の中心として研究を行うところです。

さらに、教室や校庭など学内は、皆さんが勉学や課外活動を行う生活の場でもあります。皆さんが人生の中で最も活動的な時間を持つ場所といっても過言ではないでしょう。そうした大切な時間を過ごす場所ですから、皆さん一人ひとりが気持ち良く過ごせるように、お互いに協力し、環境づくりに努める必要があります。

快適な勉学環境を維持し、有意義な学生生活を過ごすためには、**皆さん一人ひとりが学内ルールを守ることが大切です。**

この章では、大学での生活に必要な学内ルールを説明しています。良く読んで、充実した学生生活を送ってください。

この章で説明する手続き窓口一覧

項 目	対象学生及び受付窓口		備 考
	北方キャンパス生	ひびきのキャンパス生	
学 生 証 再 発 行	学 生 課 学 生 係	管 理 課 (学生担当)	
住 所 変 更 届			
保 証 人 変 更 届			
改 姓 (名) 変 更 届			戸籍抄本が必要です。
旧 姓 使 用 届			戸籍抄本が必要です。
欠 席 届			
学内施設使用許可願			使用1週間前までの申請が必要です。
ス ポ ー ツ 用 具 等 備 品 類 貸 出 申 請 書			使用1週間前までの申請が必要です。
通 学 証 明 書			
在 学 証 明 書	証 明 書 自 動 発 行 機 (学生課学生係)	証 明 書 自 動 発 行 機 (管理課学生担当)	
学 校 学 生 生 徒 旅 客 運 賃 割 引 証 (J R 学 割 証)			
健 康 診 断 証 明 書			証 明 書 自 動 発 行 機 (学生相談室)
卒 業 見 込 証 明 書 学 業 成 績 証 明 書 単 位 修 得 証 明 書	証 明 書 自 動 発 行 機 (教務課)	証 明 書 自 動 発 行 機 (管理課教務担当)	
教 員 免 許 状 取 得 見 込 証 明 書	教 務 課	/	
忘 れ 物 ・ 落 し 物	防 災 セ ン タ ー	管 理 課 (学生担当)	

※各種手続きを行う場合は、学生証の提示が必要です。学生証は必ず携帯しましょう。

1 掲示板の確認（大学からの連絡）

皆さんに必要な大学からの連絡事項は、すべて所定の**掲示板**を利用して行います。登校する時、帰宅する時には必ず掲示板を見るようにしてください。また、**一度掲示されたものは学生の皆さんが知り得たものとみなされ、掲示板を見なかったという理由で異議を申し立てることはできません**。十分に注意してください。

なお、北方キャンパスにおいては、掲示板は本館スロープ下、本館1階（教務課前・学生課学生係前・学生プラザ前）にあります。（12 ページ参照）

大学院生は、3号館2階エレベーター横の大学院生用掲示板も確認して下さい。（15 ページ参照）

ひびきのキャンパスは、北棟2階ウッドデッキに掲示板があります。（21 ページ参照）

2 学生証

学生証を忘れると各学期末試験は受験できません！

学生証は北九州市立大学の学生であることを証明する大切なものです。常に携帯し、請求があったら提示しなくてはなりません。また、学生証は、図書館の利用、各学期末試験、定期券の購入などでも必要なものです。ていねいに取り扱い、破損や紛失のないよう注意しましょう。有効期限が過ぎた場合や万一紛失した場合は学生証の再発行手続きが必要です。速やかに届け出てください。

また、ひびきのキャンパス生にとっては、学生証としてだけでなく、**キャンパスエリアカード**としての機能を有しており、校舎を入退室するとき、学術情報センター内の図書館を利用するときなどにも必要になりますので、破損、紛失等には十分気をつけてください。

窓 口	対 象 学 生	必 要 書 類 等
学 生 課 係 学 生	北 方 キ ャ ン パ ス 生	再交付願・旧学生証（破損・期限切れのとき） ・顔写真（3.3cm×3.3cm）1枚
管 理 課 学 生 担 当	ひびきのキャンパス生	再交付願・旧学生証（破損・期限切れのとき） ※顔写真は必要ありませんが、実費1,800円 が必要になります。

※ 学生証は、**学籍を離れた場合（卒業・退学・除籍）または無効となった時は直ちに**学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）に**返納**すること。

3 試験の不正行為

各学期末試験はもちろんのことその他の試験で不正行為、いわゆる**カンニングをしない、手助けしない**、ということは当然のことです。本学では、不正行為を防止することを目的に、「不正行為取扱規程」（131 ページ参照）を定めています。規程では、不正行為に該当する項目を10項目あげていますが、なかでも「紙片（カンニングペーパー）の所持」は実際に見なくても所持しているだけで不正行為となるので、試験を受ける際は疑惑を招くようなことはしないようにしてください。

もし、**不正行為を行うと、当該学期の受講申告科目のうち定期試験が実施されたすべての科目の成績評価が不可となり、進級や卒業に大きく影響**します。

4 盗難、忘れ物・落し物

盗難、忘れ物・落し物は、皆さんの心がけで防ぐことができます。貴重品は常に身に付けておく等、持ち物の管理には十分注意を払ってください。万一、盗難にあったときは、速やかに学生相談室（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ届け出てください。また、忘れ物・落し物をしたときは、防災センター（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へお尋ねください。

5 施設利用のルール

（1）喫煙

本学では、建物内は完全禁煙です。大学屋外においても、灰皿を設置してある指定場所を除いて禁煙です。喫煙は、屋外の灰皿が設置してある場所でのみ行えます。

（2）施設利用

施設利用については「公立大学法人 北九州市立大学施設管理規程」（133 ページ参照）を定めています。**次のような行為は禁止**です。①駐車場の鍵をこわす。②窓ガラスを割ったり、壁やドアをキズつける。③スケートボードやキャッチボールなど他人の迷惑となるようなスポーツ。④許可を受けていない火気の使用。⑤その他授業や通行及び付近の住人の方々の迷惑になるような一切の行為。故意又は過失により施設や設備をき損した場合は、損害に応じて弁償していただきます。

施設を利用するときは、時間や場所をわきまえ、他人の迷惑にならないようお互い注意しましょう。

（3）貸出教室利用

チャイムが鳴っても講義が終了するまでは、授業時間です。「休み時間」といっても先生が講義を続けている間の入退室は厳禁です。本来教室は授業を行うためにあるもので、学生への教室貸出は授業の合間に学生が利用できる制度です。そのことを念頭において教室を利用しましょう。（教室の貸出手続きについては 33 ページ「学内施設使用許可願」を参照）

（4）駐車場・駐輪場利用

北方キャンパス内の交通安全と勉学・研究環境の保持の必要性から「北九州市立大学北方キャンパス車両交通規制要領」を定めています。**通学は公共交通機関を利用することとなっていますので、学内への自動車の乗り入れは原則禁止**です。許可を受けることなく学内に駐車した車両には、注意文書を糊付けするとともに、厳重な措置を講じますので予め承知しておいてください。なお、自動車の学内駐車許可について、年 1 回、4 月上旬に申請を学生課学生係（北方キャンパス生）で受け付けていますので、掲示に十分注意してください。

バイクや自転車については、許可は不要ですが学内の所定の場所に駐輪してください。

最近、大学周辺の一般の方が借りている駐車場に学生が勝手に駐車し、近隣の住民から苦情が寄せられることが多くなっています。また、自動車のみならずバイクや自転車の所定外の駐輪や路上駐車により、通行の妨害となり他人に多大な迷惑をかけている学生がいます。そのような行為を行った学生には、厳重な措置を講じますので予め承知しておいてください。

また、ひびきのキャンパスについても、北方キャンパスと同様、**通学は原則として公共交通機関を利用すること**となっております。（なお、ひびきのキャンパスが所在する北九州学術研究都市の学生用駐車場の利用要件等については、管理課学生担当にお尋ねください。）また、自転車やバイクの駐輪については、キャンパスエリア内の所定の場所を利用してください。

6 健康保険・国民年金

皆さんが病気やケガをして病院で治療を受けるときに必要になるのが健康保険被保険者証です。下宿などで親元を離れて生活している人は、親などの加入している健康保険組合等から**遠隔地健康保険被保険者証**を発行してもらってください。発行の手続きには、**在学証明書、住民票**などの書類が必要になります。

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、自分の将来（老後）の生活を安定させるための制度です。学生も20歳になったら国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付しなければなりません。

学生本人の所得が一定基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予され、卒業後に納付することが出来る**学生納付特例制度**があります。（大学院の学生も対象となります）

学生納付特例制度の申請は年度単位となっていますので、在学期間中、継続してこの制度を利用する場合は毎年度申請が必要です。

詳しくは、162ページの「国民年金からのお知らせ」をご覧ください。

7 学生教育研究災害傷害保険・付帯賠償責任保険

大学の正課中や課外活動中などに傷害事故が発生した場合、本人や家族の精神的な打撃に加え、多額の治療費、つまり経済的負担を強いられる場合があります。こうした場合に備え、本学では入学手続き時にこの保険に加入していただくようお願いしています。

学生教育研究災害傷害保険

(1) 保険金が支払われる場合

本学の**教育研究活動中や通学中の急激かつ偶然の外来の事故**によって、**身体に傷害を被った**ときに支払いの対象となります。

なお、教育研究活動中とは、①正課中 ②学校行事中 ③学校施設内にいる間 ④学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間をいいます。また、通学中とは、大学の授業または課外活動等への参加のために、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く）により、住居と学校施設等との間を往復する間をいいます。

(2) 保険金が支払われない場合

故意の事故、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格運転・酒酔運転、危険を伴う課外活動などによる傷害があります。

(3) 保険期間と保険料

(平成21年4月1日現在)

保険期間	文 系		理 系
	右記以外の学生	地域創生学群（夜間特別枠）	
1年間	950円	400円	1,200円
2年間	1,700円	700円	2,100円
3年間	2,500円	1,000円	3,050円
4年間	3,200円	1,300円	3,900円

(4) 申込方法

新入生に対しては、入学手続きのとき標準在学年数（2～4年）分の保険料を一括納入していただいています。

留年及び休学などで卒業が延びる場合は、入学時に申し込んだ保険期間が超過することにな

りますので、改めて学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）で加入申し込みの手続きをとってください。申込期間は、例年4月1日～4月中旬となっています。

(5) 事故報告

もし、正課中や課外活動中などに傷害事故が発生した場合は、事故発生から30日以内に学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ申し出てください。

(6) 保険金請求

治療終了後、保険金の請求が必要となるので、学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ申し出てください。

学研災付帯賠償責任保険

正課・学校行事中・大学が認めたインターンシップ・教育実習等（往復途中を含む）で、**他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたときの損害賠償を補償する制度**です。

学生教育研究災害傷害保険の付帯保険で任意加入ですが、インターンシップや教育実習等では、ほとんどの受け入れ団体から賠償責任保険加入を義務付けられています。

賠償保険の加入手続きや詳細については、学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）に相談してください。

・加入コースと保険料

（平成21年4月1日現在）

加入コース	対象となる活動	保険料（年額）
Aコース （学研賠）	正課、学校行事、大学が認めたインターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・ボランティア活動およびその往復途中	340円
Bコース （インターン賠）	大学が認めたインターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・ボランティア活動およびその往復途中	210円

8 各種届出・申請書・証明書等の手続き

届出・申請など書類の作成にあたっては黒のボールペンで記入してください。

(1) 住所変更届

学生の皆さんや保証人の住所や電話番号・Eメールアドレス（自宅・携帯）が変わったときは、速やかに学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ届け出てください。

この届出を怠ると、大学から緊急の連絡が取れず、皆さんが不利益をこうむることもあります。

(2) 保証人変更届

何らかの事情があつて保証人が変わったときは、速やかに学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ届け出てください。

(3) 氏名変更届

氏名が変わったときは、本人の**戸籍抄本**を添えて、速やかに学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ届け出てください。

(4) 旧姓使用届

婚姻等で、戸籍上の氏を改めた後も大学では旧姓を引き続き使用したいときは、学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へご相談ください。

(5) 欠席届

課外活動で各種大会に出場する場合や教育実習、正課又は学校行事として認められた介護体験、忌引きなどの理由で講義に出席できない場合、その理由を証明するものです。欠席届に必要な事項を記入し、署名押印の上、**欠席日の前後2週間以内**に学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ届け出てください。

欠席届は、欠席の理由を証明するもので、これを担当教員へ提出しても出席扱いにするかどうかはその教員が判断します。ただし、忌引きについては、「学生の忌引きについての取扱い基準」に基づいて所定の期間が出席扱いとなります。

病気等の個人的理由については、欠席届は発行しません。その場合は、理由が証明できるもの（入院の際の領収証など）を持って、直接担当教員に申し出てください。

学生の忌引きについての取扱い基準（抜粋）

親 等	期 間
配偶者および一親等内の親族（父母、子）	7日以内
二親等内の親族（祖父母、兄弟姉妹）	3日以内
三親等内の親族（曾祖父母、伯叔父母、甥、姪）	1日以内

添付書類 忌引きの場合は、会葬礼や案内状など死亡者が特定できるものを添付すること。

(6) 学内施設使用許可願

課外活動などで、貸出教室・グラウンド・体育館を使用したいときは、**使用1週間前までに**学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ申し出てください。なお、本許可願の対象は、本学学生及び本学学生が主体となって活動している団体に限ります。

施設の利用は、**授業などの学校行事を優先**するため、事前に許可を受けていた場合でも、貸出教室を利用できない場合がありますので、ご注意ください。

(7) スポーツ用具等備品類貸出申請書

学校行事などで用具を使用したいときは、**使用1週間前までに**スポーツ用具等備品類貸出申請書を学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ申し出てください。

用具区分	貸出用具の種類
スポーツ	ソフトボール用具 バドミントン用具 卓球用具 等
大学祭	折りたたみ机 単椅子 三連椅子 テント 暗幕 等
放送	アンプ ハンドマイク ワイヤレスマイク マイクスタンド 等

(注意) 用具類の管理は適切に行い、汚れた物はきれいに掃除して返却してください。
紛失・破損については、弁償していただきます。

北方キャンパス及びひびきのキャンパスでは用具の種類が違う場合があります。

(8) 在学証明書

在学証明書は、所得税の扶養控除、遠隔地健康保険被保険者証の発行などの手続きに必要となります。**在学証明書の交付を受けるときは、原則として証明書自動発行機での交付となります。**

なお、英文による証明書については、学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ申し出てください。ただし、**発行までに1週間程度を要します**のでご注意ください。

(9) 通学証明書

通学証明書は、通学のために公共交通機関の通学定期券を購入するときに必要です。利用する公共交通機関の定期券購入申込書に必要事項を記入し、学生証を添えて学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ提出してください。JR・モノレールの通学定期券購入申込書は、北方キャンパス学生課学生係窓口・ひびきのキャンパス管理課学生担当窓口に置いています。それ以外の申込書は各自で用意して証明を受けて下さい。

なお、JR・モノレールの継続定期券を購入する場合は学校の証明は必要ないので、直接定期券発売窓口で学生証と旧定期券を提示して購入してください。

(10) 学校学生生徒旅客運賃割引証【学割】

JRを利用して**片道100km以上の旅行をする**ときに、旅客運賃の割引が受けられます。**学割証は証明書自動発行機での交付となります。**

また、1人当たりの発行限度枚数の制限はありませんが、必要以上に交付を求めないようにしてください。不正利用を発見されると、学割証の発行停止などの処分が行われ、大学全体に影響がありますので、十分注意してください。

(11) 健康診断証明書

就職活動で企業などから健康診断書の提出を求められます。**健康診断証明書は、毎年の定期健康診断を受診していなければ、発行することができません**ことがありますので**必ず毎年受診してください**。健康診断証明書は**証明書自動発行機での交付となります**。

※健康診断証明書の発行は、在学生のみの対象となります。

(12) 卒業見込証明書

企業面接を受けたり公務員試験、教員試験を受験するとき、大学院へ入学願書を提出するときなどに必要になります。交付を受けられるのは、4年生になって、それぞれの学部で定められている発行要件（「履修ガイド」参照）を満たした場合です。**卒業見込証明書の交付を受けるときは、原則として証明書自動発行機での交付となります。**

なお、両キャンパス共に、英文による証明書については、教務各担当窓口へ申し出てください。ただし、**発行までに1週間程度を要します**のでご注意ください。

(13) 学業成績及び単位修得証明書

卒業見込証明書と同様に就職や大学院進学に必要です。また、奨学金の応募にも必要となります。国家試験などの資格取得や海外の大学などで研修を受ける場合にも必要となる場合があります。**各証明書の交付を受けるときは、原則として証明書自動発行機での交付となります。**

なお、両キャンパス共に、英文による証明書については、教務各担当窓口へ申し出てください。ただし、**発行までに1週間程度を要します**のでご注意ください。

(14) 教員免許状取得見込証明書

4年生になって、教員試験を受験するときなどに必要になります。教員免許状取得見込証明書の交付を受けたいときは、教務課（北方キャンパス生）へ申し出てください。それぞれの学部担当係で交付します。ただし、**発行までに1週間程度を要しますのでご注意ください。**

9 学生用の掲示板利用

課外活動で学生を対象に掲示を行う場合は、学生専用の掲示板を利用してください。期限の過ぎたものは責任を持って取り外し、長期間放置することのないよう注意してください。学生専用の掲示板以外に掲示しているものは撤去します。

なお、学生用の掲示板は、北方キャンパスにおいては、本館地下1階多目的ホール前通路と1号館各階ホールにあります。ひびきのキャンパスにおいては、北棟2階学内情報ギャラリーにあります。

授 業 料

皆さんが大学で学ぶためには、授業料を納入することが前提となります。授業料の納入期限は、年2回に分けられています。

また、本学には、授業料の納入が困難な場合に、授業料の減免や各種奨学金の制度があります。

この章では、授業料の納入方法と授業料の減免制度について説明します。

○授業料

区 分		金 額	納 入 期 限	
学 生	外国語学部 経済学部 文学部 法学部	年額 535,800 円	下記「納入期限」 のとおり	
	地域創生学群	通常枠		年額 535,800 円
		夜間特別枠(*2)		年額 267,900 円
	国際環境工学部			年額 535,800 円
大 学 院		年額 535,800 円		
研 修 員	実験を要する部門	月額 37,100 円	3ヶ月分に相当する 額を3ヶ月ごとにそ の当初の月の末日	
	実験を要しない部門	月額 18,500 円		
研 究 生		月額 29,700 円		
コミュニティ・コース受講生	総合コース	年額 189,600 円	年額を受講許可の日 から10日以内又は年 額の2分の1に相当 する額を6ヶ月ごと にその当初の月の末 日	
	入門コース	年額 94,800 円		
科目等履修生 特別科目等履修学生 委託生		1単位 14,800 円	履修許可の日から 10日以内	

*2009年度以降に、編入学・再入学等により外・経・文・法学部の昼間主コースまたは夜間主コースに在籍する学生の授業料については、昼間主コースは(*1)、夜間主コースは(*2)と同様とする。

※在学中に授業料の改定および納入方法等の改定が行われた場合には、改定時から適用されることとなります。

○納入期限

区 分	納入期限		年 額
	第1期	第2期	
	4月30日	10月31日	
外国語学部 経済学部 文学部 法学部	267,900 円	267,900 円	535,800 円
地域創生学群	通常枠	267,900 円	535,800 円
	夜間特別枠(*2)	133,950 円	267,900 円
国際環境工学部	267,900 円	267,900 円	535,800 円
大 学 院	267,900 円	267,900 円	535,800 円

*2009年度以降に、編入学・再入学等により外・経・文・法学部の昼間主コースまたは夜間主コースに在籍する学生の納入期限および金額については、昼間主コースは(*1)、夜間主コースは(*2)と同様とする。

※納入期限が金融機関休業日の場合は、翌営業日までです。

1 授業料納入方法

納入期限日（当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日）に口座振替により、納入していただきます。

2 口座振替取扱金融機関

福岡銀行、西日本シティ銀行、山口銀行、福岡ひびき信用金庫、郵便局（ゆうちょ銀行）

3 口座振替できなかった場合の授業料納入方法

各キャンパスの授業料徴収窓口で現金を持参していただくか、大学指定の払込書により上記「口座振替取扱金融機関」で入金してください。但し、金融機関から入金の場合、手数料は納入者負担となります。

（注 意）

- （1）納入期限日に納入ができなかった場合は、改めて納入指定期日を記した督促状を送付します。
- （2）督促状の納入指定期日を過ぎた場合は、除籍されます。

（問い合わせ先）

〒802-8577 北九州市小倉南区北方四丁目2番1号
公立大学法人 北九州市立大学 総務課
TEL 093-964-4005 FAX 093-964-4000

4 授業料の減免

皆さんが大学で学ぶためには、授業料を納入することが前提です。しかしながら、家庭の経済的事情や天災地変等の不慮の災害により、授業料の納入が困難となった場合に授業料を減免する制度があります。

この制度の適用を受けるためには、定められた期間内に申請する必要があります。詳細については、学生課学生係（北方キャンパス生）または管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ、直接相談に来てください。

授業料減免の関連法令	本書参照ページ
北九州市立大学授業料等に関する規程 第4条	122 ページ
北九州市立大学授業料等減免及び徴収猶予取扱要領	127 ページ

学 生 支 援

北九州市立大学のキャンパスは、授業はもちろんのこと、サークル活動や学生同志または教員との交流を図り、皆さんの人生の中で最も活動的で楽しく有意義な時間を過ごす絶好の場所です。

皆さんが有意義な学生生活を過ごすためには、しっかりした経済的基盤をもって、健康で文化的な日常生活を築く努力が必要です。

本学では、皆さんのこうした日常生活を援助するため、奨学金の募集案内、アルバイトの紹介、定期健康診断などを行っています。

1 奨学金

奨学金には、**日本学生支援機構（旧日本育英会）**と**その他（地方公共団体、民間団体等）**の奨学金があります。

奨学金には、**貸与と給付**のものがありますが、ほとんどの奨学金は貸与となっており返還することが原則です。借りた以上は、制度維持のためにも必ず返還しなければなりません。このことを念頭において応募してください。

奨学金に関する情報は、掲示板でお知らせします。応募したい場合や奨学生となった場合は、この掲示板に目を通すよう心がけてください。大事な連絡事項を見落とすと、奨学金の申込みができなかったり、貸与が停・廃止になったりして本人に不利益となることがありますので、十分に注意してください。詳細については、学生課学生係（北方キャンパス）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス）へお問い合わせください。

2 アルバイトの紹介 アルバイトは必要最小限にとどめ、できる限り学業に専念を！

アルバイトは、学業不振・事故・生活の乱れなどの弊害を伴うことが少なくありません。しかしながら、学資の不足を補う場合や人格形成あるいは職業選択のための自己の適性を知る機会になる場合もあります。

本学では、アルバイトを希望する学生の要望に応えるため、企業などから依頼のあったものについてホームページ上で概略を紹介しています。

【注 意】

- (1) 本学が求人企業などを直接調査しているわけではないので、希望者は慎重に判断してアルバイトを選択し、自らの責任において一切の処理をしてください。
- (2) 就労にあたっては、北九州市立大学生として責任ある態度で臨み、無断で辞めたり、欠勤や遅刻をしたりすることがないように注意してください。
- (3) 掲載された労働条件と実際とが違ふ、賃金の不払いなど、就労に関してのトラブルが生じた場合は、遠慮なく学生課学生係（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ相談に来てください。

【一般アルバイト紹介方法】

- (1) ホームページ上で、北九州市立大学アルバイト紹介システム (<http://www.aines.net/kitakyu-u>) にアクセスしてもらい、閲覧後、希望するアルバイトの求人先に電話で申し込んでください。（閲覧には、大学が交付する e-mail アドレスが必要になります。）
- (2) 求人先に電話で申し込んだ後に**辞退する場合は必ず求人先に電話で連絡**してください。

3 定期健康診断

今までに定期健康診断で自覚症状のない重大な疾患が判明したケースもありますので、**毎年必ず受診**してください。**就職活動や教育実習・介護実習は健康診断証明書が必要です。毎年の定期健康診断を受診していなければ、健康診断証明書を発行することができないことがありますので注意してください。**

定期健康診断は、例年4月（ひびきのキャンパスは例年5月）に実施しています。詳細な日程は、**掲示板**でお知らせします。

学 生 相 談

『大学に入ってはみたものの、さて何をしたものか。』
『大学受験でおもいきり疲れが溜まってしまった。』
『何となくやる気がなくなった。』
『え〜と、どんな科目を履修すれば良いのかなあ。』
『あと何単位取れば卒業できるのかなあ。』
『友達もできないし、一人ぼっちで寂しいなあ。』
『勉強したくても、授業料が払えないよう。』
『就職すべきか？ 進学すべきか？』
『休学すべきか？ 退学すべきか？』
『親に相談しても理解してもらえない。』
『サークル活動でトラブル発生！さあ、どうしよう。』

そんな皆さんの悩みをいっきに解決する術がこの章でわかります。

1 学生相談室（カウンセリングルーム）

「対人関係」「生活」「心理（意欲・気力）」「勉強」「健康」など、あらゆる相談に専門のカウンセラーが応じます。

プライバシーは完全に保護されますから、安心して相談に来てください。

【北方キャンパス】

- (1) 開室状況 10:00 ～ 18:00 (月～金)
相談日は、カウンセリングルーム前の予約ボードで確認してください。
※夏休み期間などは開室時間が変わることがあります。(学生プラザ前の掲示板で確認してください。)
- (2) 予約方法 カウンセリングルーム前の予約ボードに印をつけてください。また、学生相談室や保健室でも予約や変更を受け付けています。
- (3) 相談場所 本館B棟 1階 カウンセリングルーム
電話 (093) 964-4016

【ひびきのキャンパス】

- (1) 開室状況 10:30 ～ 16:30 (週2回)
相談日は、学生相談室及び掲示板で確認してください。
- (2) 予約方法 学生相談室(相談日のみ)及び保健室にて受け付けています。
また、Eメールでも受け付けています。
Eメールアドレス: counselor@env.kitakyu-u.ac.jp
- (3) 相談場所 事務棟2階 学生相談室(保健室の前)

学生相談室（ひびきのキャンパスは管理課学生担当）では学生異動（休・退学等）の相談についても受け付けています。学生異動の種類について説明します。

① 休学

疾病その他やむを得ない理由のために3月以上修学することができない場合、本人の願い出により教授会の審議を経て、学長が許可します。

休学をしたいと思ったら、まず、学生相談室（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ相談に来てください。願い出の日を遡って休学の開始を行うことはできませんので、休学を考えている学生は、事前に手続きを完了させておいてください。

【休学が許されたら】

- (1) 休学期間中の授業料は、徴収しません。ただし、授業料納入期の期間の途中で休学した者は、休学した日の属する期の授業料を納めなければなりません。
- (2) 休学期間は、在学期間に算入しません。
- (3) 学部生の休学期間は、4年を超えることはできません。また、大学院生の休学期間は、修士・博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えることはできません。

② 退学

退学しようとする者は、本人の願い出により教授会の審議を経て、学長が許可します。ただし、退学する日の属する期の授業料は納めなければなりません。

退学をしたいと思ったら、まず、学生相談室（北方キャンパス生）もしくは管理課学生担当（ひびきのキャンパス生）へ相談に来てください。願い出の日を遡って退学をすることはできませんので、退学を考えている学生は、事前に手続きを完了させておいてください。

③ 除 籍

各期の授業料について、督促を受け、指定期日までに納入しない場合及び在学期間、休学期間を超過した場合は除籍されます。

④ 復 学

復学は、休学理由が解消した場合、本人の願い出により教授会の審議を経て、学長が許可します。休学者には、事前に復学関係書類を保証人の住所へ郵送します。

⑤ 再 入 学

退学した者又は授業料未納により除籍された者で再入学を志願するものは、一定要件のもと、教授会の審議を経て、学長が許可します。

なお、在学期間超過又は休学期間超過により除籍された場合は再入学することはできません。

2 ハラスメント相談

本学においては、ハラスメントを防止し、健全で快適な教育・研究環境及び労働環境をつくるために「北九州市立大学におけるハラスメントの防止及び対策についての指針」を定めています。さらにこの指針に基づき、「北九州市立大学におけるハラスメントの防止に関する規程」を定め、ハラスメントの防止に関し必要な事項を規定しています。(本書 117 ページ参照)

ハラスメントとは次に掲げる行為をいいます。

1 セクシュアル・ハラスメント

- (1) 相手方の意に反する性的な言動を行い、それに対する対応によって、就学、就労、教育または研究を行う上で、一定の利益または不利益を与えること、もしくは与えようとする事。
- (2) 相手方の意に反する性的な言動を行うことにより、就学、就労、教育又は研究を行う環境を著しく損なうこと。

2 アカデミック・ハラスメント

- (1) 教育研究上の権限又は優越的地位を不当に利用して、これに抗し難い地位にある者に対して、教育研究又は職務上の著しい不利益を与えること、もしくは与えようとする事。
- (2) 教育研究上の権限又は優越的地位を背景にした不適切な言動又は差別的な取扱いにより、就学、就労、教育又は研究を行う環境を著しく損なうこと。

3 その他上記に類する行為

正当な理由なく、誹謗、中傷、嫌がらせ、差別的な言動、相手の意に反する行為の強要などをすることにより、就学、就労、教育又は研究を行う環境を著しく損なうなど一定の不利益を与えること。

このようなハラスメントの被害にあったら、ひとりで悩んだりせずすぐに人権・ハラスメント相談員に相談しましょう。電話やEメールでの相談も受け付けています。相談者の名誉やプライバシーを絶対に守りますので、安心して相談してください。

また、ハラスメントかどうか判断できない場合であっても、あなたが相手方の不適切な言動を「不快だ。」と感じたら、相手に対して言葉と態度ではっきりと「自分は望んでいない。」こと、「不快である。」ことを伝えるよう心がけてください。

3 保健室

学内でのケガや急な病気にかかった場合に、応急処置や病院の紹介などを行っています。
また、健康に関する相談にも応じており、アルコールパッチテストや身体計測等も随時行っています。

なお、学校医（内科医・精神科医）が月に一度来学し、学生の健康相談に応じています。
（健康相談日については保健室前の掲示板でお知らせします。）

【北方キャンパス】

(1) 開室時間 月～金 9:00 ～ 18:00 土 9:00 ～ 12:15

※夏休み期間などは開室時間が変わることがあります。（学生プラザ前の掲示板で確認してください。）

(2) 相談場所 本館B棟 1階 保健室
電話 (093) 964-4016

【ひびきのキャンパス】

(1) 開室時間 月～金 8:30 ～ 17:15（昼休み 12:15 ～ 13:15）

(2) 相談場所 事務棟2階 保健室
電話 (093) 695-3350

4 その他の相談窓口

上記以外にも、それぞれの悩みに応じて相談を受け付けています。

【北方キャンパス】

(1) 学生課学生係

奨学金制度、授業料減免、学生教育研究災害傷害保険に関すること等について相談に応じています。

Eメールでも相談を受け付けています。

Eメールアドレス：ggakusei@kitakyu-u.ac.jp

(2) キャリアセンター

キャリアセンターでは、学生の進路・就職相談に応じています。また、キャリアセンターには、企業・公務員などの募集要項をはじめ、進路に関する情報をそろえています。

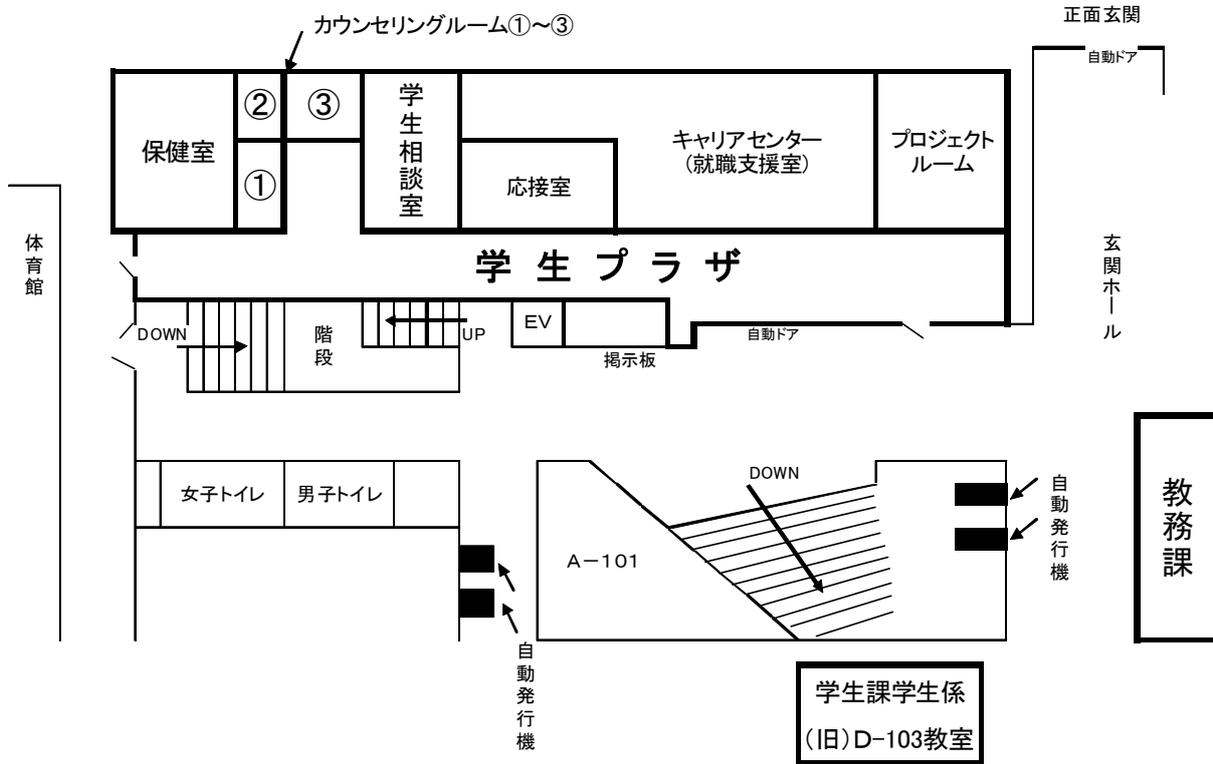
(3) 教務課各学部・学群・研究科担当係

卒業や3年生への進級に必要な単位や教科について、また、集中講義、時間割、履修の仕方などの相談や質問を受け付けています。

特に、「履修ガイド」と「シラバス」はよく読んでください。また、教務課の掲示板は、必ず見ておきましょう。（大学院生は「講義要項」をよく読んで下さい）

学生相談室では、その他、大学生活を送るうえで生じる様々な問題の相談に応じる「学生何でも相談窓口」を開設しています。どこに相談したら良いのか分からない悩みも受け付けていますので、気軽に利用してください。

【北方キャンパス】



【ひびきのキャンパス】

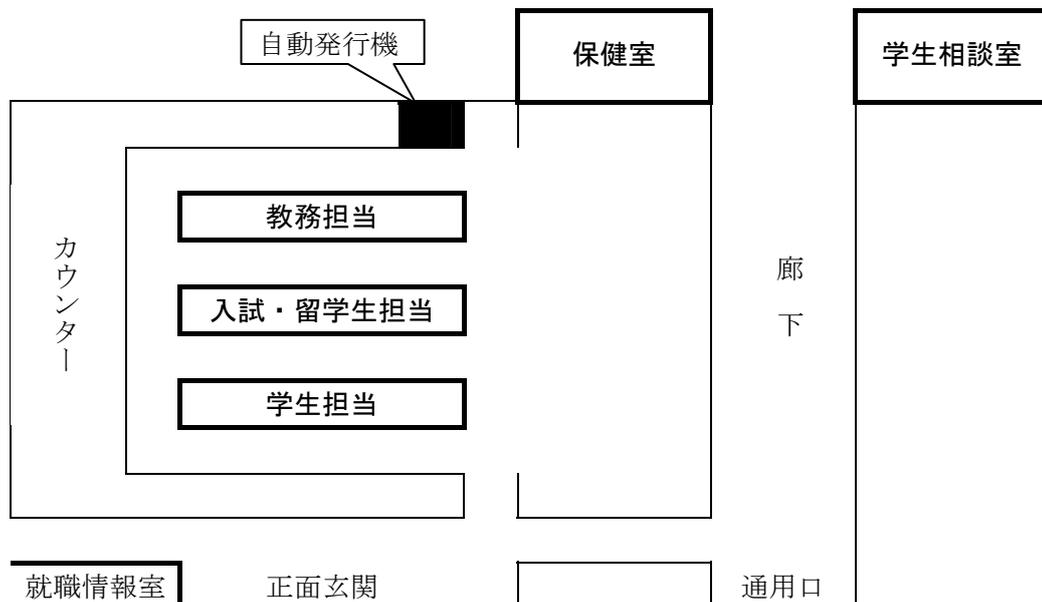
ひびきのキャンパスにおいては、全て管理課（事務棟2階）で相談を受け付けています。

授業や単位についての相談は、教務担当へ。

入試や留学生についての相談は、入試・留学生担当へ。

その他の相談は、学生担当へ。

※学生担当 E メールアドレス：gakusei@env.kitakyu-u.ac.jp



お互いの人格を尊重しあう 人間関係を目指して

平成 16 年に大学生による性的不祥事が相次いで発覚し、社会的にも大きな問題となりました。本学の学生も 18 歳未満の青少年にわいせつな行為を行ったことで福岡県青少年健全育成条例違反により処罰されました。

これらの不祥事は、特定の個人による特殊なケースかもしれませんが、この問題を深く考えていくとき、その背景には社会的な要因があり、日常的に起こりうる問題が部分的に表面化したものと考えています。

セクシュアル・ハラスメントも含めて、これらの不祥事は、個人の人権、人格、さらには人間の尊厳にかかわるものです。大学というひとつの「スクールコミュニティ」の中でお互いを自律した個人として尊重しあって、学生の皆さんとともに、より良い関係性を築いていきたいと願っています。

学生の皆さんには以下の問いかけを理解していただきたいと思います。

1 あなたは学生時代に行う多少の逸脱行為は許されると思いませんか。

「子どもの権利に関する条約」では18歳以上はおとなと見なされています。大学生の皆さんは、たとえ選挙権がない場合でも、ひとりのおとなとしての責任を求められています。大学生という時期は、ある意味で「社会的モラトリアム」の時期であり、多少の羽目はずした行為も社会から寛容に見られるだろうという思い込みが意識の中に潜んでいないか考えてみてください。

また、学生による不祥事はたまたま、スポーツ選手によるものが多かったわけですが、運動系あるいは文化系を問わず、世間に高く評価されているという意識が「自分たちは何をやっても許される。」といった甘い特権認識を生み出しやすいという指摘もあります。

社会的に高く評価される立場こそ、より高い倫理性が求められるのです。

2 あなたは相手が18歳未満でも、性関係を持つことに「合意」があれば問題はないのだと考えていませんか。

18歳未満の青少年は、心身ともに成長過程にあり未完成な状態にあるため、おとなによってその権利が守られ擁護されるべき存在です。よって、自分の性的欲求のために18歳未満の青少年を利用することは、たとえ相手の「合意」があっても許されることではありません。福岡県青少年健全育成条例は、相手方である青少年の同意又は承諾がある場合でもいん行又はわいせつな行為を行うことを禁じています。

また、「自分自身をかけたがえのない大切な存在である」と感じられない少年少女の場合、人権を侵害されても傷つくだけの価値さえ自分に認めることができないこともあります。自尊感情の持てない人は、単に性的欲望のために身体を利用されている関係でさえ、「自分が必要とされている」と受けとめることがあるのです。

このように、性的に利用される関係を拒否することができないといった、少年少女の抱える弱さにつけこむ行為は、「反道徳的行為」であり社会的に許されるものではありません。

3 問題だと感じたときに自分自身の意思を表明することができていますか。

一連の不祥事をみたとき、これに加わった人たちの中には、集団の雰囲気流されて自分自身を見失う例があるようです。そうした人の中には、心の中で「それはよくないのではないか。」という思いを抱いた人はいるはずですが、しかし結果的に「犯罪行為」に加わることがあり、あとで深い後悔の念に打ちのめされるのです。まわりの雰囲気に流されることなく、勇気をもって自分自身の良心に基づいて発言、行動することが、あなた自身を守り、また他者の人権を守ることとなります。これからの市民社会の担い手として、皆さんには集団のなかで、自分自身の良心に従って行動する「自律の精神」を発揮してほしいと思います。

4 あなたは無意識のうちに異性との関係で暴力を行使したり、暴力を受け入れたりしていませんか。

学生間関係における広い意味での「暴力」の問題は、ほとんど事件化しませんが、皆さんの周りではどうでしょうか。

親密な関係であればあるほど、その中で暴力が隠蔽され、その罪が問われることがなくなるのです。暴力が行われる理由のひとつとして、自らの心の中にある葛藤を言葉で表現できず、葛藤を相手に対する暴力、暴言として表現してしまうことが考えられます。また、男性の方が暴力の加害者になることが圧倒的に多いのですが、歪んだ「男らしさ」の感覚にとらわれてし

まうと相手を一方的に支配することに自分のよりどころを求めたり、自分の疎外感が何に原因しているのかといった本質的な問題から目をそらして、かえって自分自身を見失うこともあります。

暴力を受ける方も、とくに人間の尊厳を十分に育めないとき、暴力的な関係に対して抑圧を感じていても、関係を失うことを恐れて暴力を拒否できなかつたり、さらに自分を傷つける関係にしがみついたりすることもあります。

お互いを個人として尊重しあうことができない「支配－従属の関係」は、お互いの良きパートナーシップの関係を阻むものです。こうした支配・従属の関係から自由になって、人と人が相互に人格を尊重しあえる社会を目指したいものです。

5 あなたの日々の行動は、課外活動を含めて、学生による学生のための民主的、自治的な活動になっていますか。

学生による不祥事の背後には、課外活動やサークル内に抑圧の構図が存在していることがあります。一般論として言えば、課外活動が学生自身による自主的、民主的に運営されるのではなく、指導的立場の人たち（上級生やOBを含む）による「パワーの濫用」、すなわち一方的な指導や統制によって運営され、そのことに対する意見表明や異議申し立てが困難であるときがあります。そういった場合には、構成員の抱える抑圧感やストレスは増大し、「バカ騒ぎ」などの逸脱行為でストレスの発散をすることがあると言われています。

皆さんの日常の活動を振り返り、そこで感じたことや納得のいかないことを自由に表現していくことが、相互に理解を深め、個々人を尊重しあえる協力関係を築く上で大切だと考えます。

最後に学生の皆さんに再度、次のことを自覚していただきたいと思います。

1 相互尊敬の関係を築くこと

様々な社会的な活動の中で、自他の人格を互いに尊重しあう関係を築いていきましょう。

2 自律の価値を尊重すること

集団の雰囲気にならなれず、自らの規範と倫理に従って行動しましょう。自分の意に反することに對し自分で異議を表明することはあなたの権利であり、あなた自身への責任です。

3 市民社会の担い手としての責任を果たすこと

社会における自由と責任の関係をよく理解し、他人の自由と人権を侵害しないように努力しましょう。

平成 17 年 3 月 25 日

北九州市立大学 学生部委員会作成

交換留学 派遣留学 海外語学研修 留学支援語学講座

北九州市立大学では、より幅広い教育環境を提供するため、海外の大学と協定を締結し、1年間の『交換留学』、半年間の『派遣留学』、休業期間中を利用しての『海外語学研修』を実施しています。

また、留学を目指す学生のために『留学支援語学講座』を開講しています。

この章では、交換留学・派遣留学・海外語学研修・留学支援語学講座の内容について説明します。

国際交流に関する情報は、下記 URL にもあります。

URL : http://www.kitakyu-u.ac.jp/campus/student_affairs/study/index.html

学生交流協定校（平成 21 年 1 月現在）

No.	派遣先大学	国名	協定内容			URL
			交換 留学	派遣 留学	語学 研修	
1	クイーンズランド大学	豪州	○			http://www.uq.edu.au/
2	タスマニア大学	豪州	○		○	http://www.utas.edu.au/
3	オックスフォード・ブルックス大学	英国	○			http://www.brookes.ac.uk/
4	大連外国語学院	中国	○		○	http://www.dlufl.edu.cn/
5	カーディフ大学	英国	○		○	http://www.cardiff.ac.uk/
6	ピッツバーグ大学	米国	○			http://www.pitt.edu/
7	仁川大学校	韓国	○			http://www.incheon.ac.kr/
8	克蘭フィールド大学	英国	○			http://www.cranfield.ac.uk/
9	タコマ・コミュニティカレッジ	米国		○	○	http://www.tacomacc.edu/
10	オールド・ドミニオン大学	米国			○	http://www.odu.edu/
11	ダグラスカレッジ	カナダ			○	http://www.douglas.bc.ca/
12	北京語言大学	中国			○	http://www.blcu.edu.cn/

※ 各大学の情報についてはホームページをご覧ください。

交換留学

学生交流協定に基づき海外の協定校へ、約 1 年間留学する制度です。

1 留学期間

1 年間

2 単位認定

留学先の大学で取得した単位は、教育上有益と認めるとき、また、本学の所属学部における授業科目表に対応すると認められる科目がある場合に、本学の単位として認定されます。

※成績評価は、「認定 (N)」となります。

3 授業料・奨学金など

○学生交流協定に基づき、留学先大学での授業料が免除されます。

※休学せずに派遣されるため、留学期間中も本学授業料は納入しなければなりません。

○独立行政法人日本学生支援機構『短期留学推進制度』における奨学金支給を申請。

※大学がまとめて申請。成績優秀者に支給されます。（平成 20 年度実績 1 名）

○上記の奨学金の選考から選ばれた学生の中で成績優秀者に対し、北九州市立大学及び北九州市立大学国際交流基金から補助金が支給されます。

※北九州市立大学国際交流基金の補助金を受けるには、同窓会・後援会費を完納していなければなりません。

4 学内選考方法

語学選考（英語圏：TOEFL、中国語圏：筆記試験等）、学業成績および面接選考により決定します。

5 交換留学人数

各大学1名～6名（大学によって異なります）

派遣留学

アカデミックプログラムにかかる協定に基づき、タコマ・コミュニティカレッジ（米国）に休学することなく半年間留学する制度です。留学中はホームステイをしながら主に北九州市立大学生向けの特別プログラムを受講します。

1 留学期間

半年間

2 単位認定

留学先の大学で取得した単位は、教育上有益と認めるとき、また、本学の所属学部における授業科目表に対応すると認められる科目がある場合に、本学の単位として認定されます。

※成績評価は、「認定（N）」となります。

※英米学科2年生で派遣される学生は、タコマ・コミュニティカレッジで取得した単位をパッケージで本学の単位として認定されます。（上限18単位）

3 授業料・奨学金など

○タコマ・コミュニティカレッジでの授業料及びホームステイ費用が必要です。

※約100万円（レートによります。）

※休学せずに派遣されるため、留学期間中も本学授業料は納入しなければなりません。

○大学が奨学補助金を支給します。

※留学期間中の学費相当額

○北九州市立大学国際交流基金から補助金が支給されます。

※13万円（平成20年度実績）

※北九州市立大学国際交流基金の補助金を受けるには、同窓会・後援会費を完納していなければなりません。

4 学内選考方法

語学選考（TOEFL（英米学科以外はTOEICでも可）、学業成績および面接選考により決定します。

5 派遣留学人数

10月～3月	英米学科2年生対象	25名
4月～9月	全学科対象	30名

海外語学研修

長期休業期間を利用し、海外の協定校で行われる語学プログラムに参加するものです。

1 研修内容

カリキュラムは研修先の各大学で設定しています。研修中は、授業のほか様々なプログラムも用意されています。

2 単位の認定

語学研修での成績を、本学の語学の単位として認定することが可能です。

認定できる科目は、募集要項でお知らせしますので確認して下さい。

(成績評価は、「認定 (N) 」となります。)

3 奨学補助金

申込者の中から成績優秀者に対し、北九州市立大学及び北九州市立大学国際交流基金から補助金が支給されます。

※北九州市立大学国際交流基金の奨学補助金を受けるには、同窓会・後援会費を完納していなければなりません。

4 注意事項

- (1) 申し込みが研修先の収容人数を大幅に超えるときは、参加者の選考を行います。また、申し込みが最少催行人数に満たない場合は、中止することがあります。
- (2) 集中講義が研修の日程と重なっても講義の出席に関して特に考慮されません。各自で調整をしてください。

留学支援語学講座

留学支援語学講座は、大学の授業外で英語の学習ができるプログラムです。

1 内容

英語圏の大学に留学するために必要なTOEFLのスコアを上げるだけでなく、留学先で授業を聞き取れる、レポートを書ける、プレゼンテーションができるなどの実用能力を高めることに重点を置いた講座です。

コースは基本的に上級、中級、初級があります。

2 講座期間など

年に2回（春・秋）開催予定です。

（例）平成20年度春期講座

平日コース：70分×2コマ×週1回または週2回×10週間 全10回または20回
（選択可能）

※土曜日コースを開講する場合があります。

※応募人数が少ない場合は開講されない場合があります。

3 受講料

有料です。

※平日のコースで全10回受講の場合30,000円程度（平成20年度実績）

留学制度等の申込方法

- 募集要項等の配布：学生課国際交流係（北方）、国際環境工学部管理課入試・留学生担当（ひびきの）で配布する他、大学HPからもダウンロードできます。

- ・交換留学、派遣留学、海外語学研修

http://www.kitakyu-u.ac.jp/campus/student_affairs/study/bbs.html

- ・留学支援語学講座

http://www.kitakyu-u.ac.jp/campus/student_affairs/study/support.html

- 応募申込書提出先：北方 学生課国際交流係（国際教育交流センター内）
ひびきの 国際環境工学部管理課入試・留学生担当

- その他

- ・交換留学

受付期間は、イギリス・アメリカ・韓国の大学は1月中旬～下旬、オーストラリア・中国の大学は6月初旬～中旬の予定です。

- ・海外語学研修

受付期間は、夏期語学研修・4月中旬～5月上旬、春期語学研修・11月中旬～12月上旬の予定です。

★ここで紹介している留学制度等の詳細については下記へお問い合わせください。

北方キャンパス（学生課国際交流係（国際教育交流センター内））

*TEL：093-964-4202

*E-mail：kkouryu@kitakyu-u.ac.jp

ひびきのキャンパス（国際環境工学部管理課入試・留学生担当）

*TEL：093-695-3340

国際教育交流センター のご案内

「世界」がここから始まります。

留学生の皆さん、留学生と友達になりたい皆さん、

留学したい皆さん、一度のぞいてみてください！

留学生と交流するための談話室や
留学へ向けての英語教材等があります。

国際教育交流センター

- 北方キャンパス 2号館 1階
- 月曜日～金曜日（9：30～17：00）土曜日（9：30～12：15）
- 休館日・・・日祝日、年末年始、入試等学内行事の日
その他変更のある場合は、センター掲示板にて通知
- TEL・・・（093）964-4202 FAX・・・（093）964-4028
※開館時間等は、組織改正に伴い変更になることもあります。

国際教育交流センター

国際教育交流センターってどんな所？

談話室では、留学生がくつろいだり、留学生と日本人学生が交流をしたりしています。また、当センターでは下記のような行事を行っています。興味のある方はぜひご参加を！友達の輪を広げるいいチャンスになりますよ！

- 4月 留学生歓迎会
- 7月 留学生送別会
- 10月 留学生歓迎会
日本文化研修バスハイク
- 1月 留学生懸賞論文発表会（留学生の力作論文の発表）
留学生送別会

施設案内

Ⅱ 談話室（くつろぎたい留学生、留学生と友達になりたい学生向け）

留学生と日本人学生との交流の場です。

- ・中国語と日本語の新聞を読むことができます。
- ・テレビでは、中国やアメリカの放送（CNN等）を見ることができます。

Ⅱ CAI自習室（インターネットを利用したい留学生、留学へ向けて英語を勉強したい学生向け）

パソコンを使い、学習する場です。

- ・インターネット接続パソコン（15台）
- ・書架室の教材を利用して勉強することもできます。

Ⅱ 書架室（日本語教育関連の書籍を探している学生向け）

- ・日本語、日本語教育、辞書等の図書が約1,500冊あります。
- ・留学支援語学教材

洋画・海外ドラマDVD等（27巻）

TOEFL問題集 [CD付]（30巻）

TOEIC教材 [CD付]（3巻）

英会話教材（CD-ROM）（6巻）など

※留学関係書籍は貸出しをすることができます。

※CAI自習室・書架室の利用方法・・・

受付で氏名等必要事項を記入してから利用してください。



次ページは、♪ワンポイントアドバイス～留学生と友達になりたいあなたへ

♪ワンポイントアドバイス～留学生と友達になりたいあなたへ

Q1. 北九大に留学生は何人いるの？

240名です（北方キャンパス：121名・ひびきのキャンパス：119名）。

※平成20年5月1日現在

Q2. 留学生はどこから来ているの？

中国、韓国、台湾、イギリス、オーストラリア、アメリカ等から来ています。

Q3. 留学生には何語で話しかければいいの？

日本語です。留学生は日本語を勉強した上で北九大へ来ています。

Q4. 留学生と何を話せばいいの？

まずは、相手の国のことを聞いてみましょう。自分の国に興味を持ってもらうのは、誰だってうれしいので、恥ずかしがらずに声をかけてみましょう。留学生も日本人学生との交流を楽しみにしています。

Q5. 日本人と留学生が友達になるのは難しい？

- ・まずは挨拶から…「声をかけたら迷惑だろうか」「言葉は通じるだろうか」「話が続きなかつたらどうしよう」と考えるかもしれませんが、これは日本人学生も留学生も同じです。不安に思う前に、まずはあいさつから始めてみましょう。
- ・トラブルも含めて楽しみましょう…異文化との出会いにはトラブルは必然です。もし、トラブルが起こったら、それを一緒に考えてみましょう。そうしたことを重ねるうちに、留学生の事を理解できると同時に、自分たち日本人の考え方・価値観を学ぶこともできるのです。
- ・センター談話室で…談話室では、留学生や日本人学生が集まって歓談や一緒に勉強をしています。談話室から友達の輪が広がります。

Q6. 留学生に何かしてあげたいけど、どうしたらいい？

- ・友達になる…留学生に限らず、誰でも友達が増えるのはうれしいものです。特に、留学生にとって日本人の友達は、友達が増えてうれしいだけでなく、日本語や生の日本を知るチャンスなのです。
- ・チューター制度…チューターとは、留学生に対する家庭教師のようなもの。週に1回程度留学生と勉強の時間を設け、日本語や授業等の質問に答えます。チューター希望の方（原則として1年間継続できる方）は、国際教育交流センター事務室にお尋ねください。
- ・リサイクル用品提供…留学生へリサイクル家具を提供しています。まだ使えるけど、必要でなくなった電化製品・家具等があれば、国際教育交流センター事務室までご連絡ください。（一部いただくことのできないものもあります。）

※このページは「留学生超入門」（九州大学留学生センター発行）を参考に作成しました。

将来に向かって行動しよう

～就職・進路～

この便覧を手にした皆さんは、「やっと受験地獄から抜け出した。」「さあ、これから大学生生活をエンジョイするぞ。」と、期待していることと思います。

しかし、大学生生活の4年間は、長い人生のほんの一瞬です。この学生時代に、卒業後の自分自身の進路を考え、その実現に向けて努力することは、これからの自分の人生を自分らしく、有意義なものにするうえで、とても大切なものです。

すでに将来の方向が決まっている人は、それに向けた準備を早い段階から進めてください。学生時代に将来の方向性を考えたい人は、様々なことにチャレンジし、自分の得意分野や面白いと思えることを発見してください。

キャリアセンターでは、皆さんが充実した学生生活を送り、就職・進学などを実現するためのバックアップを行っています。

進路や就職のことで疑問や悩みがあれば、どうぞ気軽に窓口へお越しくください。

【窓口】

北方キャンパス：キャリアセンター

ひびきのキャンパス：管理課 学生担当

■ 北方キャンパスの学生の皆さんへ

1 進路

大学卒業後の進路は、民間企業等や公務員、教員等への就職、進学・留学など様々です。将来どのような道に進みたいかをよく考えて卒業後の進路を検討していきましょう。また、そのために学生時代に何をしておく必要があるのかをよく考えて、いろいろな人の話を聞くなど、普段から準備しておくことも重要です。

2 本学のキャリア・就職支援について

(1) 正課授業によるキャリア支援

北方キャンパスでは、1年生から3年生まで基盤教育センターの正課科目として、学生の皆さんのキャリア形成を支援する授業を開講します。キャリア・デザイン(1年前期)、コミュニケーションと思考法(1年後期)、プロフェッショナルの仕事(2年前期)、プロジェクト演習Ⅰ(2年後期)、プロジェクト演習Ⅱ(3年前期)です。詳細はシラバスを参照してください。

(2) 様々なインターンシップ

インターンシップとは、一定期間、実際に企業や団体などで就業体験をして、「働くとは何か」「自分は何に向いているのか」などを考えることができる制度です。将来への目的意識を明確にするとともに、ミスマッチを防ぐことにも役立つでしょう。本学では、短期-長期、就業体験型-プロジェクト推進型など学生の皆さんの希望にあわせて様々なインターンシップを実施します。

3 キャリアセンターの主な支援行事

(1) 就職活動支援ガイダンス・セミナー

自己分析、履歴書の書き方、面接の練習など活動テクニックや、企業を招いてのセミナー、説明会など、みなさんの活動状況に合わせた支援を行っています。詳細はキャリアセンターからご案内いたします。

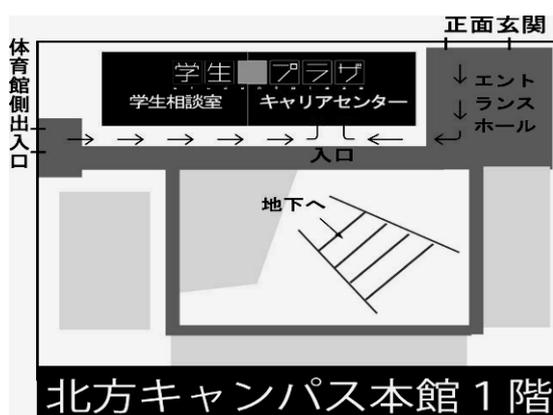
(2) 就職活動相談、キャリアカウンセリング

「自分が何に向いているか分からない」「進路に迷っている」といった相談には専門のキャリアカウンセラーがお応えします。また具体的な就職活動の方法や業界・企業についての相談などは就職活動を終了した4年生が皆さんの疑問、質問に応えます。(10月~2月予定)

4 キャリアセンターについて

(1) 開所時間：平日 9:00~18:00、土曜日 9:00~12:15

(2) スタッフ：教員1名、職員8名 (3) 場所：下記地図



■ ひびきのキャンパスの学生の皆さんへ

【国際環境工学部・国際環境工学研究科の就職支援について】

1 キャリア教育・インターンシップ支援について

キャリア教育は、勤労観・職業観の形成等を目的としたものであり、具体的には、授業科目の開講（職業と人生設計・1年後期）や、キャリアデザイン講座として希望者に適性検査の実施・解説を行っています。

インターンシップは、就職のミスマッチを防ぐ為の就業体験として、主に春休み・夏休みを利用して行われます。具体的な支援として、ガイダンスの開催（インターンシップの目的、マナーなど）、またインターンシップ先の紹介などを行っています。

2 就職支援体制について

○進路支援対策本部会議

副学長を本部長とし、就職・進学支援の総括を行います。

○学生・就職支援委員会（学科の就職担当教員）

学科・コース単位で就職状況を把握し、情報交換を行いながら就職支援を行います。

○管理課学生担当

学部生・院生に対して総論的な就職支援（各種ガイダンス・セミナー）の開催、求人企業の紹介などを行います。

3 就職支援事業について

行事名	内容	時期
ガイダンス	インターンシップについて	5月
	就職活動の現状・全体の流れ	7月
	自己分析・業界研究	10月
	エントリーシート対策	10月、11月
	能力試験（SPI2等）対策	12月
	面接・マナー対策	12月
セミナー	公務員セミナー（模擬試験）	4月
	（試験概要）	7月
	留学生セミナー「留学生の就職」	11月
	SPI2模擬試験	11月
	内定者就職活動体験報告会	12月
	女子学生向けセミナー	1月
	キャリアデザイン講座	1月
学内企業説明会	学内で企業説明会を開催	12～2月
就職カウンセラー	就職の悩みについて個別相談	週1回 (10月～4月)

課外活動のすすめ

皆さんは、魅力あふれる幅広い人間としての成長をめざし、これからの学生生活に大きな夢を描いていることでしょう。そして、豊かで学びがいのある学生生活を築くため、専門分野での研究や勉学に励もうと決意を抱いていることと思います。

若者の多くは、様々な問題に関心を持ち、積極的で行動力あふれるエネルギーを持っています。興味や関心のある問題に、積極的にアプローチし、考え、探求することで、自らの資質や能力の向上を求めています。同時に、尊敬できる指導者や先輩にめぐりあい、親しい友人を数多く得たいと願っていることと思います。

大学では、正課の授業に出席することはもちろん、貴重な時間を有効に活用し、文化・スポーツなどの課外活動に積極的に参加されるよう期待します。

1 学生団体

本学には、学友会、各学部自治会、応援団・応援団チアリーダー部、新聞会、大学祭実行委員会、文化会、体育会、夜間主コース関係サークルの学生団体があります。

それぞれの学生団体は、学生生活の向上をめざし、スポーツ技術の向上、文化・芸術・学問の理解を深めることを目的に活動を続けています。

2 文化会

文化会は、文化・芸術・学問に対する理解を深め、それらを通じて相互の親睦友好を図ることを目的に設立された文化系サークルの組織です。文化会は、よりよい学生生活を実現しようと広範な研究活動を行っています。

●文化系サークル (41 団体)

音楽系サークル	語学系サークル	展示系サークル	学術系サークル
Jazz 研究会 K & K 軽音 ナ イ ツ ピ ア ノ 会 軽音楽 WIND FALLS 吹 奏 楽 団 マンドリンクラブ 混声合唱団コール・ユーフォニー アカペラの森 よさこいサークル灯炎 管 弦 楽 団	E. S. S. (米英研究会) 中国言語文化研究会	囲 碁 ・ 将 棋 部 映 画 研 究 会 演 劇 研 究 会 茶 道 研 究 会 写 真 部 美 術 研 究 会 放 送 研 究 会 落 語 研 究 会 ワ ー ク キ ャ ン プ 漫 画 研 究 会 S F 研 究 会 大 道 芸 愛 好 会 生 涯 学 習 研 究 会 学 び 舎 北九州ボランティアリーダー インテリア研究会クラシウム 映像制作集団ロマンダム 国際協力ボランティアサークル Linc.	会 計 学 研 究 会 現 代 社 会 研 究 会 文 芸 研 究 会 古 文 書 研 究 会 法 学 研 究 会 民 俗 学 研 究 会 心 理 学 研 究 会 ユースホステル愛好会 ラテンアメリカ研究会 考 古 学 研 究 会 ワープロ情報処理研究会 模 擬 国 連

3 体育会

体育会は、スポーツに対する理解を深め、スポーツを通じて相互の親睦友好を図ることを目的に設立された体育系サークルの組織です。体育会は、協調的精神を育み、技術の向上を目指して活発な活動を展開しています。

●**体育系サークル (28 団体)**

武道館系	体育館系	グラウンド系	学外系
空 手 道 部	バスケットボール部	サ ッ カ ー 部	航 空 部
少 林 寺 拳 法 部	バドミントン部	陸 上 競 技 部	馬 術 部
柔 道 部	バレーボール部	ラ グ ビ ー 部	ヨ ッ ト 部
剣 道 部	卓 球 部	硬 式 野 球 部	ワ ン ダ ー フ ォ ー ゲ ル 部
ボ ク シ ン グ 部	ハ ン ド ボ ー ル 部	硬 式 庭 球 部	サ イ ク リ ン グ 部
重 量 挙 部		ソ フ ト テ ニ ス 部	自 動 車 部
弓 道 部		軟 式 野 球 部	山 岳 部
合 気 道 部		ラ ク ロ ス 部	

4 夜間主コース関係サークル

スポーツ・文化・芸術・学問に対する理解を深め、それらを通じて夜間主コース学生相互の親睦友好を図り、よりよい学生生活を実現しようと広範囲に活動しています。

●**夜間主コース関係サークル (9 団体)**

体育系サークル	文化系サークル
Ⅱ 部 バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 部	ア コ ー ス テ イ ッ ク 部
Ⅱ 部 バ ド ミ ン ト ン 部	P E C C
Ⅱ 部 バ レ ー ボ ー ル 部	Ⅱ 部 軽 音 楽 F L A S H
Ⅱ 部 フ ッ ト サ ル 部	エ ン ゲ ル 楽 団 会
	都 道 府 県 研 究 会

5 ひびきのキャンパス関係サークル

ひびきのキャンパスでも、学生の学術・文化・体育活動の向上と発展を目的として、独自の活動を行っているサークルがあります。ひびきのキャンパスの学生団体に届け出ているサークルは下記のとおりです。(平成21年1月現在)

●**ひびきのキャンパス関係サークル (19 団体)**

体育系サークル	
剣 道 部	ひ び き の 空 手 道 部
サ ッ カ ー サ ー ク ル	ひ び き の 自 動 車 部
ソ フ ト テ ニ ス	ひ び き の テ ニ ス サ ー ク ル
ダ ン ス	H I B I K I N O R C (陸上)
バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	野 球 サ ー ク ル
バ ド ミ ン ト ン サ ー ク ル	フ ッ ト サ ル サ ー ク ル
バ レ ー ボ ー ル サ ー ク ル	卓 球 サ ー ク ル
	水 泳 サ ー ク ル

文化系サークル	
祇園太鼓サークル「ひびきの」	軽 音 楽 サ ー ク ル
ギターサークル	ブ ラ ス バ ン ド サ ー ク ル

北方キャンパスでの 図書館利用方法

番 号	項 目
1	図書館へようこそ
2	図書館利用証を作ろう
3	サービス時間と休館日
4	図書館に入る
5	図書館案内図
6	図書を借りる
7	返却と予約
8	ビデオ視聴等
9	新聞を読む
10	雑誌を読む
11	図書を探す

学術情報総合センター

窓口へのお問い合わせは

Tel : 093-964-4403

Email : lib-2@kitakyu-u.ac.jp

ひびきのキャンパス

「学術情報センター図書室（学術研究都市）」

を利用する際は 北九州学術情報センター発行の
「図書室利用の手引き」を守ってご利用ください。

1 図書館へようこそ

北九州市立大学図書館（北方キャンパス）では、約 50 万件の図書等、さまざまな資料を所蔵しています。

私たち図書館職員は、みなさんの利用のお手伝いをしますので、わからないことがあったら、なんでも遠慮なくカウンターまでお尋ねください。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

図書館を使うにあたって・・・

館内では静かにし、他人に迷惑をかけないでください。

全館禁煙です。

館内への飲食物の持込みはしないでください。

携帯電話の電源は切ってください。

図書館資料は大切に扱ってください。

呼び出しはできません。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

2 図書館利用証を作ろう

図書館の貸出には、「図書館利用証」が必要です。「図書館利用証」は図書館のカウンターで申請してください。

○ 「図書館利用証」



○ 図書館では、利用証はあなたの身分証明書です。

利用証の紛失を届け出なかったり、他人に貸して起こった事故については、登録者であるあなたの責任になります。利用証の裏面に書いてある注意事項を守りましょう。

○ 利用証は在学中有効ですから大切にしてください。

3 サービス時間と休館日

○ 図書館のサービス時間

月曜日～土曜日 9:15 ～ 21:30

○ 休館日

1 日曜日及び国の定める祝日

2 本学創立記念日……………5月4日

3 12月25日から翌年1月5日まで

4 館内整理日（毎月1日。ただし、その日が日曜日及び国の定める休日にあたるときはその翌日）

5 入学試験や大学祭などの学内行事

このほか、変更がある場合は、その都度、図書館入口掲示板・図書館ホームページ及び電子掲示板でお知らせします。

4 図書館に入る

○ さあ、図書館に入ってみましょう！

① 学生証の提示

カウンターの職員へ「**学生証**」又は「**図書館利用証**」を必ず見せてください。ご協力をお願いします。

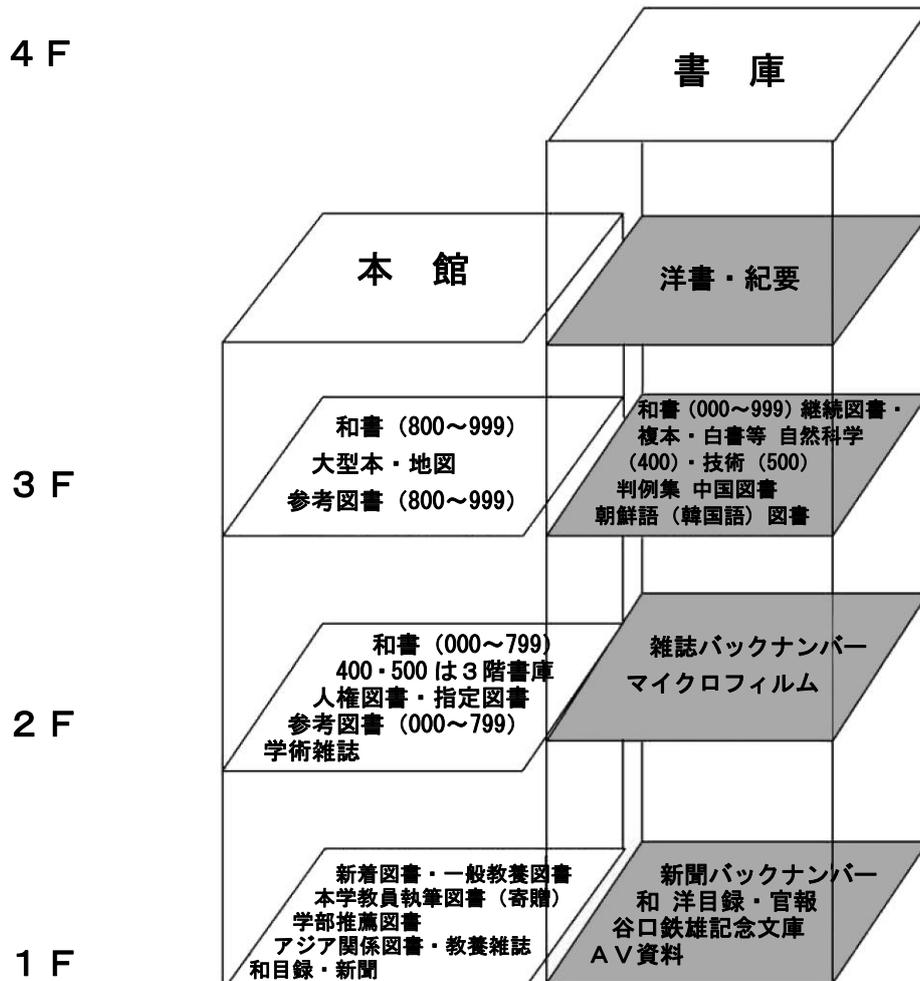
② バッグなどの荷物（学習に必要でないもの）はかならずロッカーに入れます。
鍵はしっかりかけて常に携帯しましょう。
貴重品は必ず身につけていてください。

③ 「持ち込み図書カード」をとる

個人の資料（図書・雑誌・ビデオ・CD等）を持ち込むときは、その資料の数と同じ番号のカードを取ってください。

5 図書館案内図

マイクロリーダー室、貴重図書室以外は、自由に閲覧できます。



書庫4階へはエレベーターを利用してください。

注) 書庫の可動式書架を利用する際は、**事故防止のため必ずレバーをロック**してください。

6 図書を借りる

図書・雑誌は次のような冊数と期間内で利用できます。

- 図書（*指定図書を除く）を借りるとき
 - ・冊数 10冊以内（院生は10冊以内+特別貸出10冊）
 - ・期間 2週間以内（院生は1か月以内）
 - ・借りる図書と「図書館利用証」をカウンターにお持ちください。

- 指定図書及び雑誌を借りるとき
 - *指定図書とは、先生が講義に関連して指定したもので、他の図書と区別されているものです。
 - ・一夜貸出のみできます。学生証をこの間預かります。
 - ・冊数 1冊のみ（最新号の雑誌は貸出できません。）
 - ・時間 当日午後5時から翌日

- 市立図書館の図書を借りるとき
 - ・冊数 10冊以内
 - ・期間 2週間
 - ・利用希望の本を「北九州市立図書館図書貸出申込書」に記入して、「図書館カード」（市立図書館発行）と共に、カウンターに申込みください。図書が到着しましたら電話で連絡します。
 - ・当館で「図書館カード」発行手続も可能です。

- 他大学の図書を借りたり資料のコピーを取り寄せたりしたいときは、カウンターに申し出てください（コピー代、送料は自己負担です）。

7 返却と予約

- 返却
 - 通常はカウンターで返しますが、休館日やサービス時間外には、玄関のブックポストに入れてください。

- ★返却期限を守りましょう。
 - 延滞資料があると、次の貸出ができませんのでご注意ください。

- 貸出資料の延長
 - カウンターに図書と「図書館利用証」を持参して下さい。
 - 予約が入っていなければ、再貸出をすることができます。

○ 予 約

読みたい図書が貸出中のときは、カウンターで予約してください。返却されしだい優先的に借りることができます。

○ 学生リクエスト

図書館に置いてほしい図書がある場合は、「購入希望図書（リクエスト）申込票」に記入してカウンターに提出してください（文庫本は除きます）。

8 ビデオ視聴等

図書館では、個人でAVルームのブース（ヘッドホン）を使って、ビデオ（語学・映画）などの視聴ができます。また、ゼミやサークルなどの場合は、AVホールの利用もできます。

申し込みはカウンターでどうぞ

○ AVルーム（書庫1階）

ビデオデッキ（VHS）、DVDプレーヤー、CDプレーヤー、カセットデッキ等を備えています。

ルーム内の資料のほか、個人の資料を持ち込むこともできます。

○ AVホール（書庫1階エレベーター前）

ビデオデッキ（VHS・デジタルビデオ）、DVD・CDプレーヤー、カセットデッキのほか、レーザーディスクプレーヤー、OHC（オーバーヘッドカメラ）、スライド、16mm映写機、液晶プロジェクターを備えています。

利用する日の一ヶ月前から予約を受け付けます。

9 新聞を読む

○ 新聞コーナー（1階ロビー）

「朝日新聞」「毎日新聞」「読売新聞」「日本経済新聞」「西日本新聞」「Japan Times」「Herald Tribune」「北京晩報」「朝鮮日報」「ИЗВѢСТІЯ（イズベスチャ）」のほかさまざまな新聞があります。

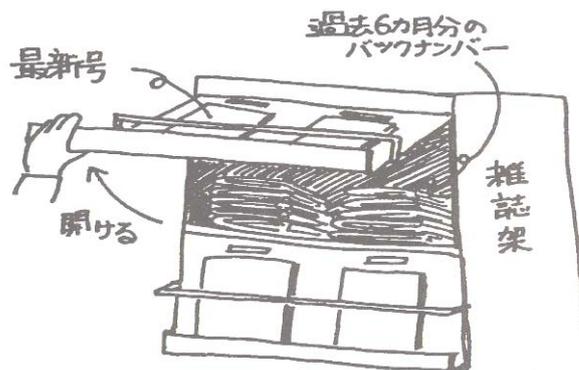
○ バックナンバーコーナー（書庫1階）

- ・外国語新聞は2年間保存（原紙）
- ・日本語日刊紙は1年間保存（原紙）
- ・縮刷版（朝日新聞、日本経済新聞）

10 雑誌を読む

○ 雑誌はどこ？

- ・最新号及び過去1～2年分のバックナンバー……基本的には、本館1階及び2階
 - ・バックナンバー……書庫2階
- （和雑誌は50音順、洋雑誌はアルファベット順に並んでいます。）



★ もし、欲しい雑誌が北九州市立大学になくても、所蔵している他大学からコピーを取り寄せることができます。カウンターにご相談ください。

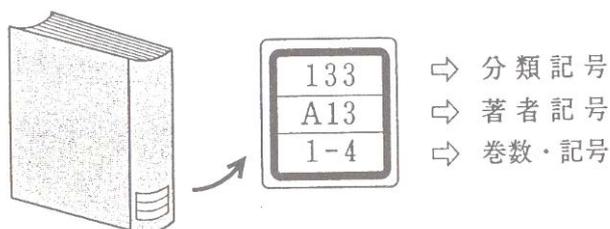
11 図書を探す

○ 分類および配架

図書はNDC（日本十進分類法）により分類し、配架しています。

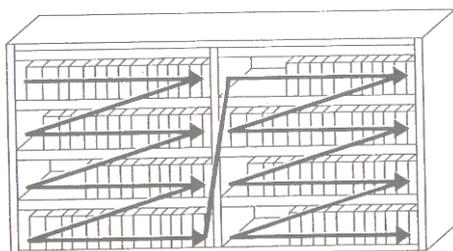
雑誌は和洋別で、和雑誌は五十音、中国雑誌、洋雑誌はアルファベット順に配架しています。

日本十進分類法要目表は100ページに掲載しています。



資料は開架式ですから直接書架へ行き、探すことができます。

書架には同じテーマのものが集まるように分類記号順に並べられています。分類記号の同じものは著者記号順、全集・シリーズ等は巻数記号順に並んでいます。このように分類された図書が「左から右へ、上から下へ」並べられています。



○ 図書、雑誌等の探し方

図書、雑誌等は、端末機を利用して検索してください。

端末は本館各階に設置しています。館外でもインターネットを経由して検索ができます。

(<http://lib-web.kitakyu-u.ac.jp/opc/>)

「ひびきのキャンパス」の蔵書については (<http://opac.hibikino.ne.jp>)から検索できます。

(図書館ホームページのリンク集からもリンクしています。)

北方キャンパスでのパソコンや インターネットの利用方法

学術情報総合センター

『ホームページを見たい』

『電子メールを使いたい』

『パソコンでレポートを書きたい』

などの、学生の皆さんの要望に添えるよう、北方キャンパスでは、パソコンやインターネットを自由に利用できる環境を提供しています。

ここでは、北方キャンパスでのパソコン自習室、グループウェア（電子メール機能を含む）、無線 LAN の利用申請方法を説明します。

詳しくは、学術情報総合センターのホームページを確認してください。

URL : <http://www.kitakyu-u.ac.jp/laic/laic.htm>

1 パソコン自習室の利用について

- (1) 北方キャンパスには、パソコン自習室が6教室、本館学生ホールにもパソコンが設置されています。
- (2) パソコンを利用する際には、「ユーザ名(ログオン名)」と「パスワード」が必要です。
- (3) 「ユーザー名 (ログオン名)」と「パスワード」は『キャンパス共通学生ID』として入学時にお渡しします。

※『キャンパス共通学生ID』は、履修登録や証明書発行機の利用時にも使用します。

- (4) 設置場所と利用可能時間

場 所	利 用 可 能 時 間
本館 6 階 E-601	月～土 8:30～21:00
本館 6 階 E-610	月～土 8:30～21:00
1 号館 1-104	日～土 8:30～18:00
3 号館 3-209	月～土 9:00～21:00 (院生のみ使用可)
図書館 2F	月～土 9:15～21:30

※1号館1-104以外は日・祝祭日の利用はできません。

- (5) パスワード再発行等の申請場所と受付時間など

申請場所	本館 6 階 E-606 『学生相談窓口 (SE ルーム)』
受付時間	月～土 9:00～21:00
持参するもの	本学の学生証

2 グループウェア (電子メール機能を含む) の利用について

- (1) グループウェア (GW) とは？

電子メールをはじめ、ネットワークを利用した学生生活に必要な機能を提供するソフトウェアです。

- (2) 便利な機能

- ・メール機能
- ・休講情報
- ・学習支援 (学習資料の閲覧・配布)
- ・各種お知らせ
- ・就職活動の情報
- ・スケジュール管理等他にもいろいろな機能があります

- (3) 特 徴

本学の GW は、学内に設置してあるパソコンからだけでなく、インターネットに接続しているパソコンであれば、自宅等からでも利用することができます。

- (4) 「ユーザー名 (ログイン名)」と「パスワード」は入学時にお渡しします。
- (5) パスワード再発行等の申請場所と受付時間など・・・ 1-(5)と同じ

3 学内での無線 LAN の利用について

- (1) 自分のノート・パソコンを北方キャンパス内に持ち込み、ワイヤレスでインターネットを利用することができます。
- (2) サービスエリア（5ヶ所）
本館学生ホール、屋外学生ホール、厚生会館 1 階、2 階、
大学院自習室(2 号館 2-323)（アクセスポイントの利用は院生のみ）
- (3) 利用に際して
 - 利用するには、無線 LAN（IEEE802.11b または 802.11g 規格）に対応したノート・パソコンか、同規格に対応した無線 LAN カードを装着したノート・パソコンが必要です。
 - パソコンには最新のウィルス駆除ソフトをインストールし、必ず最新のパターンファイルにアップデートして下さい。
 - 利用条件については、学術情報総合センターのホームページの「IT 環境利用案内」に掲載していますので確認してください。
- (4) 申請場所と受付時間等

申請場所	本館 6 階 E-606 『学生相談窓口 (SE ルーム)』
受付時間	月～土 9：00～21：00 (祝祭日を除く)
持参するもの	本学の学生証、 利用するノート・パソコン、 無線 LAN カードを装着するタイプの場合は、その無線 LAN カード（伝送方式規格【IEEE802.11b】又は【IEEE802.11g】）

4 学内規則、利用注意事項、ネチケットについて

本学内に設置するパソコン等を利用する際には、本学の情報セキュリティポリシー、学内規則、利用注意事項、ネチケットなど定められたルールを厳守してください。

違反した場合は、パソコン等および Web を利用した学内サービスを一時的に停止することがあります。また、卒業後は、以上のサービスは利用できなくなります。

ルールについては、学術情報総合センターのホームページにあります「利用案内 IT 環境（学内向け）」から「IT 環境利用案内」のページにアクセスすると、左側に表示される「学内パソコン利用注意事項」「グループウェア利用注意事項」「無線 LAN 利用注意事項」の各ページに記載してあります。必ず目を通してください。

北方キャンパス内のパソコンやインターネット等の利用に関する連絡事項は、センターのホームページ、グループウェアのインフォメーション、本館 6 F のセンター掲示板などに掲載していますので、日頃から確認を心がけてください。

都市政策研究所 資料室のご案内

ようこそ新入生のみなさん！！

都市政策研究所では、大学の地域貢献・社会貢献の拠点として、「産業経済」、「社会福祉」、「都市計画」を3本柱に、より統合的な視点から調査研究に取り組んでいます。

資料室には、約14,000冊の図書や雑誌を所蔵しています。調査研究及び論文執筆の際、必要な資料がありましたら、ぜひお気軽にご利用ください。

『都市政策研究所資料室』のご利用方法

- ◇ 受付は「北方キャンパス3号館1Fの事務室」です。
(※学生証をお持ちください)
- ◇ 係員が、資料室にご案内します。
図書は3冊、1ヶ月まで貸し出しすることができます。
事務室で手続きを行ってください。
- ◇ ご利用時間
月曜日から金曜日 10:00～16:15
(※祝日・年末年始は除きます)

思わぬ発見があるかもしれません！
ぜひ一度覗いてみてください！
みなさんのお越しをお待ちしています！

基盤教育科目を学んで活かす 履修指導・学習相談

基盤教育センター

基盤教育センターは、本学の理念に沿って、本学の全学部に通じる科目（基盤教育科目）の企画・実施、並びに教育内容・方法などの系統的研究を行い、豊かな知性と人間性を育み、主体的に課題を解決していくための基盤となる能力を有する学生を育成することを目的として設立された組織です。平成19年度から新たに開講された教養教育科目、外国語教育科目、情報教育科目を皆さんに提供しています。

- 『基盤教育科目の履修の仕方、学び方がわからない』
- 『専門科目や社会に出たときに役立つ教養を身につけたい』
- 『語学をしっかり学んで活かせるようになりたい』
- 『情報教育科目を学んで資格の取得に挑戦したい』

そういった基盤教育科目の履修指導・学習相談を実施しています。詳しくは、直接基盤教育センターにお問い合わせください。

また、基盤教育科目の授業実施のお手伝いをしてくださる方、SA（スチューデントアシスタント）も募集しています。詳しくは掲示板をご覧ください。

基盤教育センター資料室利用案内（北方キャンパス 1号館1階）

利用時間

月曜日から金曜日 10:00～12:15、13:15～16:15

（不在の場合は、教務課基盤教育センター担当までお問い合わせください。）

休室日…土日祝日、年末年始、入試等学内行事の日

問い合わせ先

TEL 093-964-4025 FAX 093-964-4026

電子メールアドレス s-kiban@kitakyu-u.ac.jp（必ず表題をつけてください）

* 基盤教育センターひびきの分室は、国際環境工学部の学生に「教養教育科目」「外国語科目（英語）」「留学生特別科目（日本語・日本事情）」を提供しています。

問い合わせ先

国際環境工学部 教務担当：TEL 093-695-3330 kyomu@env.kitakyu-u.ac.jp

学生生活に 関係深い例規等

案内ページ

公立大学法人北九州市立大学定款（別表省略）	86
北九州市立大学学則	91
北九州市立大学大学院学則	106
北九州市立大学学位規程	116
北九州市立大学授業料等に関する規程	122
北九州市立大学授業料等減免及び徴収猶予取扱要領	127
北九州市立大学学生表彰規程	129
北九州市立大学学生表彰実施細則	130
不正行為取扱規程	131
公立大学法人北九州市立大学施設管理規程	133
公立大学法人北九州市立大学体育館施設使用規程	135
北九州市立大学におけるハラスメントの防止及び対策についての指針	137
北九州市立大学におけるハラスメントの防止に関する規程	138
北九州市立大学学友会規約	140
北九州市立大学学友会体育会規約	147
北九州市立大学学友会文化会規約	149
大学祭実行委員会規約	152

※ 各規程等は、平成 21 年 2 月末時点のものです。最新の規程等は大学のホームページ等に掲載しています。

公立大学法人北九州市立大学定款（別表省略）

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員（第8条—第17条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第18条—第20条）
 - 第2節 教育研究審議会（第21条—第23条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第24条・第25条）
- 第5章 資本金等（第26条・第27条）
- 第6章 雑則（第28条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史及び環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、豊かな未来に向けた開拓精神に溢れる人材の育成及び地域に立脚した高度で国際的な学術研究拠点の形成を図り、もって地域の産業、文化及び社会の発展並びに魅力の創出に寄与するとともに、アジアをはじめとする世界の人類及び社会の発展に貢献することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人北九州市立大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、北九州市立大学（第17条第4号、第18条第2項第4号、第20条第1項第5号及び第21条第2項第6号を除き、以下「大学」という。）を北九州市小倉南区北方四丁目2番1号に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、北九州市とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を北九州市に置く。

（特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、北九州市公報に登載して行う。

第2章 役員

（定数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

（職務及び権限）

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第15条に規定する役員会の議を経なければならない。
- 3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は北九州市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

（学長の任命）

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

- 2 学長を選考するため、学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。
- 3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。
- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。
 - (1) 第18条第2項第3号及び第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）において選出された者
 - (2) 第21条第2項第2号、第4号及び第5号に掲げる者（理事を兼ねる者を除く。）の中から同条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）において選出された者
- 6 選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 7 議長は、選考会議を主宰する。
- 8 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事の任命等）

第12条 理事は、理事長が任命する。

- 2 法人の事務局長（以下「事務局長」という。）は、理事となるものとする。
- 3 理事長は、理事の任命に当たっては、学外者（法人の役員又は職員以外の者をいう。以下同じ。）が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第13条 監事は、市長が任命する。

（任期）

第14条 理事長の任期は、4年とする。

- 2 副理事長の任期は、法人の規程により定められる学長の任期によるものとする。
- 3 理事の任期は、4年とする。
- 4 監事の任期は、2年とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事が最初の任命の際に学外者であったときの第12条第3項の規定の適用については、その再任の際に学外者とみなす。

（役員会）

第15条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（役員会の招集及び議事）

第16条 役員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、役員会の構成員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

5 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、理事長が任命する者

3 前項第4号に掲げる委員は、5人以上とする。

(招集及び議事)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

5 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価に関する事項のうち、定数管理、福利厚生その他の法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

2 経営審議会は、前項第5号に掲げる事項並びに同項第6号に掲げる事項のうち教員の人事及び評価に関する事項について審議するときは、あらかじめ、教育研究審議会の意見を聴き、当該意見に配慮するものとする。

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員20人以内で構成する。

- (1) 学長

- (2) 大学の副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員
- (6) 学外者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究審議会の意見を聴いて学長が指名する者
(招集及び議事)

第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 学長は、教育研究審議会の委員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 5 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教員の人事及び評価に関する事項（第20条第1項第6号に係るものを除く。）
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 第20条第2項に規定する教育研究審議会の意見
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 地域の生涯学習の充実に資する多様な学習機会を提供すること。
- (5) 地域社会及び国際社会において、大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に付帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金については、別表第1及び別表第2に掲げる資産を北九州市が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として北九州市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を北九州市に帰属させる。

第6章 雑則

(規程への委任)

第28条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

付 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(学長の任命に関する特例)

2 第11条第3項の規定による大学の設置後最初の学長の任命は、同項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとする。

3 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

4 前項に規定する副理事長の任期は、第14条第2項の規定にかかわらず、4年とする。

(教育研究審議会の委員に関する特例)

5 第21条第2項の規定にかかわらず、大学の設置後最初の教育研究審議会は、同条第2項第1号から第4号までに掲げる委員で構成するものとする。

付 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

(平成19年6月18日認可)

北九州市立大学学則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 18 条)
 - 第 2 章 入学(第 19 条—第 29 条)
 - 第 3 章 教育課程、履修方法及び単位の認定(第 30 条—第 38 条)
 - 第 4 章 在学期間、休学、退学、除籍及び復学(第 39 条—第 43 条)
 - 第 5 章 卒業及び学士の学位(第 44 条・第 45 条)
 - 第 6 章 賞罰(第 46 条・第 47 条)
 - 第 7 章 科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研修員、コミュニティ・コース受講生、研究生及び外国人留学生(第 48 条—第 54 条)
 - 第 8 章 授業料等の徴収(第 55 条)
 - 第 9 章 社会貢献(第 56 条)
- 付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 北九州市立大学(以下「本学」という。)は、時代を切り拓く知を創造し、人間性豊かで有能な人材を育成することによって、地域の産業、文化及び社会の発展並びにアジアをはじめとする国際社会の発展に貢献することを目的とする。

(自己評価及び外部評価)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。

3 第 1 項の点検及び評価並びに前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科、教育研究上の目的及び定員)

第 3 条 本学に、次の学部及び法第 85 条ただし書に規定する組織として学群を置く。

外国語学部

経済学部

文学部

法学部

国際環境工学部

地域創生学群

2 この学則において、前項及び第 8 条第 1 項を除き、「学部」には学群を、「学科」には学群に置く学類を含むものとする。

3 第 1 項に規定する学部に置く学科及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学部	学科	目的
外国語学部	英米学科	高度な英語運用能力と、英米および英語圏の文化・社会の諸問題についての専門的知識を兼ね備えた、国際社会で活躍できる人材の養成

	中国学科	高度な中国語運用能力と、東アジアの政治・経済・歴史・文化などに対する専門的知識を兼ね備えた、国際社会で活躍できる人材の養成
	国際関係学科	国際政治・経済問題、あるいはアジア太平洋地域の政治・外交など幅広く社会科学分野についての知識を有し、英語を中心に優れた語学力を持ち、グローバルな視野に立って活躍できる国際人の養成
経済学部	経済学科	豊かな教養と経済学の高度な知識を兼ね備えた、理論と実践を統合できる専門的人材の養成
	経営情報学科	幅広い経営理論を理解し、情報科学の手法も駆使することで、さまざまな組織体の経営戦略策定に携わることのできる問題解決型人材の養成
文学部	比較文化学科	日本文化と異文化への深い認識を持ち、自文化の発信と異文化への理解を深める能力を持つ世界的な視野に立った人材の養成
	人間関係学科	人間を社会環境や自然環境等との関連において学際的に把握し、真の意味での人間の健康的な生活のあり方を理解できる人材の養成
法学部	法律学科	法理論の深い理解、広い知識及び総合的判断力を持ち、法現象に対して弾力的に対処し得る法的思考力・処理能力を備えた人材の養成
	政策科学科	地域社会、国際社会などにおける様々な問題を発見し分析する能力、解決策を立案する能力、さらに評価能力を有した人材の養成
国際環境工学部	エネルギー循環化学科	物質変換を含む物質の流れを理解し、その過程を制御して物質の生産や資源循環・環境改善技術を専門とする人材の養成
	機械システム工学科	機械システム技術者として、環境に配慮したものづくりで、「豊かな社会」と「持続可能な社会」との両立に貢献できる人材の養成
	情報メディア工学科	電子・情報・通信を基礎とする情報メディア工学を理解し、情報環境の生み出す諸問題を解決できる基礎学力を持つ人材の養成
	建築デザイン学科	建築デザインおよび建築技術に関する基礎学力と実践力を身に付け、地球環境に配慮した建築・都市の創造と保全に貢献できる人材の養成
	環境生命工学科	生物や生態系を活用して新しい材料や技術を提案できるとともに、マネジメント手法や環境管理手法を身に付けた人材の養成
地域創生学群	地域創生学類	幅広い教養と実践力を持った専門性を備え、地域に関する理論と現場理解により地域社会をマネジメントし、地域の再生と創造に貢献できる人材の養成

4 第1項に規定する学部の定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
外国語学部	英米学科	111人		444人
	中国学科	50人		200人
	国際関係学科	80人		320人
経済学部	経済学科	142人		568人
	経営情報学科	142人		568人
文学部	比較文化学科	142人		568人
	人間関係学科	80人		320人
法学部	法律学科	177人		708人
	政策科学科	76人		304人
国際環境工 学部	エネルギー循環化学科	45人	4人	188人
	機械システム工学科	45人	5人	190人
	情報メディア工学科	70人	7人	294人
	建築デザイン学科	45人	5人	190人
	環境生命工学科	45人	4人	188人
地域創生学 群	地域創生学類	90人		360人

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

(職員)

第5条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(学長)

第6条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長は、本学の教育研究に関する重要事項について決定しようとするときは、教育研究審議会の審議結果を尊重するものとする。

(副学長)

第7条 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長の職務を助ける。

3 副学長に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(学部長及び学科長)

第8条 本学の学部に学部長及び学科長、学群に学群長及び学類長を置く。

2 学部長（学群長を含む。以下同じ。）は、学部に関する校務をつかさどる。

3 学科長（学類長を含む。以下同じ。）は、学部長の職務を助けるとともに、学科に関する校務をつかさどる。

4 学部長及び学科長に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(教授会)

第9条 学部に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(付属施設)

第10条 本学に都市政策研究所、国際教育交流センター、学術情報総合センター、基盤教育センター、入試広報センター、キャリアセンター、地域貢献室、評価室及びアジア文化社会研究センターを置く。

(都市政策研究所)

第11条 都市政策研究所は、都市等地域に関する諸問題について、総合的調査研究を行うことを目的とする。

2 都市政策研究所に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(国際教育交流センター)

第12条 国際教育交流センターは、本学における日本語に関する教育及び研究並びに国際交流の推進に資することを目的とする。

2 国際教育交流センターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(学術情報総合センター)

第13条 学術情報総合センターは、本学における情報資源を集積し、利用に供するとともに、高度情報化のための基盤整備を行い、教育研究活動に資することを目的とする。

2 学術情報総合センターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(基盤教育センター)

第13条の2 基盤教育センターは、本学の共通基礎教育の企画、実施、及び教育方法、教育内容などの研究を行い、学生の育成に資することを目的とする。

2 基盤教育センターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(入試広報センター)

第13条の3 入試広報センターは、本学における入学試験の総括を行うとともに、志願者確保のための広報を推進し、優秀な学生の確保に資することを目的とする。

2 入試広報センターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(キャリアセンター)

第13条の4 キャリアセンターは、本学における学生の就職及び進路に関するキャリア支援を行い、学生の就職及び進路の決定に資することを目的とする。

2 キャリアセンターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(地域貢献室)

第13条の5 地域貢献室は、本学における地域貢献及び地域連携の推進に資することを目的とする。

2 地域貢献室に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(評価室)

第13条の6 評価室は、本学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行うことにより、教育研究等の水準の向上に資することを目的とする。

2 評価室に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(アジア文化社会研究センター)

第13条の7 アジア文化社会研究センターは、アジア地域に関する研究を推進し、もってアジアの発展を担う高度な人材育成に資することを目的とする。

2 アジア文化社会研究センターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(留学生会館)

第14条 本学に留学生会館を置く。

2 留学生会館は、外国人留学生に居住及び交流の場を提供することにより、留学生活の支援並びに外国人留学生相互及び外国人留学生と市民との交流の促進に資することを目的とする。

3 留学生会館の管理に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(事務局)

第15条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(修業年限)

第16条 本学の修業年限は、4年とする。

(学年及び学期)

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第54条第1項の規定により入学を許可された外国人留学生のうち学長が特に必要と認めたものに係る学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 休業日は次のとおりとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合には、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 創立記念日 5月4日

(3) 夏期休業 8月8日から9月30日まで

(4) 冬期休業 12月26日から翌年の1月7日まで

第2章 入学

(入学の資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格したもの（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の出願)

第21条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、本学が定める

入学願書その他本学が必要と認める書類を提出するとともに、別に定める入学検定料を納めなければならない。

(入学者の選考)

第22条 入学志願者に対しては、選考の上教授会の議を経て学長が合格を決定する。

(入学の許可等)

第23条 前条の規定により合格を決定された者は、学長の定める入学に関する手続を指定の期日までに完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学に関する手続を完了した者に対して入学を許可する。

(第3年次編入学)

第24条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が国際環境工学部の第3年次に入学を志願する場合には、選考の上教授会の議を経て入学を許可することができる。

- (1) 本学を卒業した者
 - (2) 他の大学を卒業した者
 - (3) 法第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
 - (4) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。)第155条第1項第4号の文部科学大臣の指定した者
 - (5) 他の大学を退学した者
 - (6) 短期大学を卒業した者
 - (7) 高等専門学校を卒業した者
 - (8) 法第132条に規定する者
 - (9) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
 - (10) その他本学において、短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (学士入学)

第25条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が本学(国際環境工学部を除く。)に入学を志願する場合には、選考の上教授会の議を経て学士入学者として入学を許可することができる。

- (1) 本学を卒業した者
 - (2) 他の大学を卒業した者
 - (3) 法第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
 - (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 省令第70条第1項第4号の文部科学大臣の指定した者
 - (6) その他本学において、本学又は他の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (編入学)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が本学(国際環境工学部を除く。)に入学を志願する場合には、選考の上教授会の議を経て入学を許可することができる。

- (1) 他の大学を退学した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 法第132条に規定する者
 - (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
 - (6) その他本学において、短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (再入学)

第27条 学長は、第41条の規定により退学した者又は第42条第1項の規定により除籍された者が退学し、又は除籍されるときに在籍していた学科又は専攻(当該学科又は専攻が廃止されているときは、当該学科又は専攻に相当する学科又は専攻として学長が定める学科又は専攻)に再入学を志願する場合には、選考の上教授会の議を経て再入学を許可することができる。

2 前項の場合において、再入学を志願する者が退学し、又は除籍された日から再入学しようとする日までの期間が5年を超える場合には、前項の選考においては学力試験を行うものとする。

(準用)

第28条 第21条及び第23条の規定は、第24条から前条までの規定により入学しようとする者について準用する。

(転学部)

第28条の2 学長は、本学の学生で、他の学部への転学部を志願する者があるときは、選考の上志願しようとする学部の教授会の議を経てこれを許可することができる。

(転学科等)

第29条 学長は、同一の学部内での転学科を志願する者があるときは、当該学部の教授会の議を経てこれを許可することができる。

第3章 教育課程、履修方法及び単位の認定

(教育課程の編成方針)

第30条 本学は、大学、学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第31条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目又は自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 各授業科目、その単位数及び履修方法等については、学部規程で定める。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第33条 授業科目の単位の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学長が別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学長が別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業設計の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、学長が単位数を定めることができる。

(履修)

第34条 学生は、第31条第2項の規定により定められた履修方法に従い履修しなければならない。

2 学生は、他の学部又は学科の授業科目を履修し、その単位を修得することができる。

3 前項に規定する履修及び単位の修得に関し必要な事項は、別に学長が定める。

4 学部は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位の授与及び成績の評価)

第35条 一の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第33条第2項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、教授会の議を経て本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。

3 他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における授業科目の履修について必要な事項は、別に学部長が定める。

(本学以外の教育施設等における学修)

第37条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(第3項において「本学以外の教育施設等における学修」という。)を、教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本学以外の教育施設等における学修について必要な事項は、別に学部長が定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を教授会の議を経て本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第24条、第25条又は第26条の規定により入学した場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 入学前に既に修得した単位等の認定に関し必要な事項は、別に学部長が定める。

第4章 在学期間、休学、退学、除籍及び復学

(在学期間)

第39条 在学期間は、4年以上8年以下とする。ただし、進級制度(第2年次から第3年次への進級について、学部規程で定める基準を満たしている学生を進級させる制度をいう。)を採用する学部に係る在学期間については、進級前又は進級後の年次に係る合計の年数がそれぞれ4年以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、第25条から第27条までの規定により第2年次に入学した者の在学期間にあつては3年以上6年以下、第24条から第27条までの規定により第3年次に入学した者の在学期間にあつては2年以上4年以下、第27条の規定により第4年次に入学した者の在学期間にあつては1年以上2年以下とする。

3 学生が学長の許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合には、留学期間は、在学期間に算入する。

(休学)

第40条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により3月以上修学することができない者に対して、その者の願い出により、教授会の議を経て休学を許可することができる。

2 休学期間は、4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、学長に退学願を提出しなければならない。

2 学長は、前項の退学願を受け付けたときは、その者について、教授会の議を経て退学を許可すること
がる。

(除籍)

第42条 学長は、授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお指定期日までに納入しない者を除籍する。

2 学長は、教授会の議を経て次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

- (1) 第39条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第40条第2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 死亡した者

(復学)

第43条 学長は、第40条第1項の規定により休学した者で休学の事由が消滅したものが復学を願い出たときは、教授会の議を経てこれを許可することができる。

第5章 卒業及び学士の学位

(卒業及び学士の学位)

第44条 学部長は、本学に4年(第25条から第27条までの規定により第2年次に入学した者にあつては3年、第24条から第27条までの規定により第3年次に入学した者にあつては2年、第27条の規定により第4年次に入学したものにあっては1年)以上在学し、学部規程に定める授業科目及びその単位数で次の表に定めるものを修得した者に対して教授会の議を経て卒業を認定する。

学部	学科	単位数
外国語学部	英米学科	124 単位
	中国学科	124 単位
	国際関係学科	124 単位
経済学部	経済学科	124 単位
	経営情報学科	124 単位
文学部	比較文化学科	124 単位
	人間関係学科	124 単位
法学部	法律学科	124 単位
	政策科学科	124 単位
国際環境工学部	エネルギー循環化学科	130 単位
	機械システム工学科	130 単位
	情報メディア工学科	130 単位
	建築デザイン学科	130 単位
	環境生命工学科	130 単位
地域創生学群	地域創生学類	124 単位

2 前項の規定にかかわらず、国際環境工学部長は、国際環境工学部に3年以上在学し、学部規程に定める授業科目及びその単位数で同項の表に定めるものを優秀な成績で修得した者が希望する場合には、教授会

の議を経て、4年未満の在学で卒業を認定することができる。

3 第1項に規定する単位数のうち、第32条第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

4 学長は、第1項又は第2項の規定により卒業を認定された者に対して、別に学長が定めるところにより、学士の学位を授与する。

5 第1項又は第2項の規定による卒業の認定及び前項の規定による学位の授与は、3月に行う。ただし、第1項に規定する単位数を修得した者から願い出があったときは、教授会の議を経て9月にこれを行うことができる。

(教育職員免許状の取得)

第45条 教育職員免許状を授与されるに必要な資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位数を修得しなければならない。

2 本学において取得し得る教育職員免許状の種類等は、別表のとおりとする。

(社会福祉士国家試験受験資格の取得)

第45条の2 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に定める社会福祉に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項に規定する科目の単位数及び履修方法については、学部規程で定める。

第6章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として模範とするにたる者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長はこれを懲戒することができる。

- (1) この学則その他の規程に違反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、退学は前項第2号又は第4号に該当する者に限り行うことができる。

第7章 科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研修員、コミュニティ・コース受講生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第48条 学長は、本学の学生以外の者が本学の開設する授業科目を履修しようとする場合において、本学の教育に支障がないと認めるときは、選考の上教授会の議を経て科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目については、所定の単位を与える。

3 第35条第1項本文及び第2項の規定は、科目等履修生の単位の認定について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(特別科目等履修学生)

第49条 学長は、他の大学又は外国の大学との協議に基づき、その大学の学生が特別科目等履修学生として、本学の開設する授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の協議をやむを得ない事由により事前に行うことができない場合については、同項の規定にかかわらず、事後において当該協議を行うことができる。

- 3 特別科目等履修学生が本学において履修した授業科目については、所定の単位を与える。
- 4 前3項に規定するもののほか、特別科目等履修学生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(委託生)

第50条 学長は、公の機関又は団体との協議に基づき、その機関又は団体に所属する者が委託生として本学の開設する授業科目を履修することを教授会の議を経て許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、委託生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(研修員)

第51条 学長は、法第1条に規定する学校、外国の学校又は公の研究機関との協議に基づき、その学校、外国の学校又は公の研究機関に所属する者が研修員として本学において研修することを、教授会の議を経て許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研修員に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(コミュニティ・コース受講生)

第52条 学長は、コミュニティ・コース受講生として本学の開設する授業科目を履修しようとする者がある場合は、本学の教育に支障がないと認めるときに限り、選考の上教授会の議を経てその受講を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、コミュニティ・コース受講生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(研究生)

第53条 学長は、国際環境工学部で特定の事項について研究しようとする者について、選考の上教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(外国人留学生)

第54条 学長は、外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願するものに対しては、特別の選考の上教授会の議を経て外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の選考その他入学に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

第8章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第55条 授業料、入学金その他の費用の徴収については、別に定める。

第9章 社会貢献

(社会貢献)

第56条 本学は、社会貢献に資するため、他大学等の教育機関との連携、公開講座等の生涯学習の推進等による地域社会との連携及び留学生等との交流促進等による国際交流の推進を行うものとする。

- 2 前項の社会貢献に関して必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 外国語学部の外国語学科(英語専攻に限る。)及び国際関係学科、経済学部の経済学科及び経営情報学科、文学部の人間関係学科並びに法学部の法律学科及び政策科学科における昼間主コースの平成17年度及び平成18年度の収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分	収容定員
----	------

外国語学部	外国語学科	英語専攻	昼間主コース	平成 17 年度	366 人
				平成 18 年度	362 人
	国際関係学科		昼間主コース	平成 17 年度	266 人
				平成 18 年度	262 人
経済学部	経済学科 経営情報学科		昼間主コース	平成 17 年度	635 人
				平成 18 年度	625 人
文学部	人間関係学科		昼間主コース	平成 17 年度	303 人
				平成 18 年度	301 人
法学部	法律学科		昼間主コース	平成 17 年度	643 人
				平成 18 年度	641 人
	政策科学科		昼間主コース	平成 17 年度	284 人
				平成 18 年度	276 人

- 3 別表の規定は、平成 17 年度以後の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成 16 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 別表の規定は、平成 19 年度以後の学士入学者及び編入学者について適用し、平成 18 年度以前の学士入学者及び編入学者については、なお従前の例による。
- 5 別表の規定は、再入学者のうち、当該者が退学し、又は除籍される前に入学した年度が平成 17 年度以後である者について適用し、当該者が退学し、除籍される前に入学した年度が平成 16 年度以前であるものについては、なお従前の例による。
- 6 前 4 項に定めるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 18 年 3 月 22 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 外国語学部外国語学科は、改正後の第 3 条第 2 項の規程にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に外国語学科に在学する者が外国語学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

3 前項の規程により存続する外国語学科の収容定員は、次のとおりとする。

区分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 以後	
外国語 学科	英語専攻	昼間主コース	270 人	180 人	90 人	0 人
		夜間主コース	75 人	50 人	25 人	0 人
	中国語専 攻	昼間主コース	105 人	70 人	35 人	0 人
		夜間主コース	30 人	20 人	10 人	0 人

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第 35 条及び別表の規定は、平成 19 年度以後の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成 18 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 学士入学者及び編入学者に係る第 35 条及び別表の規定の適用については、当該学士入学者及び編入学者が入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。
- 改正後の第 35 条の規定は、再入学者のうち、当該者が退学し、又は除籍する前に入学した年度が平成 19 年度以後であるものについて適用し、当該者が退学し、又は除籍される前に入学した年度が平成 18 年度以前であるものについては、なお従前の例による。
- 再入学者に係る別表の規定の適用については、当該再入学者が再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 国際環境工学部環境化学プロセス工学科は、改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に環境化学プロセス工学科に在学する者が環境化学プロセス工学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 前項の規定により存続する環境化学プロセス工学科の収容定員は、次のとおりとする。

区分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 以後
国際環境工 学部	環境化学プロセス工学科	160 人	110 人	55 人	0 人

- 改正後の第 44 条の規定は、平成 20 年度以後の入学者（第 3 年次編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成 19 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 第 3 年次編入学者に係る第 44 条の規定の適用については、当該第 3 年次編入学者が入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。
- 再入学者に係る第 44 条の規定の適用については、当該再入学者が再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成20年度以後の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 学士入学者及び編入学者に係る別表の規定の適用については、当該学士入学者及び編入学者が入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。
- 4 再入学者に係る別表の規定の適用については、当該再入学者が再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項、第19条第8項、第24条第3号、第4号及び第8号、第25条第3号並びに第26条第4号の改正規定は、平成20年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 外国語学部の英米学科、中国学科及び国際関係学科、経済学部の経済学科及び経営情報学科、文学部の比較文化学科及び人間関係学科並びに法学部の法律学科及び政策科学科における夜間主コースは、改正後の第3条第4項の規定にかかわらず、当該夜間主コースに在学する者がいなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する夜間主コースの収容定員は、次のとおりとする。

区分			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度以後
外国語学部	英米学科	夜間主コース	75人	50人	25人	0人
	中国学科	夜間主コース	30人	20人	10人	0人
	国際関係学科	夜間主コース	30人	20人	10人	0人
経済学部	経済学科	夜間主コース	45人	30人	15人	0人
	経営情報学科	夜間主コース	45人	30人	15人	0人
文学部	比較文化学科	夜間主コース	45人	30人	15人	0人
	人間関係学科	夜間主コース	30人	20人	10人	0人
法学部	法律学科	夜間主コース	105人	70人	35人	0人
	政策科学科	夜間主コース	51人	34人	17人	0人

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第28条の2、第29条及び別表の規定は、平成21年度以後の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 学士入学者及び編入学者に係る第28条の2、第29条及び別表の規定の適用については、当該学士入学者及び編入学者が入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。
- 4 再入学者に係る第28条の2、第29条及び別表の規定の適用については、当該再入学者が再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。
- 5 改正後の第45条の2の規定は、平成21年度以降の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を含む。）に適用する。

別表（第45条関係）

教育職員免許状の種類等

学部	学科	免許状の種類	免許状に係る教科の種類
外国語学部	英米学科	中学校教諭1種免許状	英語
		高等学校教諭1種免許状	英語
	中国学科	中学校教諭1種免許状	中国語
		高等学校教諭1種免許状	中国語
	国際関係学科	中学校教諭1種免許状	社会・英語
		高等学校教諭1種免許状	公民・英語
経済学部	経済学科	高等学校教諭1種免許状	公民・商業
	経営情報学科	高等学校教諭1種免許状	商業
文学部	比較文化学科	中学校教諭1種免許状	国語・英語
		高等学校教諭1種免許状	国語・英語
	人間関係学科	中学校教諭1種免許状	社会
		高等学校教諭1種免許状	公民
法学部	法律学科	中学校教諭1種免許状	社会
		高等学校教諭1種免許状	公民
	政策科学科	中学校教諭1種免許状	社会
		高等学校教諭1種免許状	地理歴史・公民

北九州市立大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
 - 第2章 教員及び運営組織（第8条—第12条）
 - 第3章 入学及び進学（第13条—第19条）
 - 第4章 授業科目、単位、履修方法等（第20条—第27条）
 - 第5章 課程の修了及び学位の授与（第28条—第32条）
 - 第6章 在学期間、休学、退学、除籍及び復学（第33条—第38条）
 - 第7章 賞罰（第39条・第40条）
 - 第8章 科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研究生及び外国人留
学生（第41条—第47条）
 - 第9章 授業料等の徴収（第48条）
 - 第10章 雑則（第49条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 北九州市立大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（研究科）

第2条 大学院に次の研究科を置く。

法学研究科

社会システム研究科

国際環境工学研究科

マネジメント研究科

（専攻及び教育研究上の目的）

第3条 研究科に置く専攻及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

研究科	専攻	目的
法学研究科	法律学専攻	幅広い視野に立つ精緻な法学的知識を身に付け、地域社会の多様な法的問題に応える高度な専門職業人の養成
社会システム研究科	現代経済専攻	国内外の経済・産業の動向を的確に分析し、地域経済・産業政策を実践的、理論的に提示できる高度な専門職業人の養成
	地域コミュニティ専攻	地域コミュニティの現代的再生を目指し、人間関係に係る学際的学問領域を統合した高度専門リカレント教育と高度な専門職業人の養成
	文化・言語専攻	文化と言語に係る専門知識と能力を涵養し、総合的かつ学際的視野を有する専門職業人の養成

	東 ア ジ ア 専 攻	グローバル化する世界の動向を的確に理解し、東アジアをはじめとする国際社会において活躍できる高度な専門職業人の養成
	地域社会システム専攻	地域研究・地域社会研究を通じて高度な研究能力と専門知識を身に付け、政策分析・政策提言能力を備えた指導的な専門職業人の養成
国際環境工学研究科	環 境 工 学 専 攻	環境工学について高度な専門的知識を活用でき、国際的な場で活躍できる高い能力を身に付けた高度専門職業人及び研究者の養成
	情 報 工 学 専 攻	情報工学について高度な専門的知識を活用でき、国際的な場で活躍できる高い能力を身に付けた高度専門職業人及び研究者の養成
	環 境 シ ス テ ム 専 攻	環境システムについて高度な専門的知識を活用でき、国際的な場で活躍できる高い能力を身に付けた高度専門職業人及び研究者の養成
マネジメント研究科	マネジメント専攻	高度なマネジメント能力を備え、民間及び公的部門において革新的な事業創造や組織改革等を担える専門職業人の養成

(課程)

第4条 法学研究科の課程は修士課程とし、社会システム研究科及び国際環境工学研究科の課程は博士課程とし、マネジメント研究科の課程は専門職学位課程とする。

2 社会システム研究科及び国際環境工学研究科の課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する博士課程とし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(定員)

第5条 大学院の学生の定員は、次のとおりとする。

研究科	区分	入学定員	收容定員	
法 学 研 究 科	法 律 学 専 攻	10人	20人	
社会システム研究科	現 代 経 済 専 攻	博士前期課程	8人	16人
	地域コミュニティ専攻		8人	16人
	文化・言語専攻		10人	20人
	東 ア ジ ア 専 攻		8人	16人
	地域社会システム専攻	博士後期課程	8人	24人
国際環境工学研究科	環 境 工 学 専 攻	博士前期課程	40人	80人
		博士後期課程	10人	30人
	情 報 工 学 専 攻	博士前期課程	40人	80人
		博士後期課程	10人	30人
	環境システム専攻	博士前期課程	50人	100人
		博士後期課程	12人	36人
マネジメント研究科	マネジメント専攻	30人	60人	

(修業年限)

第6条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の修業年限は2年とし、博士後期課程の修業年限は3年とする。

(学年、学期及び休業日)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第47条第1項の規定により入学を許可された外国人留学生その他の学生のうち学長が特に必要と認めるものに係る学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2 学期及び休業日については、北九州市立大学学則（平成17年北九大学則第1号。以下「大学学則」という。）第17条第2項及び第18条の規定を準用する。

第2章 教員及び運営組織

(教員)

第8条 研究科に教授、准教授、講師、助教、助手その他必要な教員を置く。

2 前項の教員は、研究科以外の北九州市立大学教員がこれを兼ねることができる。

3 修士課程及び博士課程において研究指導を担当する教員（以下「研究指導教員」という。）は、当該研究科の専任の教授とする。ただし、研究科委員会が特に必要と認める場合は、当該研究科の専任の准教授を研究指導教員とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、社会システム研究科及び国際環境工学研究科にあつては、客員教員を研究指導教員とすることができる。

(研究科長及び専攻長)

第9条 研究科に研究科長を置く。

2 社会システム研究科及び国際環境工学研究科に専攻長を置く。

(研究科委員会)

第10条 研究科に研究科委員会を置く。

2 法学研究科、社会システム研究科及び国際環境工学研究科の研究科委員会は、研究指導教員（客員教員である者を除く。）をもって組織する。

3 マネジメント研究科の研究科委員会は、マネジメント研究科の専任の教員をもって組織する。

4 研究科委員会は、次の事項を審議する。

(1) 研究科に関する諸規程の制定改廃に関すること。

(2) 教育課程に関すること。

(3) 学生の入学、進学（第17条に規定する進学をいう。以下この号において同じ。）、休学、退学、復学、除籍、留学その他学生の身分に関すること（学生の進学に関することについては、社会システム研究科及び国際環境工学研究科における研究科委員会に限る。）。

(4) 成績評価、学位請求論文の審査等に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、研究科の教育、研究及び運営に関すること。

5 研究科委員会は、必要があると認めるときは、前項第1号、第2号、第3号及び第5号に規定する事項の審議については、研究指導教員以外の研究科の授業を担当する専任の教員を加えることができる。

6 社会システム研究科及び国際環境工学研究科における研究科委員会は、必要があると認めるときは、第4項第2号から第5号までに規定する事項の審議については、研究指導教員である客員教員を加えることができる。

(大学院委員会)

第11条 大学院に大学院委員会を置く。

(研究科長等に関する事項の学長への委任)

第12条 前3条に定めるもののほか、研究科長、専攻長、研究科委員会及び大学院委員会に関し必要な事項は、別に学長が定める。

第3章 入学及び進学

(入学資格)

第13条 大学院の修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 法第67条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、研究科委員会において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 研究科委員会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第68条の2第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学者の選考)

第15条 入学を志願する者に対しては入学試験を行い、研究科委員会の議を経て、学長が合否を決定する。

(入学の許可等)

第16条 前条の規定により合格を決定された者は、学長の定める入学に関する手続を指定の期日までに完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学に関する手続を完了した者に対して入学を許可する。

(進学)

第17条 大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了した者が引き続き大学院の博士後期課程に進むこと（以下「進学」という。）を志願した場合における進学の時期、進学者の選考及び進学の許可等については、第14条から前条までの規定を準用する。

(転入学)

第18条 学長は、他の大学の大学院から当該大学の学長の承認を得て転入学を希望する者については、欠員がある場合に限り、選考のうえ入学を許可することができる。

(再入学)

第19条 学長は、第36条の規定により退学した者又は第37条第1項の規定により除籍された者が退学し、又は除籍されるときに在籍していた専攻（当該専攻が廃止されているときは、当該専攻に相当する専攻として学長が定める専攻）に再入学を志願する場合には、選考の上研究科委員会の議を経て再入学を許可することができる。

2 第16条の規定は、前項の規定により再入学をしようとする者について準用する。

第4章 授業科目、単位、履修方法等

(授業科目及び単位数)

第20条 研究科における授業科目及びその単位数は、研究科規程で定める。

(履修方法)

第21条 学生は、在学期間中に、前条の規定により定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 学生は、履修する授業科目の選択及び学位請求論文（修士課程及び博士前期課程においては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の作成に当たっては当該学生を担当する研究指導教員の指導を受けなければならない。
- 3 研究科委員会が必要があると認めるときは、学生（博士後期課程の学生を除く。）に学部の授業科目を受講させることができる。
- 4 社会システム研究科及び国際環境工学研究科において、研究科委員会が必要があると認めるときは、学生（博士後期課程の学生に限る。）に修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程の授業科目を履修させることができる。この場合において、学生が修得した単位は、課程の修了に必要な単位には算入しない。

(他の研究科等の授業科目の履修)

第22条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生（博士後期課程の学生を除く。）が他の専攻の授業科目又は他の研究科の授業科目（修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程の授業科目に限る。）を履修することを認めることができる。

- 2 社会システム研究科及び国際環境工学研究科において、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生（博士後期課程の学生に限る。）が他の専攻の授業科目又は他の研究科の授業科目（博士後期課程の授業科目に限る。）を履修することを認めることができる。
- 3 前2項の規定により学生が修得した単位は、4単位（社会システム研究科博士前期課程においては、12単位）を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができる。

(他の大学の大学院の授業科目の履修)

第23条 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学長は、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができる。
- 3 第1項の規定により学生が修得した単位は、マネジメント研究科において、22単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができる。

(留学)

第24条 前条の規定は、学生が学長の許可を受けて外国の大学の大学院又はこれに相当する教育機関に留学する場合に準用する。この場合において、留学期間は在学期間に算入する。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 マネジメント研究科において、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、22単位を超えないものとする。

(授業科目の単位の認定)

第26条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告によって行う。

- 2 前項の試験又は研究報告の成績の評価は、法学研究科、社会システム研究科及び国際環境工学研究科に

あつては、優、良、可及び不可の評語をもって表し、優、良及び可をもって合格とし、不可を不合格とする。

- 3 第1項の試験又は研究報告の成績の評価は、マネジメント研究科にあつては、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可をもって合格とし、不可を不合格とする。

(履修方法その他必要な事項)

第27条 第20条から前条までに定めるもののほか、履修方法その他必要な事項は、研究科規程で定める。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(学位請求論文の提出及び最終試験)

第28条 修士課程又は博士前期課程においては1年以上、博士後期課程においては2年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、学位請求論文を提出して最終試験を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程又は博士後期課程において、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者は、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して最終試験を受けることができる。ただし、博士後期課程においては、当該者が博士前期課程又は他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者であるときは、博士後期課程に1年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得していなければならない。

- 3 最終試験は、学位請求論文を中心とする。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、これに関連する科目について試験を行うことができる。

(課程の修了)

第29条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、修士課程又は博士前期課程に2年（博士前期課程において、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者である場合は1年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、研究科の行う学位請求論文の審査及び前条の最終試験に合格することとする。

- 2 博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に3年（研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者である場合は1年、当該者が博士前期課程又は他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者である場合は2年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位請求論文の審査及び前条の最終試験に合格することとする。

- 3 学位請求論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会が決定する。

- 4 専門職学位課程の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、所定の単位を取得することとする。

- 5 マネジメント研究科は、第25条第3項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(学位の授与)

第30条 大学院の課程を修了した者には、別に学長が定めるところにより、修士、博士又は専門職学位の学位を授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、別に学長が定めるところにより、博士の学位に係る学位請求論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

(学位の授与の時期)

第31条 前条第1項の規定による修士、博士又は専門職学位の授与は、3月に行う。ただし、学長は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年（博士前期課程及び専門職学位課程において、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者である場合は1年）以上、博士後期課程にあつては3

年（研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者である場合は1年、当該者が博士前期課程又は他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者である場合は2年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者から願い出があったときは、9月にこれを行うことができる。

（教育職員の免許状授与の所要資格の取得）

第32条 中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において前項の所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状に係る免許教科の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科の種類
法 学 研 究 科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
		高等学校教諭専修免許状	公 民
社会システム研究科	現代経済専攻	高等学校教諭専修免許状	公 民
	地域コミュニティ専攻	高等学校教諭専修免許状	公 民
	文化・言語専攻	中学校教諭専修免許状	英 語
		高等学校教諭専修免許状	英 語
		中学校教諭専修免許状	中 国 語
		高等学校教諭専修免許状	中 国 語
	東 ア ジ ア 専 攻	中学校教諭専修免許状	英 語
		高等学校教諭専修免許状	英 語

第6章 在学期間、休学、退学、除籍及び復学

（在学期間）

第33条 在学期間は、国際環境工学研究科（博士前期課程に限る。）にあつては4年、法学研究科、社会システム研究科（博士前期課程に限る。）、国際環境工学研究科（博士後期課程に限る。）及びマネジメント研究科にあつては6年、社会システム研究科（博士後期課程に限る。）にあつては8年を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第34条 大学院は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（休学）

第35条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により3月以上修学することができない者に対し、その者の願い出により、研究科委員会の議を経て、休学を許可することができる。

2 休学期間は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。ただし、第19条第1項の規定により再入学した者の休学期間は、その者が退学し、又は除籍される前の休学期間と再入学後の休学期間を通算して、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、学長に退学願を提出しなければならない。

2 学長は、前項の退学願を受け付けたときは、その者について、研究科委員会の議を経て退学を許可することができる。

(除籍)

第37条 学長は、授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお指定期日までに納入しない者を除籍する。

2 学長は、研究科委員会の議を経て次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

- (1) 第33条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第35条第2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 死亡した者

(復学)

第38条 学長は、第35条第1項の規定により休学した者で休学の事由が消滅したものが復学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

第7章 賞罰

(表彰)

第39条 学生として模範とするに足る者は、研究科委員会の議を経て、学長はこれを表彰することができる。

(懲戒)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長はこれを懲戒することができる。

- (1) この学則その他の規程に違反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、退学は前項第2号又は第4号に該当する者に限り行うことができる。

第8章 科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 大学院で開設する授業科目を履修しようとする者については、学生の履修に支障がない場合において、選考の上研究科委員会の議を経て学長が、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生として履修を志願することができる者の資格及び科目等履修生の履修に関し必要な事項は、研究科規程で定める。

第42条 科目等履修生で授業科目を履修したものに対しては、単位を与える。

2 第26条の規定は、科目等履修生の単位の認定について準用する。

第43条 科目等履修生がこの学則に違反したとき、又はその本分に反する行為を行ったときは、学長は、当該履修の許可を取り消すことができる。

(特別科目等履修学生)

第44条 学長は、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院との協議に基づき、当該大学の大学院の学生が特別科目等履修学生として大学院の授業科目を履修することを許可することができる。この場合において、やむを得ない事由により当該外国の大学の大学院と事前に協議を行うことが困難な場合には、当該協議は事後において行うことができる。

2 第41条第2項、第42条及び前条の規定は、特別科目等履修学生について準用する。

(委託生)

第45条 公の機関又は団体からの委託生として大学院で開設する授業科目を履修しようとする者については、学生の履修に支障がない場合において、選考の上研究科委員会の議を経て、学長が履修を許可するこ

とができる。

2 第41条第2項及び第43条の規定は、委託生について準用する。

(研究生)

第46条 大学院研究科で特定の事項について研究しようとする者については、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生がこの規則の規定に違反したとき若しくはその本分に反する行為をしたとき又は疾病その他やむを得ない理由により研究の継続ができないと認められるときは、研究科委員会の議を経て学長は、当該研究の許可を取り消すことができる。

3 前2項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(外国人留学生)

第47条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願するものに対しては、特別の選考により研究科委員会の議を経て、外国人留学生として定員外に入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に係る入学選考その他必要な事項については、別に学長が定める。

第9章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第48条 授業料、入学金その他の費用の徴収については、別に定める。

第10章 雑則

(委任)

第49条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に学長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定の適用については、同条の表国際環境工学研究科の項収容定員の欄中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる年度にあつては、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

120人	平成17年度	75人
45人	平成17年度	21人
	平成18年度	33人
80人	平成17年度	50人
30人	平成17年度	14人
	平成18年度	22人

付 則

この学則は、平成17年6月26日から施行する。

付 則

この学則は、平成18年3月22日から施行する。

付 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第2条に規定する経営学研究科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に経営学研究科に在学する者が経営学研究科に在学しなくなる日まで存続するものとする。
- 3 改正前の第3条の規定により経営学研究科に置くこととされる経営学専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に経営学研究科に在学する者が経営学研究科に在学しなくなる日まで存続するものとする。
- 4 第2項の規定により存続する経営学研究科経営学専攻の収容定員は次のとおりとする。

研究科	区分	平成19年度	平成20年度以後
経営学研究科	経営学専攻	10人	0人

- 5 第2項の規定により存続する経営学研究科に在学する者に係る教育職員免許状の種類等は、改正後の第32条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第2条に規定する外国語学研究科、経済学研究科及び人間文化研究科（以下これらを「旧研究科」という。）は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に旧研究科に在学する者が旧研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- 3 改正前の第3条の規定により外国語学研究科に置くこととされている英米言語文化専攻及び中国言語文化専攻、経済学研究科に置くこととされている経済学専攻、人間文化研究科に置くこととされている人間文化専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に旧研究科に在学する者が旧研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- 4 付則第2項の規定により存続する旧研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科	区 分	平成20年度	平成21年度以後
外国語学研究科	英米言語文化専攻	6人	0人
	中国言語文化専攻	4人	0人
経済学研究科	経済学専攻	10人	0人
人間文化研究科	人間文化専攻	14人	0人

- 5 付則第2項の規定により存続する旧研究科に在学する者に係る教育職員免許状の種類等は、改正後の第32条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 国際環境工学研究科の環境工学専攻博士前期課程、環境工学専攻博士後期課程における平成20年度及び平成21年度の収容定員は、改正後の第5条の規程にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	区分		平成20年度	平成21年度
国際環境工学研究科	環境工学専攻	博士前期課程	100人	80人
		博士後期課程	40人	35人

北九州市立大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、北九州市立大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、学位請求論文の審査方法、試験、学力の確認の方法等学位に関して必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は学士、修士、博士及び専門職学位とし、授与する学位の種類は次のとおりとする。

学士の学位

外国語学部英米学科	学士（英米学）
中国学科	学士（中国学）
国際関係学科	学士（国際関係学）
経済学部経済学科	学士（経済学）
経営情報学科	学士（経営情報学）
文学部比較文化学科	学士（比較文化学）
人間関係学科	学士（人間関係学）
法学部法律学科	学士（法学）
政策科学科	学士（法学）
国際環境工学部エネルギー循環化学科	学士（工学）
機械システム工学科	学士（工学）
情報メディア工学科	学士（工学）
建築デザイン学科	学士（工学）
環境生命工学科	学士（工学）
地域創生学群地域創生学類	学士（地域創生学）

修士の学位

法学研究科法律学専攻	修士（法学）
社会システム研究科現代経済専攻	修士（経済学）
地域コミュニティ専攻	修士（人間関係学）
文化・言語専攻	修士（英米言語文化）
	修士（中国言語文化）
	修士（比較文化）
東アジア専攻	修士（国際学）
国際環境工学研究科環境工学専攻	修士（工学）
	修士（学術）
情報工学専攻	修士（工学）
環境システム専攻	修士（工学）
	修士（学術）
	修士（環境マネジメント）

博士の学位

社会システム研究科地域社会システム専攻	博士（学術）
国際環境工学研究科環境工学専攻	博士（工学）
	博士（学術）
情報工学専攻	博士（工学）
環境システム専攻	博士（工学）

博士（学術）

専門職学位の学位

マネジメント研究科マネジメント専攻 経営学修士（専門職）

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学の学部（学群を含む。）を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学の大学院修士課程又は博士前期課程において所定の課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学の大学院博士後期課程において所定の課程を修了した者に授与する。

4 第3項に規定するもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても学位請求論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

5 専門職学位は、本学の専門職学位課程において所定の課程を修了した者に授与する。

（課程を修了する者の論文題目及び学位請求論文の提出）

第4条 前条第2項又は第3項の規定により学位の授与を受けようとする者は、論文題目を研究指導教員の承認を得て指定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

2 学位請求論文（修士の学位の場合にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）は、学位申請書を添え、指定の期日までに研究科長に提出するものとする。この場合において、博士の学位請求論文を提出する者にあっては、論文目録、学位請求論文の要旨及び履歴書を添えなければならない。

（課程を修了しない者の学位請求論文の提出）

第5条 第3条第4項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文、論文目録、学位請求論文の要旨及び履歴書並びに北九州市立大学授業料等に関する規程（平成17年北九大規程第67号）に定める学位請求論文審査手数料（以下「審査手数料」という。）を添えて、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定により博士の学位請求論文の提出があったときは、学位に付記する専門分野の名称に応じ、審査すべき研究科委員会を指定し、当該研究科委員会に審査を付託する。

3 本学大学院の博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者は、退学した日から3年以内においては、第3条第3項の規定による学位の授与を申請することができる。この場合における学位請求論文等の提出については第1項の規定を適用する。

4 提出された学位請求論文及び納付された審査手数料は、いかなる理由があってもこれを還付しない。

（学位請求論文）

第6条 学位請求論文は1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位請求論文の審査のため必要があるときは、研究科委員会は資料等を提出させることができる。

（学位請求論文の審査及び最終試験）

第7条 学位請求論文の審査及び最終試験は、研究科委員会に審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、研究科委員会において研究指導教員の中から選出された3名（ただし、国際環境工学研究科博士前期課程に係る審査委員会については2名）以上の審査委員（内1名は主査）をもって組織する。ただし、社会システム研究科博士後期課程及び国際環境工学研究科博士後期課程に係る審査委員会にあっては、同研究科委員会が必要があると認めるときは、同研究科の研究指導教員以外の者で博士の学位請求論文に係る研究指導に実績があると認められる者を審査委員に充てることができる。

3 研究科委員会において必要があると認めるときは、審査委員以外の教員又は他の大学の大学院若しくは研究所等の教員の協力を求めることができる。

4 最終試験は、提出された学位請求論文を中心として口述又は筆記により行う。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、これに関連する科目について試験を行うことができる。

（学力の確認）

第8条 学力の確認の方法その他学力の確認に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

（審査期間）

第9条 修士の学位請求論文の審査及び最終試験は、在学期間内に終了するものとする。

2 博士の学位請求論文の審査、最終試験又は学力の確認は、申請があった日から1年以内に終了するものとする。

(修士及び博士の学位授与の判定)

第10条 審査委員会は、学位請求論文の審査、最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果をまとめ、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の報告に基づき合否を判定する。

3 学位授与の判定は、研究科委員(海外出張中、休職中その他委員会がやむを得ない事由があると認められた者を除く。)の3分の2以上の者が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の者の同意を必要とする。ただし、社会システム研究科にあっては、専攻に属する委員が専攻ごとに行う投票をもって代替することができる。

(研究科長の報告)

第11条 研究科委員会が前条に規定する判定をしたときは、研究科長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、学士の学位を授与すべき者には、別紙様式(1)(学群にあっては別紙様式(1)の2)による学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づく合格者には、修士号にあっては別紙様式(2)、第3条第3項に規定する博士号にあっては別紙様式(3)、第3条第4項に規定する博士号にあっては別紙様式(4)による学位記を授与し、不合格者にはその旨通知する。

3 学長は、専門職学位の学位を授与すべき者には、別紙様式(5)による学位記を授与する。

4 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に「(北九州市立大学)」と付記するものとする。

(論文要旨等の公表)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に学位論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、当該学位論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、学長は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の取消)

第15条 修士、博士又は専門職学位の学位取得者が、次の各号の一に該当した場合には、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させることができる。

(1) 不正に学位の授与を受けたことが明らかになったとき

(2) 名誉を汚す行為があったとき

2 研究科委員会において、前項の議決をするときは、北九州市立大学大学院研究科委員会規程(平成17年北九大規程第5号)第6条の規定にかかわらず、委員(海外出張中、休職中その他委員会がやむを得ない事由があると認められた者を除く。)の3分の2以上の者が出席し、無記名投票によりその4分の3以上の者の同意を必要とする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、平成19年度の入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条の規定は、北九州市立大学学則（以下「学則」という。）第25条に定める学士入学者及び学則第26条に定める編入学者（以下「学士入学者等」という。）については、平成21年度の学士入学者等から適用し、平成20年度以前の入学者等については、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、平成20年度の入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条の規定は、北九州市立大学学則第24条に定める第3年次編入学者（以下「第3年次編入学者」という。）については、平成22年度の第3年次編入学者から適用し、平成21年度以前の第3年次編入学者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別紙様式（1）

第 号

学位記

氏名

生年月日

北九州市立大学 学部長（氏名）

ことを認める

北九州市立大学 学部長（氏名）

北九州市立大学の認定により本学を卒業したので

学士（○○）の学位を授与する

年 月 日

北九州市立大学長（氏名）

印

印

別紙様式（1）の2

第 号

学位記

氏名

生年月日

北九州市立大学 ○○学群長（氏名）

ことを認める

北九州市立大学 ○○学群長（氏名）

北九州市立大学の認定により本学を卒業したので

学士（○○）の学位を授与する

年 月 日

北九州市立大学長（氏名）

印

印

別紙様式（2）

北九大院（ ）第 号

学位記

氏名

生年月日

北九州市立大学 学部長（氏名）

北九州市立大学の認定により本学を卒業したので

修士（博士前期）課程を修了したので修士（○○）の

学位を授与する

年 月 日

北九州市立大学長（氏名）

印

別紙様式（3）

北九大院（ ）第 号

学位記

氏名

生年月日

北九州市立大学 学部長（氏名）

北九州市立大学の認定により本学を卒業したので

博士後期課程を修了したので博士（○○）の

学位を授与する

年 月 日

北九州市立大学長（氏名）

印

北九州市立大学授業料等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人北九州市立大学が徴収する授業料、入学金、入学検定料、使用料及び手数料（以下「授業料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の額及び納入期限)

第2条 入学志願者、学生、科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研修員、研究生、コミュニティ・コース受講生及び外国人留学生は、授業料等を納めなければならない。

2 授業料等の額及び納入期限は、別表のとおりとする。

(長期履修学生の授業料)

第3条 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することが認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料の年額は、当該計画的な履修を認められた一定の期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、修業年限で修了するものとした場合に修了までに納付することとなる授業料の総額（以下「基本授業料総額」という。）を長期履修期間の年数で除して得た額とする。

2 授業料の改正により基本授業料総額に異動が生じた場合の当該授業料の改正後の長期履修学生の授業料の年額は、改正後の基本授業料総額から改正前に支払うべき授業料を控除した額を授業料の改正後の長期履修期間の年数で除して得た額とする。

3 長期履修期間の延長が認められた場合に当該延長が認められた長期履修学生が当該延長が認められた年度以降に支払うべき授業料の年額は、基本授業料総額（前項の場合は、改正後の基本授業料総額。次項において同じ。）から当該延長が認められた年度前に支払うべき授業料の額を控除した額を当該延長が認められた年度以降の長期履修期間の年数で除して得た額とする。

4 長期履修期間の短縮が認められた場合に当該短縮が認められた長期履修学生が当該短縮が認められた年度以降に支払うべき授業料の年額は、基本授業料総額を当該短縮後の長期履修期間の年数で除して得た額とする。

5 前項の場合において、当該短縮が認められた年度前に既に支払った授業料の額と前項の規程により算定した額により当該短縮が認められた年度前に支払うべき授業料の額との差額は、当該長期履修期間の短縮を認めるときに徴収する。

6 前各項の規定により算定した授業料の年額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとし、当該端数の額は、第1項の場合は長期履修期間の初年度、第2項の場合は授業料が改正された年度、第3項の場合は延長が認められた年度、第4項の場合は短縮が認められた年度に、それぞれ徴収する。

(授業料等の減免及び猶予)

第4条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者については、授業料等を減免し、又は授業料等の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により修学困難な者
- (2) 天災、地変その他不慮の災害により、学資の負担に堪えられなくなった者
- (3) その他特に減免又は徴収を猶予する必要がある者

2 前項の授業料等の徴収猶予の期間は、納入期限の翌日から90日以内とする。ただし、理事長が特別の理由があると認められた者については、更に90日以内に限り徴収を猶予することができる。

(授業料等の不返還)

第5条 既納の授業料等は返還しない。ただし、やむを得ない理由により理事長が返還することを相当と認めた場合は、既納の授業料等の全部又は一部を返還することができる。

(退学及び停学の際の授業料)

第6条 別表の1 授業料の表の備考1に規定する期間の途中で退学しようとする者は退学した日の属する期の授業料を、停学に処せられた者は停学期間中の授業料を納めなければならない。

(休学及び復学の際の授業料)

第7条 休学を許可された者に対しては、その期間中の授業料は徴収しない。ただし、別表の1 授業料の表の備考1に規定する期間の途中で休学又は復学した者は、休学又は復学した日の属する期の授業料を納めなければならない。

(その他)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年4月1日前に北九州市立大学に在学し、かつ、同日以後在学する者に係る授業料等について、北九州市立大学条例を廃止する条例(平成17年北九州市条例第6号)による廃止前の北九州市立大学条例(昭和39年北九州市条例第58号)の適用があることとした場合に、その額が、北九州大学条例の一部を改正する条例及び北九州市立大学条例の一部を改正する条例の規定により、なお従前の例によることとされる者に係る授業料等については、第2条第2項の規定にかかわらず、その従前の例によることとした場合の額とする。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表の2 入学金の表の備考第2項の改正規定は、平成19年3月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年4月1日前から引き続き在学する者であって、理事長が改正後の別表の1 授業料の表の備考1に規定する納入期限までにその授業料を納めることができないと認める者については、改正後の同表の備考1の規定にかかわらず、平成20年度第1期の納入期限は平成20年7月25日、平成20年度第2期の納入期限は平成21年1月25日とする。

3 平成20年4月1日前に在学する者が同日から平成21年3月31日までの間に退学しようとする場合であって、その退学の日が次の表の左欄に掲げる期間内の日であるときは、第6条の規定にかかわらず、その退学の日に応じて次の表の右欄に掲げる額を納めなければならない。

4月1日から 6月30日まで	第1期授業料の2分の1に相当する額
7月1日から 9月30日まで	第1期授業料の全額
10月1日から 12月31日まで	第2期授業料の2分の1に相当する額
1月1日から 3月31日まで	第2期授業料の全額

4 平成20年4月1日前に在学する者が同日から平成21年3月31日までの間に休学しようとする場合であって、その休学期間の初日が前項の表の左欄に掲げる期間内の日であるときは、第7条ただし書の規定にかかわらず、その休学期間の初日に応じて前項の表の右欄に掲げる額を納めなければならない。

4月2日から 7月1日まで	第1期授業料の2分の1に相当する額
7月2日から 10月1日まで	第1期授業料の全額
10月2日から 1月1日まで	第2期授業料の2分の1に相当する額
1月2日から 3月31日まで	第2期授業料の全額

5 平成20年4月1日前に在学する者が同日から平成21年3月31日までの間に復学しようとする場合であって、その復学の日が次の表の左欄に掲げる期間内の日であるときは、第7条ただし書の規定にかかわら

ず、その復学の日に応じて次の表の右欄に掲げる額を納めなければならない。

4月1日から 6月30日まで	第1期授業料の全額
7月1日から 9月30日まで	第1期授業料の2分の1に相当する額
10月1日から 12月31日まで	第2期授業料の全額
1月1日から 3月31日まで	第2期授業料の2分の1に相当する額

付 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 授業料

区分		金額
学 生	外国語学部 経済学部 文学部 法学部	昼間主コース 年額 535,800 円
		夜間主コース 年額 267,900 円
	国際環境工学部	年額 535,800 円
	地域創生学群	年額 535,800 円 (但し、夜間特別枠は 年額 267,900 円)
	大学院	年額 535,800 円
研修員	実験を要する部門	月額 37,100 円
	実験を要しない部門	月額 18,500 円
	研究生	月額 29,700 円
コミュニティ・コース受講生	総合コース	年額 189,600 円
	入門コース	年額 94,800 円
	科目等履修生 特別科目等履修学生 委託生	1単位 14,800 円

備考

- 1 学生に係る授業料の徴収は、各年度の授業料を、次のとおり2期に区分して行うものとし、各期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

期別	第1期	第2期
期間	4月1日から 9月30日まで	10月1日から 3月31日まで
納入期限	4月30日	10月31日

- 2 研修員及び研究生に係る授業料は、3月分に相当する額を3月ごとにその当初の月の末日までに納入しなければならない。
- 3 コミュニティ・コース受講生に係る授業料は、その年額を受講許可の日から10日以内又は年額の2分の1に相当する額を6月ごとにその当初の月の末日までに納入しなければならない。

- 4 科目等履修生、特別科目等履修学生及び委託生に係る授業料は、履修許可の日から10日以内に納入しなければならない。

2 入学金

区分			金額	納入期限
学生	外国語学部 経済学部	昼間主コース	市内居住者 282,000円	理事長の指定する日
			市外居住者 423,000円	
	文学部 法学部	夜間主コース	市内居住者 141,000円	
			市外居住者 211,500円	
	国際環境工学部		市内居住者 282,000円	
			市外居住者 423,000円	
	地域創生学群		市内居住者 282,000円 (但し、夜間特別枠は141,000円)	
			市内居住者 423,000円 (但し、夜間特別枠は211,500円)	
	大学院		市内居住者 282,000円	
			市外居住者 423,000円	
	研究生		市内居住者 84,600円	
			市外居住者 126,900円	

備考

- 1 市内居住者とは、入学する者又はその者の配偶者若しくは2親等内の親族が、入学する者の入学する日の属する年度の前年度において北九州市の市民税の納税義務者であり、かつ、入学金納入のときまで引き続き北九州市に住所を有する者をいい、市外居住者とは、市内居住者以外の者をいう。
- 2 前項のほか、専門職大学院に入学しようとする者で、入学金納入のときに北九州市内の事業所等に勤務する者又は北九州市内に本店若しくは主たる事務所等を置く法人等に勤務する者は、市内居住者とする。
- 3 研修員、コミュニティ・コース受講生、科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、本学の学部卒業生で再び学部へ入学する者(国際環境工学部の研究生として入学する者を含む。)及び本学大学院の課程の修了者で大学院の研究生として入学する者の入学金は、徴収しない。
- 4 本学短期大学部の卒業生で学部へ入学する者の入学金は、本表金額の半額とする。

3 入学検定料

区分			金額	納入期限
学生	外国語学部 経済学部 文学部 法学部	昼間主コース	17,000円	入学願書提出の とき
		夜間主コース	10,000円	
	国際環境工学部		17,000円	
	地域創生学群		17,000円 (但し、夜間特別枠は 10,000円)	
	大学院		30,000円	
研究生			9,800円	

備考

研修員、コミュニティ・コース受講生、科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、本学の学部卒業生で学部の研究生として入学する者及び本学大学院の課程の修了者で大学院の研究生として入学する者の入学検定料は、徴収しない。

4 使用料

区分		金額	納入期限
留学生会館居室使用料	居室が単身用の場合	月額 5,000円	毎月末日
	居室が世帯用の場合	月額 10,500円	

備考

- 1 月の中途において入居し、又は退去する者の留学生会館居室使用料は、日割により計算した額とする。
- 2 月の中途において退去する者の留学生会館居室使用料の納入期限は、退去の日とする。

5 手数料

区分		金額	納入期限
証明手数料	卒業、修了、成績、 単位取得等に係る 証明書	1件につき 300円	証明書請求のとき
学位請求論文審査手数料	博士の学位に係る 学位請求論文の審 査	1件につき 57,000円	学位請求論文提出の とき

備考

- 1 証明手数料は、本学に在籍中の者からは徴収しない。
- 2 国又は地方公共団体から事務上の必要により請求があったときは、証明手数料は、徴収しない。
- 3 学位請求論文審査手数料は、本学大学院の博士課程（前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程においては、前期2年の課程。以下同じ。）に在籍中の者及び本学大学院の博士課程に3年以上在学し、かつ、当該博士課程の修了に必要な単位を修得して退学した者で退学した日から1年以内に学位請求論文を提出したものからは徴収しない。

北九州市立大学授業料等減免及び徴収猶予取扱要領

北九州市立大学授業料等に関する規程（平成 17 年北九大法人規程第 67 号。以下「規程」という。）第 4 条の規定による授業料等の減免又は猶予については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1 規程第 4 条第 1 項に規定する授業料の減免又は猶予の対象者

次の各号のいずれかに該当する者に対して授業料の減免又は猶予を行うことができる。

ただし、著しい学業不振者又は北九州市立大学学則（平成 17 年北九大学則第 1 号。以下「学則」という。）第 47 条又は北九州市立大学大学院学則（平成 17 年北九大学則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 40 条の規定により懲戒処分（退学を除く。）を受けた者は除く。

(1) 経済的理由により修学困難な者

ア 学資負担者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により保護を受けるようになり、授業料の納入が困難と認められる者

イ 学資負担者がアに準ずる程度に生活に困窮しており、授業料の納入が困難と認められる者

ウ 申請前 6 月以内（新入学者が入学する日の属する期分の授業料に係る申請を行う場合は、申請前 1 年以内）において、次のいずれかに該当する理由を有する者

(ア) 学資負担者が死亡し、授業料の納入が困難と認められること

(イ) 学資負担者が病気治療のため一時的に多額の支出をし、かつ、長期療養を要するに至り、授業料の納入が困難と認められること

(ウ) 学資負担者が不慮の事故等により、授業料の納入が困難と認められること

(2) 天災、地変その他不慮の災害により、学資の負担に堪えられなくなった者

学資負担者が申請前 1 年以内において風水害、地震、火災等の災害を受け、その復旧に多額の経費を要する等のため、授業料の納入が困難と認められる者

(3) その他特に減免する必要がある者

ア 学則第 42 条第 1 項若しくは第 2 項第 3 号又は大学院学則第 37 条第 1 項若しくは第 2 項第 3 号の規定により除籍された者

イ 学則第 47 条第 2 項又は大学院学則第 40 条第 2 項に規定する退学の処分を受けた者

ウ 交流協定（特別科目等履修学生及び研修員として受け入れる場合、派遣大学と本学との間において、授業料の徴収に関し、相互に減免に係る協定を締結したもの）に基づき履修を許可された者

エ 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日 文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生（以下「国費外国人留学生」という。）であって、理事長が特に必要と認める者

2 授業料の減免又は猶予の申請

(1) 減免の申請は、減免を受けようとする者が、原則として理事長が別に定める期限までに行うものとする。ただし、前項第 3 号に該当する者にあつては、この限りでない。

(2) 猶予の申請は、猶予を受けようとする者が、原則として理事長が別に定める期限までに行うものとする。ただし、90 日を超えて更に猶予を必要とする場合は、再度猶予の申請を行わなければならない。

3 授業料の減免又は猶予の期間等

(1) 減免の期間は、第 1 項第 3 号ア又はイに該当する者を除き、当該年度の最終期分までを限度とする。

(2) 第 1 項第 3 号ア又はイに該当する者は、除籍された日又は退学の処分を受けた日の属する期までの授業料を減免する。

(3) 猶予の期間は、規程第 4 条第 2 項に規定する期間を限度とする。

(4) 減免又は猶予の申請が受理された者については、その可否の決定があるまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

4 授業料の減免額

授業料の減免額は、理事長が別に定める基準により決定する。

- 5 授業料の減免又は猶予の取り消し
 - (1) 減免又は猶予の事由が途中で消滅したときは、減免又は猶予を受けている者は、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。
 - (2) 学生が虚偽の申請をしたとき又は減免若しくは猶予の事由が消滅しているにもかかわらず、なお前号の届出がないときは、直ちに決定を取り消し、過去の減免又は猶予に該当しない部分の授業料を徴収する。
- 6 減免にならなかった者等に係る授業料の徴収
第3項第4号の規定により授業料の徴収を猶予されていた者で減免にならなかったもの又は前項第2号に該当する者は、指定された日までに遅滞なく確定された額を納入しなければならない。
- 7 授業料の減免措置の継続
 - (1) 減免期間は、第3項第1号によるが、以後も引き続いて減免の措置を必要とする場合は、再申請することができる。
 - (2) 第1項第2号により減免を受けている場合の再申請に係る減免期間は、災害を受けた日から1年を経過する日の属する期までを限度とする。
- 8 規程第4条第1項第2号に規定する入学金の減免又は猶予の対象者
入学手続前1年以内において、学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域における風水害、地震、火災等により被災し、入学金の納入が困難と認められる者
- 9 国費外国人留学生に係る入学金及び入学検定料の取扱い
国費外国人留学生に係る入学金及び入学検定料については、免除する。
- 10 入学金減免の申請等
 - (1) 減免の申請は、減免を受けようとする者が入学手続期間内に行うものとする。ただし、前項に該当する者にあつては、この限りでない。
 - (2) 減免の申請が受理された者については、その可否の決定により、指定された日までに確定された額を納入するものとする。
- 11 入学金の減免額
入学金の減免額は、理事長が別に定める基準により決定する。

付 則 この取扱要領は、平成17年4月1日から実施する。

付 則 この取扱要領は、平成19年4月1日から実施する。

付 則 この取扱要領は、平成19年10月1日から実施する。

北九州市立大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市立大学学則第46条及び北九州市立大学大学院学則第39条の規定に基づき、北九州市立大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、かつ、学界又は社会的に高い評価を受けた者
- (2) 課外活動において、特に顕著な成績を挙げ、かつ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、社会的に高い評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 本学の教職員は、前条各号の一に該当すると認めると認める者（以下「表彰対象者」という。）を学長に推薦することができる。

(表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰対象者について、教育研究審議会の議を経て選考の上、表彰される者（以下「表彰者」という。）を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、事務局学生課または管理課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成18年1月24日から施行する。

北九州市立大学学生表彰実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、北九州市立大学学生表彰規程（以下「規程」という。）の規定に基づき、北九州市立大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 規程第2条各号の表彰の基準に該当する者とは、それぞれ次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する学生又は学生団体とする。

(1) 第1号関係

- (イ) 国際的規模の学会又は全国規模の学会において賞を受けた場合
- (ロ) その他これらに準じた学会等において社会的に高い評価を受けた場合

(2) 第2号関係

- (イ) 国際的規模の競技会、展覧会、講演会等（以下「競技会等」という。）に出場、出展又は出演した場合
- (ロ) 全国的規模の競技会等に出場、出展又は出演し、優秀な成績を収めた場合
- (ハ) その他これらに準じた競技会等において、特に優秀な成績を収めた場合

(3) 第3号関係

- (イ) 公共団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を受けた場合
- (ロ) 新聞、雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を受けた場合
- (ハ) その他これらに準じて功績等で、特に高い評価を受けた場合

(4) 第4号関係

- (イ) 人命救助、災害救助等に貢献した場合
- (ロ) その他これらに準じて功績等で、特に高い評価を受けた場合

(表彰状)

第3条 規程第5条の表彰状の様式は、当該表彰の内容に応じて、その都度定めるものとする。

付 則

この細則は、平成18年1月24日から施行する。

不正行為取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公正な成績評価を保持するために、定期試験における不正行為の実行を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「定期試験」とは、正規に教務課又は管理課に届け出て行われる学期末試験、追試験及び集中講義試験をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 定期試験に関連した内容の紙片を使用し、又は所持すること。
- (2) 定期試験に関連した内容を机、筆記用具等へ書き込みをすること。
- (3) 他の学生の答案の全部又は一部を書き写すこと。
- (4) 他の学生の答案を故意にのぞき見すること。
- (5) 持込みの許可を受けていない書籍（辞書・六法等を含む。）、電子辞書、ノート等を利用すること。
- (6) 携帯電話等の送・受信機又はモジュール信号等の通信手段（以下「通信手段等」という。）を用いること。
- (7) 配布された答案用紙以外の答案用紙を用いること。
- (8) 答案用紙をすり替え、又はすり替えさせること。
- (9) 本人に代わって受験し、又は受験させること。
- (10) 他人の答案作成を助ける目的で、他の学生に自分の答案を見せ、若しくは口伝えし、又は定期試験に関連した内容について紙片等を渡し、若しくは通信手段等でメール、信号等を送信すること。

(不正行為を行った学生に対する成績評価)

第3条 不正行為を行った学生に対しては、当該学期の受講申告科目のうち定期試験が実施されたすべての科目の成績評価を不可とする。

(試験監督者又は科目担当者の手続)

第4条 試験監督者は、定期試験の実施中に不正行為が行われたと判断したときは、不正行為に係る学生の定期試験を停止し、学生証、答案用紙及び不正行為に使用した所持品を押収して、当該学生を担当課に同行する。

2 不正行為が行われたことが定期試験の実施後に明らかになった場合は、不正行為が行われた科目の担当者（以下「科目担当者」という。）が、不正行為に関する書類を担当課に提出する。

(担当課)

第5条 前条の担当課は、不正行為に係る学生が北方キャンパスに所在する学部（学群を含む。）に属する学生にあっては学生課、ひびきのキャンパスに所在する学部（学群を含む。）に属する学生にあっては管理課とする。

(担当課の手続)

第6条 担当課は、第4条第1項により同行された学生に顛末書を書かせるとともに、試験監督者に報告書の作成を求める。

2 担当課は、第4条第2項により提出された書類に基づき、不正行為に係る学生に顛末書を書かせるとともに、科目担当者に報告書の作成を求める。

(処分案の作成)

第7条 処分案の作成は、学生部委員会が行う。

2 学生部委員会は、試験監督者又は科目担当者の報告と不正行為に係る学生の陳述とが異なる場合には、試験監督者又は科目担当者及び当該学生を学生部委員会に出席させ、意見を聴かなければならない。

(処分の決定)

第8条 処分の決定は、不正行為に係る学生の属する学部（学群を含む。）の教授会が行う。

(説諭)

第9条 学部長（学群長を含む。）は、前条により処分を決定された学生に対し、説諭を行う。

(定期試験以外の試験における不正行為の扱い)

第10条 定期試験以外の試験において不正行為が行われた場合は、この規程の目的に照らして、当該試験に係る科目担当者の判断において対処する。この場合において、第2条第2項中「定期試験」とあるのを「定期試験以外の試験」に読み替えるものとする。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

公立大学法人北九州市立大学施設管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人北九州市立大学（以下「大学」という。）の管理について必要な事項を定めることにより、大学の秩序の維持及び災害の防止を図り、もって業務の正常な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 校舎等 大学の業務の用に供する建物及びこれに付属する建物その他の工作物等をいう。
- (2) 学内 校舎等及びその敷地並びにグラウンドをいう。
- (3) 予定物 大学の業務の用に供するものと決定した建物（設備を含む。）及びその用地並びにこれらに属する工作物等で、公立大学法人北九州市立大学理事長（以下「理事長」という。）の管理に属するものをいう。

(管理責任者)

第3条 学内の管理に関する事務を行わせるため管理責任者を置き、管理責任者は公立大学法人北九州市立大学会計規程（平成17年北九大規程第57号）第33条に規定する資産管理責任者をもって充てる。

(管理補助者)

第4条 管理責任者の事務を補助するため、管理補助者を置き、管理責任者が指定する職員をもって充てる。

- 2 管理補助者は、学内の管理に関し、管理責任者が指定する軽易な事項を処理することができるものとする。
- 3 管理責任者に事故があるとき又は管理責任者が欠けたときは、管理補助者がその職務を行う。

(室内管理者)

第5条 管理責任者の管理に属する学内にある各課（室等を含む。以下同じ。）の事務室（各課の所管する会議室、倉庫等を含む。）の管理に関する事務を分担させるため室内管理者を置き、当該各課の長（室等にあつては、これに相当する者）をもって充てるものとする。

(火元取締責任者)

第6条 管理責任者は、その定める学内の場所ごとに火元取締責任者を置き、学内の火元取締りに当たらせる。

(職員等の義務)

第7条 職員並びに学内で事務等を行うことを許可された者及びその従事者は、学内を常に良好な状態で使用し、かつ、管理責任者その他の関係職員が、学内の管理上必要な事項を指示したときには、これに従わなければならない。

(許可を必要とする行為)

第8条 学内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理責任者の許可を受けなければならない。

- (1) 寄付金の募集、保険の勧誘、物品の販売その他これらに類する行為
- (2) 宣伝その他これに類する行為
- (3) テント、柵その他これらに類する施設を設ける行為
- (4) 引火性の物、爆発性の物、劇薬性の物その他の危険性の物を持ち込む行為
- (5) 印刷物、図画、ポスター、看板、旗、ビラ、のぼり、懸垂幕、立札、プラカードその他宣伝板等を掲示し、又は結着する行為
- (6) 団体見学
- (7) 集会その他これに類する行為
- (8) 門扉閉鎖後又は日曜日、休日等に学内に入出入りする行為

(9) その他前各号に準ずる行為

2 前項の許可を受けようとする者は、許可申請書を管理責任者に提出しなければならない。

3 管理責任者は、第1項の規定による許可について、学内の管理上必要な条件を付することができるものとする。

(禁止行為)

第9条 学内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 大学運営を妨げ、若しくは妨げるおそれがある行為又は学内の本来の用途を阻害し、若しくは阻害するおそれがある行為

(2) 学内の施設、設備等を毀損し、若しくは学内の美観を損なう行為又は不衛生的な行為

(3) 面会を強要し、又は乱暴な言動をする行為

(4) 凶器又は爆発物、劇毒物その他の危険物を所持し、又は持ち込む行為

(5) 座込み、立ちふさがり、他人の周辺に群がる行為その他これらに類する通行の妨害になる行為又はこれらの行為をしようとする行為

(6) 爆発若しくは引火のおそれがある物の付近及び廊下、車庫、倉庫等で喫煙し、又は火気を取り扱う行為

(7) 管理責任者が定める立入禁止の区域又は場所に立ち入る行為

(8) 騒音又は高音を発する行為

(9) その他前各号に準ずる行為

(駐車等の制限)

第10条 管理責任者は、管理上必要があるときは、学内での駐車若しくは学内への車両の入場を制限し、又はこれらを禁止することができる。

(違反行為に対する処置)

第11条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を取り消し、違反事項の是正を命じ、又は行為の禁止若しくは物件の撤去を命じ、その他必要な処置をとることができる。

(1) 第8条第1項の規定による許可を受けないで、同項各号の行為をした者

(2) 第8条第3項の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 第9条に規定する禁止行為をした者

(4) 管理責任者、管理補助者、室内管理者その他の関係職員の指示に従わない者

(退去命令)

第12条 理事長は、前条の規定による管理責任者の命令又は処置に従わない者に対し、学内からの退去を命じ、又は校舎若しくは学内への入場を拒むことができる。

(予定物についての準用)

第13条 第3条、第4条及び第6条から前条までの規定は、予定物について準用する。この場合において、必要な読替えは、次の表のとおりとする。

(その他)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

公立大学法人北九州市立大学体育館施設使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めのある場合を除き、北九州市立大学の体育施設（以下「体育施設」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「体育施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 体育館兼講堂
- (2) 第一運動場（日の出グラウンド）
- (3) 第二運動場（青嵐グラウンド）

(使用用途)

第3条 体育施設は、次に掲げる用途に使用する。

- (1) 正課体育実技
- (2) 北九州市立大学（以下「本学」という。）が行う行事
- (3) 課外活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本学の学生並びに職員が行う行事
- (5) 前各号に定めるもののほか、学長が使用を認める行事

(使用期間及び使用時間)

第4条 使用期間及び使用時間は次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めるときはこの限りでない。

施設名	使用期間	使用時間	
		月曜日から土曜日まで	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
体育館兼講堂	1月4日から 12月28日まで	8時45分から22時まで (夜間主の課外活動は 23時まで)	9時から17時まで
第一運動場		8時から21時10分まで	9時から17時まで
第二運動場		8時から19時まで	9時から19時まで

(使用の申請)

第5条 正課体育実技及び大学が行う行事並びに指定する体育課外活動を除き、体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ別に定める使用申請書を管理責任者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定する体育課外活動を行う者は、2箇月間の使用計画書をあらかじめ学生課に提出するものとする。

(使用要領)

第6条 体育施設を使用する者は、別に定める使用要領を遵守しなければならない。

(設備制限)

第7条 体育施設内に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(使用の取消し及び停止)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は使用の停止を命ずることができる。この場合において、使用者が受けた損失については、本学はその責めを負わない。

- (1) 本学において、公用又は公共用に供するため当該施設を必要とするとき。
- (2) 別に定める使用要領及び許可書に掲げられた使用の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段で許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか教育上又は管理上の支障があるとき。

(使用後の措置、原状の回復)

第9条 使用者は、使用后直ちに体育施設を原状に回復し、学長に報告しなければならない。

2 使用者がその責めに帰すべき事由により施設、設備又は備品等を破損、汚損又は紛失した場合には、原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

(管理)

第10条 体育施設の管理事務は、総務課において行うものとする。

(使用中の事故)

第11条 使用中に生じた事故及び盗難等については、本学の責めに帰する場合を除き、使用者がその責めを負うものとする。

(使用手続)

第12条 学外者で体育施設を使用しようとするものは、使用日の7日前までに学長に許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

(使用時間等)

第13条 学外者が体育施設を使用することができる日及び時間は次のとおりとする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

使用できる日	時 間
(1) 日曜日及び休日 (12月29日から1月3日までを除く)	(1) 体育館兼講堂 9時から17時まで
(2) 夏季休業期間	(2) 第一運動場 9時から17時まで
	(3) 第二運動場 9時から18時まで

(競技可能種目)

第14条 学外者が体育施設において競技できる種目は、次のとおりとする。

- (1) 体育館兼講堂 ハンドボール、バスケットボール、バレーボール、バドミントン及び卓球
- (2) 第一運動場 ソフトボール
- (3) 第二運動場 陸上競技、サッカー及びラグビー
- (4) その他学長が適当と認めた競技

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

北九州市立大学におけるハラスメントの防止及び対策についての指針

平成11年6月9日第775回評議会決定

改正 平成13年11月7日 第848回評議会

改正 平成20年12月9日 第88回教育研究審議会

(目的及び基本方針)

北九州市立大学において、ハラスメントを防止し、健全で快適な教育・研究環境及び労働環境をつくるために、この指針を定める。

ハラスメントは、人としての尊厳にかかわる重大な人権侵害であり、学生・教職員の就学、就労、教育または研究のための環境を著しく損なう行為として、決して容認することはできない。本学においては、大学を構成する学生、教員、職員ひとりひとりがこうした行為をしない義務を負うものであることを認識したうえで、この指針に基づきハラスメントの防止に努めるとともにハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に必要な措置を講じるべく努めるものとする。

(定義)

ハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

1 セクシュアル・ハラスメント

- (1) 相手方の意に反する性的な言動を行い、それに対する対応によって、就学、就労、教育または研究を行う上で、一定の利益または不利益を与えること、もしくは与えようとする事。
- (2) 相手方の意に反する性的な言動を行うことにより、就学、就労、教育又は研究を行う環境を著しく損なうこと。

2 アカデミック・ハラスメント

- (1) 教育研究上の権限又は優越的地位を不当に利用して、これに抗し難い地位にある者に対して、教育研究又は職務上の著しい不利益を与えること、もしくは与えようとする事。
- (2) 教育研究上の権限又は優越的地位を背景にした不適切な言動又は差別的な取扱いにより、就学、就労、教育又は研究を行う環境を著しく損なうこと。

3 その他上記に類する行為

正当な理由なく、誹謗、中傷、嫌がらせ、差別的な言動、相手の意に反する行為の強要などを行うことにより、就学、就労、教育又は研究を行う環境を著しく損なうなど一定の不利益を与えること。

(本指針の適用範囲)

本指針は、ハラスメントに起因する問題の当事者が、学生、教員、職員等大学を構成する者であって、当該ハラスメントにより、実質的に本学における就学、就労、教育又は研究の環境に重大な支障を来すと認められる場合に適用される。

(防止のための対策及びハラスメント問題への対応)

ハラスメントの防止及びハラスメント問題への対応として次のことを行う。

- 1 ハラスメント防止のために教育、研修、啓発活動を行う。
- 2 ハラスメントに関する相談・苦情への対応として相談受付窓口を設ける。
- 3 ハラスメントに関する苦情・相談の処理制度を設ける。

北九州市立大学におけるハラスメントの防止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市立大学における人権意識の向上、ハラスメントの防止、人権侵害又はハラスメントに起因する問題が生じた場合の迅速かつ適切な対応をするために必要な事項を定める。

(理事長及び学長の責務)

第2条 理事長及び学長は、教職員及び学生の人権意識の向上及びハラスメントの防止のため必要な対策を講じるとともに、人権侵害又はハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、北九州市立大学におけるハラスメント防止及び対策についての指針の定めるところに従い、人権意識の向上に努めるとともに、ハラスメントをしてはならない。

(人権・ハラスメント問題協議会)

第4条 教職員及び学生の人権意識を向上させるとともに、ハラスメントを防止し、人権侵害又はハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するため、本学に、北九州市立大学人権・ハラスメント問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、人権侵害又はハラスメントに起因する問題が生じた場合で事実関係の調査が必要と認めるときは、北九州市立大学人権・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

3 協議会及び調査委員会について必要な事項は、別に定める。

(相談員の設置)

第5条 人権問題やハラスメントに関する相談、苦情及び申立てを受け付けるため、人権・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員には、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 各学部から選出された教員各2名

(2) 地域創生学群、大学院社会システム研究科、大学院マネジメント研究科、国際教育交流センター及び基盤教育センターから選出された教員各1名

(3) 学生課長

(4) 学生相談室長

(5) 管理課長

3 相談員は、相談、苦情及び申立ての受付に当たるとともに、相談、苦情及び申立ての具体的内容を協議会に報告する。

(プライバシーの保護等)

第6条 協議会及び調査委員会の委員、相談員及びその他職務上の関係者となった者は、ハラスメントの対応にあたっては、当事者及びその他の関係者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

2 協議会及び調査委員会の委員、相談員及びその他職務上の関係者となった者は、職務上知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。任期中のみならず任期後も同様とする。

(懲戒等)

第7条 ハラスメントを行った者及び虚偽の申立てを行った者については、懲戒等を行うことができる。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 ハラスメントに対する苦情の申出、これに係る調査の協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 12 月 9 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市立大学学友会規約

第1章 総則

第1条(名称及び所在)

本会の名称は北九州市立大学学友会とし、執行機関を北九州市立大学内に置く。

第2条(目的)

本会は北九州市立大学学生の自治により学問の自由を確保し、学園の民主化を期し会員の相互の親睦と学園生活の向上充実を図ることを目的とする。

第3条(会員)

本会は、北九州市立大学の北方キャンパスに在籍する昼間主コースの学生および地域創生学群の学生を以ってこれを構成する。

第4条(組織)

本会は目的を達成するために次の学友会機関を置く。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 学生大会 | (第3章第1節) |
| (2) 中央委員会 | (第3章第2節) |
| (3) サークル代表委員会 | (第3章第3節) |
| (4) 中央執行委員会 | (第4章) |
| (5) 特別委員会 | (第5章) |
| (6) 体育会・文化会 | (第6章) |
| (7) 新聞会 | (第7章) |
| (8) 学部別自治会 | (第8章) |
| (9) 附属機関 | (第9章) |
| (10) クラス会 | (第10章) |

第5条(運営の原則)

- ① 本会の機関及び会員は、規約、規則、細則及び議決機関の議決を遵守する。
- ② 規約に基づく手続きなしに会員の権利及び義務の与奪を行なってはならない。

第6条(予算管理団体)

- ① 学友会より予算を分配されている団体を予算管理団体とし、適正な予算執行のために以下の義務を有する。
 - (1) 予算管理責任者を設置する義務
 - (2) 監査を受ける義務
- ② 予算管理団体に関する規定を別に定める。

第2章 会員の義務及び権利

第7条(会員)

本会会員は、所定の会費を納入し、均等なる扱いを受ける。会費は、入会金1,000円とし、入会金・新聞会費を除く学友会費を標準4ヶ年分25,600円とする。

ただし、地域創生学群のうち夜間特別枠の学生は、入会金・新聞会費を除く学友会費を14,000円とする。

第8条(会員の義務及び権利)

会員は以下の義務及び権利を有する。但し、休学及び停学した場合は第1項及び第2項の権利を有しない。

- (1) 正副委員長及び書記長(学友会三役)選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) クラス会役員選挙の選挙権及び被選挙権
- (3) 議事を傍聴する権利
- (4) 議事において発言する権利

但し議長の許可が無い場合、もしくはその会の出席者の4分の3以上の反対がある場合はその限りではない。

- (5) 規約に定められる機関及びサークルに属し、活動をする権利
- (6) 各機関の役員よりその属する機関について、業務に支障のない限り活動に関して報告を求め、かつ批判する権利

第3章 議決機関

第1節 学生大会

第9条(学生大会の地位)

学生大会は本会の最高意思決定機関であり、規約に基づき、中央執行委員長(以下委員長とよぶ)が招集する。

第10条(学生大会の種類)

学生大会には定期大会と臨時大会がある。

- ① 定期大会は年2回開催しなければならない。
- ② 臨時大会は次の場合、開催される。
 - (1) 中央委員会が必要と認めた場合
 - (2) 委員長が必要と認めた場合
 - (3) 会員の5分の1以上の連署要求があった場合

第11条(学生大会の任務)

次の事項は学生大会の議を得なければならない。

- (1) 委員長、副委員長、書記長(以下三役とよぶ)の不信任
- (2) 予算の議決
- (3) 会費の改正
- (4) 学友会規約の改正・修正
- (5) 規約及び規則の制定・改廃
- (6) 学友会の活動方針の決定
- (7) 学友会機関の活動報告
- (8) 特別委員会及び附属機関の設置
- (9) 各種承認
 - ① 決算及び各種会計報告
 - ② 学外団体への加入・脱退
 - ③ 本会以外の学内団体(同窓会、後援会等)との協約
- (10) 中央委員会または中央執行委員会が重要と認めた事項
 - (11) 新聞会及び学部自治会の準備室の設置又は改廃に関する事項
 - (12) その他、規則等で定める任務

第12条(学生大会の構成員)

学生大会は休学及び停学の会員を除くすべての会員を以って構成する。

第13条(学生大会の成立数及び可決数)

学生大会の表決は特別の定めがある場合を除き、4分の1以上の出席を以って成立し、出席数の過半数で決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第14条(委任状)

学生大会の委任状は成立数の3分の1を超えてはならない。

第15条(学生大会に代わる全学投票)

議長が大会続行を不可能と判断した場合、または委員長が臨時学生大会開催を困難と判断した場合、会員の直接投票により学生大会に代えることができる。但し、この投票の成立数は休学及び停学の会員を除く会員の3分の1以上とし、投票数の過半数によって決議されるものとする。

第16条(学生大会開催の告示)

委員長は、大会開催の7日前までに学生大会の予定議題、日時及び場所を告示しなければならない。但し、臨時大会はこの限りではない。

第17条(大学当局との取極め)

すべての大学当局との取極めは、原則として事前に学生大会で報告し、承認を得なければならない。承認を得られなかった場合は、いかなる場合も無効となる。

第2節 中央委員会

第18条(中央委員会の地位)

中央委員会は学生大会に次ぐ意思決定機関であり、規約に基づき、委員長が招集する。

第19条(中央委員会の開催)

中央委員会は以下の場合開催される。

- (1) 委員長が必要と判断した場合
- (2) 中央委員の5分の1以上の要求があった場合
- (3) 全会員の20分の1以上の連署要求があった場合

第20条(中央委員会の任務)

- ① 中央委員会の任務は以下のとおりである。

- (1) 予算案の決定
- (2) 議案の議決
- (3) 規則の制定・改廃
- (4) 第40条、第44条、第56条に規定される機関の長の承認
- (5) 三役をのぞく中央執行委員会執行委員の承認または罷免
- (6) 中央執行委員会会計の承認または罷免
- (7) 公認サークルの設置及び廃止

② 中央委員会決議事項は、学生大会で報告しなければならない

第21条(中央委員会の構成員)

中央委員会の議員は以下のとおりである。

- (1) クラス会において任命された中央委員
- (2) 学友会三役

第22条(中央委員会の定足数及び可決数)

中央委員会は特別の定めがある場合を除き、過半数の出席を以て成立し、その表決は出席数の過半数で決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第23条(書面議決)

中央委員会は別に定める規則に従い、書面議決を行なうことができる。

第24条(議決の相違)

中央委員会の議決が学生大会の議決と異なった場合、学生大会の議決を優先する。

第3節 サークル代表委員会

第25条(サークル代表委員会の地位)

サークル代表委員会はサークルに関する諸事項を審議するための意思決定機関である。

第26条(サークル代表委員会の種類)

サークル代表委員会には以下の種類がある。

- (1) 体育会班代表者会議
- (2) 文化会代表委員会

第27条(サークル代表委員会の任務)

サークル代表委員会の任務は以下の通りである。

- (1) 総務会長の選出
- (2) 構成団体の予算案査定
- (3) 各会におけるサークルの設置案及び廃止案を中央委員会へ提出すること
- (4) 中央委員会の諮問に応ずること
- (5) その他、規則等で定められた任務

第28条(サークル代表委員会の構成員)

各サークル代表委員会の構成員は以下の通りである。

- (1) 正副総務会長
- (2) 公認サークルの代表
- (3) 各会規約で規定された者

第29条(議決の制限)

サークル代表委員会は学生大会の議決に反して議決を行なうことはできない。

第30条(議決の相違)

サークル代表委員会の議決が学生大会及び中央委員会の議決と異なった場合、サークル代表委員会の議決は無効となる。

第4章 中央執行委員会

第31条(中央執行委員会の地位)

中央執行委員会は本会の最高執行機関である。

第32条(中央執行委員会の任務)

中央執行委員会の任務は以下のとおりである。

- (1) 議決機関議決事項の執行
- (2) 予算執行の監督
- (3) 学友会活動の計画・運営

- (4) 大学当局との交渉及び渉外活動
- (5) 学友会活動の助成発展を図る活動
- (6) その他、学友会活動に必要な事項

第33条(中央執行委員会の権限)

中央執行委員会は任務遂行のため、以下の権限を有する。

- (1) 議決機関への議案提出権
- (2) 執行に関する細則の制定・改廃
- (3) 附属機関の設置
- (4) 学生大会、中央委員会の招集
- (5) その他、規則等で定める権限

第34条(中央執行委員会三役)

① 中央執行委員会の役員として以下の役職を置き、以下三役とよぶ。

- (1) 委員長(1名)
- (2) 副委員長(2名)
- (3) 書記長(1名)

② 中央執行委員会三役は学友会三役を兼ねる。

③ 学友会三役は、別に定める選挙規則に従い、同時に選出される。

④ 学友会三役は、中央執行委員会の任務について、連帯して責任を負う。

⑤ 委員長は会員の総意に基づき本会の運営、その他一切の会務を掌握する。

⑥ 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時、選挙管理委員会に届出のあった順位に従って委員長の職務を代行する。

⑦ 書記長は委員長を補佐し、書記局を統括し、その事務について責任を負う。

第35条(執行委員および会計の選出)

① 執行委員および会計は、三役の合意により推薦され、中央委員会によって承認される。

② 執行委員および会計は、中央執行委員会の任務について三役を補佐する。

③ 中央執行委員会会計は第6条第1項第1号に規定の予算管理責任者であり、委員長を除く執行委員を充てるものとする。

第36条(執行会議)

中央執行委員会がその職権を行なうのは、三役及び執行委員からなる執行会議によるものとする。

第37条(書記局)

書記局は、書記長及び書記長が必要とする書記局員からなる。

第38条(中央執行委員会規約)

中央執行委員会に関する規約を別に定める。

第5章 特別委員会

第39条(特別委員会の地位)

特別委員会は公正な学友会活動のために、独立して任務を遂行する機関である。

第40条(特別委員会の種類)

特別委員会は以下のとおりである。

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 会計監査委員会
- (3) 第11条8項に基づく特別委員会

第41条(選挙管理委員会)

本委員会は学友会役員(学友会三役及び大学祭実行委員会総務三役)を選出する全学選挙及び議決機関の運営を公明正大かつ円滑に行い、その結果を必ず学生に報告しなければならない。

第42条(会計監査委員会)

本委員会は学友会財政全般に亘って監査し、その結果を委員長に報告する。但し、監査の結果を、定期学生大会に於いては必ず報告しなければならない。

第43条(特別委員会規約)

特別委員会に関する規約をそれぞれ定める。

第6章 体育会・文化会

第44条(体育会及び文化会の地位)

本会の発展と会員の質的向上のために、体育会及び文化会を置く。

第45条(体育会及び文化会の構成)

体育会及び文化会は、中央委員会で定める公認サークルで構成される。

第46条(総務会長の任務)

各会の役員としてそれぞれ総務会長を置く。その任務は以下のとおりである。

- (1) 各会を代表し、会務及び所属サークルを統括すること
- (2) 代表委員会を招集すること
- (3) 各会構成団体予算案を決定すること
- (4) その他、各会規約等において定められた任務を行うこと

第47条(総務会長の選出)

総務会長は、各会の定める規則に従い選出される。

第48条(体育会規約及び文化会規約)

体育会及び文化会に関する規約をそれぞれ定める。

第7章 附属機関

第1節 総則

第49条(附属機関の地位)

各機関は学友会の諸活動の発展のために附属機関を設置することができる。

第50条(附属機関の種類)

- ① 学生大会の附属機関は以下のとおりである。
 - (1) 大学祭実行委員会
 - (2) 新聞会
 - (3) 第11条第8項に基づく附属機関
- ② 中央執行委員会の附属機関は以下のとおりである。
 - (1) 應援団
 - (2) 第33条第3項に基づく附属機関

第51条(附属機関の規約)

附属機関に関する規約を別に定める。

第2節 大学祭実行委員会

第52条(大学祭実行委員会の地位)

学生の自主活動の成果を発表する場を設け、また普段の研究成果を地域社会に還元するための大学祭運営を中心とする種々の活動を行う機関である。

第53条(新聞会の役員を選出)

大学祭実行委員会の役員は、別に定める規約に従い選出される。

第54条(大学祭実行委員会規約)

大学祭実行委員会に関する規約を別に定める。

第3節 新聞会

第55条(新聞会の地位)

平和と民主主義を守り、よりよき学園生活、学問、文化の発展のため新聞発行を中心とする種々の活動を行う機関である。

第56条(新聞会の構成及び会員の取り扱い)

- ① 本会は北九州大学学生を以って之を構成する。
- ② 本学学生は入学と同時に本会の会員となり、所定の会費を納入し、新聞業務に均等なる取扱いを受ける。

第57条(新聞会の総会)

定例総会は年1回を原則とし、学友会定期学生大会と兼ねる。但し、新聞発行の後に紙面反省会をひらく。

第58条(新聞会の総会の成立)

総会は学友会規約第13条に基き成立し、その過半数の賛成で決議する。

第59条(新聞会の総会の任務)

総会は活動報告、会計の予算及び決算の承認を中央委員会の承認を得た後に行う。

第60条(新聞会の権限)

本会は編集権を有し、その方針は編集局内において決定される。

第61条(新聞の配布)

新聞は所定の手続きで全会員に配布する。

第62条(新聞会の予算)

本会の予算は、新聞会費・運営費及び広告掲載料その他雑収入を以ってこれに充てる。

第63条(新聞会費)

新聞会費は1ヵ年500円とし、新聞会費として学友会費と同時に納入する。

第64条(新聞会の役員を選出)

新聞会の役員は、別に定める規約に従い選出される。

第65条(学友会と新聞会の関係)

- ① 新聞会が活動不能となったとき、学友会は新聞会の権限及び財産の管理を行う。
- ② 学友会は、前項活動のために新聞会準備室を設置する。
- ③ 新聞会準備室が設置された場合、新聞会は休止したと推定する。
- ④ 新聞会は、本規約第11条に基づく学生大会の付属機関とする。

第66条(新聞会規約)

新聞会に関する規約を別に定める。

第8章 学部別自治会

第67条(学部別自治会の地位)

学部別自治会は当該学部生の自治により学問の自由を確保し、学園の民主化を期し会員の相互の親睦と学園生活の向上充実を図る機関である。

第68条(学友会と学部別自治会の関係)

- ① 学部別自治会は学友会の一構成機関であるが、学友会は各学部自治会の独自性を尊重する
- ② 学部自治会が活動不能となったとき、学友会は当該学部自治会の権限及び財産の管理を行う。
- ③ 学友会は、前項活動のために当該学部自治会準備室を設置する。
- ④ 学部自治会準備室が設置された場合、当該学部自治会は解散したと推定する。
- ⑤ 学部自治会準備室は、本規約第33条に基づく中央執行委員会の付属機関とする。

第69条(連絡会議)

学友会は各自治会との意思疎通を図る為連絡会議をもつ。

第70条(活動保障)

学友会は各自治会の活動を保障する為に会員1人当たり100円を各自治会へ交付しなければならない。但しこの交付期間は各自治会が自治会費徴収能力を確立するまでとする。

第9章 クラス会

第71条(クラス会の地位)

クラス会は大学の定めるクラスごとに設置され、学友会規約の範囲内で議決し執行する自治組織である。

第72条(クラス会の構成員)

クラス会は各クラスの会員を以って構成される。

第73条(クラス会の役員)

クラス会の役員は以下のとおりである。

- (1) 中央委員(1名)
- (2) 評議員(2名)
- (3) 選挙管理委員(若干名)
- (4) その他の委員

第74条(クラス会役員の任務)

役員の任務は以下のとおりである。

- (1) 中央委員はクラスを代表し、クラス会の議事を整理すること
- (2) 代議員は中央委員を補佐し、中央委員事故あるときその職務を代行すること
- (3) 選挙管理委員は選挙管理委員会に所属すること
- (4) その他の委員は、設置時にその任務を定めること

第10章 規約改正

第75条(学友会規約の改正及び修正)

- ① 本規約の改正は中央委員会または中央執行委員会の発議、もしくは全会員5分の1以上の連署要求により学生大会で審議され、出席会員の3分の2以上の同意を得て行われる。

- ② 本規約にある団体等の名称に変更があった場合、中央執行委員会が提案し、学生大会もしくは中央委員会の承認を得て修正される。

第11章 補則

第76条(年度)

本会の年度は毎年4月より翌年3月までとし、前期(4月から9月)、後期(10月から3月)とに分ける。

第77条(役員)

本会の役員は以下のとおりである。

- (1) 会長
- (2) 中央執行委員長、同副委員長(2名)、同書記長(以上全学選挙による)
- (3) 選挙管理委員長、会計監査委員長
- (4) 大学祭実行委員長、同副委員長、同事務局長、新聞会長
- (5) 体育会長、文化会長
- (6) 中央委員、評議員
- (7) 選挙管理委員

第78条(役員の任期に関する補則)

- ① 役員任期が満了した時に後任者が決定していない場合、後任者が決定するまで暫定的にその職務を果たさなければならない。
- ② 補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- ③ 役員が会員資格を失った場合、直ちに失職する。

第79条(会長)

会長は本学学長とする。

第80条(学友会の運営)

会長は本会発展のために会務の一切を学生の自主的な運営にゆだねる。

第81条(学友会活動に関する規定)

学友会の諸活動に関して必要な規則、細則を別に定める。

第82条(規定に定める業務)

各会役員は本会規約及び規則、細則の定める業務を遂行しなければならない。

第83条(顧問)

本会活動の質的向上のために、各機関に顧問を置くことができる。

第84条(賞罰)

- ① 本会の発展または事業に特に功労のあったものに対して表彰することができる。
- ② 本規約に反し、または本会の秩序を乱し、その他本会の名誉を傷つける行為をなしたものは罰せられることがある。
- ③ 賞罰に関する詳細を別に定める。

附則

第1条(施行日)

本規約は昭和40年11月19日より施行する。

第2条(規約の原本)

本規約の原本を委員長が作成し、その謄本を大学祭実行委員会、新聞会、選挙管理委員会、会計監査委員会、体育会、文化会、応援団に配布する。

第3条(改正施行日)

本規約は平成18年11月24日より改正施行する。

第4条(改正施行日)

本規約は平成19年6月9日より改正施行される。

第5条(改正施行日)

本規約は平成20年11月27日より改正施行される。

北九州市立大学学友会体育会規約

第1章 総 則

第1条 本会は北九州市立大学学友会体育会と称する。

第2条 本会は北九州市立大学学友会に属し、部、同好会、愛好会を持って構成する。

第3条 本会は本部を北九州市立大学北方キャンパス内に置く。

第2章 目 的

第4条 本会は北九州市立大学体育会の発展、充実と体育会相互の連絡、親睦を図ることを目的とする。

第3章 機 関

第5条 本会の次の機関を置くこととする。

- 1) 体育会総務委員会会議
- 2) 体育会班代表者会議
- 3) 体育会総会

第6条 体育会総務委員会、体育会班代表委員会、体育会総会は会長が招集する。

(体育会総務委員会)

第7条 本会は会長1名、副会長2名、書記長1名、財務長1名、渉内長1名、渉外長1名を置き、その他の必要と認められた各係によって構成される。

第8条 前条の役員は前任の体育会総務実行委員会幹部役員が選出し、体育会総会における承認を要するものとする。

第9条 本会は体育会の執行機関であり、必要に応じて附属機関を設置することができる。

第10条 会長、副会長の不信任は体育会班代表者会議、体育会総務委員会会議に全議席の3分の2以上とする。

第11条 会長は体育会を代表し、本会の運営を掌握し、一切の責任を有す。

第12条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。

第13条 役員は任期は12月から翌年の11月までの1年間とする。

(体育会班代表者会議)

第14条 体育会班代表者会議は体育会最高の議決機関であり、原則として各部、同好会、愛好会により構成する。ただし、議決権は各部、同好会、愛好会1票とする。

第15条 体育会班代表者会議の任務は学友会規約第40条に拠るものとする。

第16条 体育会班代表者会議は月1回の定例会議を開くものとする。

第17条 体育会班代表者会議は緊急の決議事項が起こった場合は臨時班代表者会議を開くことができる。

第18条 体育会班代表者会議は代表委員の3分の2以上の出席で成立する。尚、委任は認めないものとする。

第19条 体育会班代表者会議における決議事項は出席議員の過半数を持って成立する。但し、会長が重要事項と定めた決議事項に関しては3分の2以上をもって成立する。

第20条 体育会班代表者会議の議長は体育会総務役員のうち、1名が行う。

(体育会総会)

第21条 体育会総会は年1回、11月に開き、体育会総務委員会の承認と体育会の方針を示し、体育会の統一と団結を図る。但し、総務委員会の判断において臨時総会を開くことができる。

第4章 昇格、格下げ

第22条 愛好会から同好会へ、同好会から部へ昇格するときは過去1年間の活動報告を会長に提出し、体育会班代表者会議にかけなければならない。

第23条 前条の事項は体育会班代表者会議において全議席の3分の2以上の賛成をもって承認される。

第24条 愛好会結成は10名以上の有志者の連記をもって会長に提出しなければならない。但し、有志者の兼部は認めない。

第25条 前条の提出が行われた場合には会長は直ちに体育会班代表者会議にかけ、全議席の3分の2以上の賛成があった場合に承認する。

第26条 活動の不振、学友会及び体育会への非協力的な態度をとる部、同好会、愛好会は格下げすることがある。格下げは体育会班代表者会議にかけ全議席の3分の2以上の賛成を必要とする。

第5章 賞 罰

第27条 本会の発展又は活動に対し、特に功労があったと認められる場合、本会の名を持って表彰することができる。

第28条 本会規約に違反した場合及び名誉を傷つけ統制を乱す行為があったと認められる部、同好会、愛好会に対しては本会の名をもって罰することができる。

第6章 補 則

第29条 本会規約改正は体育会班代表者会議、もしくは体育会総務委員会が必要と認めたとき、ただちに体育会班代表者会議に提出し、全議席の3分の2以上の賛成でもって改正できる。

第30条 部室獲得などの諸運動に関しては、事前に体育会総務委員会に届け、体育会を通じて問題にあたる。

第31条 各部、同好会、愛好会は試合または行事に参加する場合、事前に試合名、期日、場所等を書類に記入し、体育会総務委員会に提出しなければならない。また、終了後には成績を報告するものとする。

第32条 本規約は平成15年11月19日より施行する。

北九州市立大学学友会文化会規約

1967年4月 1日制定施行

1976年5月 1日改定施行

1994年1月 17日改定施行

2005年6月 3日改定施行

第1章 総 則

第1条 本会は北九州市立大学学友会文化会と称する。

第2条 本会は北九州市立大学学友会に所属し、文化会各サークルを以ってこれを構成する。

第3条 本会は本部を北九州市立大学内に置く。

第2章 目 的

第4条 本会は北九州市立大学の文化充実と文化会相互の連絡・親睦を図る事を目的とする。

第3章 機 関

第5条 本会は次の機関を置く。

- 一、文化会総会
- 二、文化会代表委員会
- 三、文化会総務委員会

(文化会総会)

第6条

第1項 本会は学友会文化会の最高議決機関である。

第2項 本会議決が代表委員会の議決と異なった場合、代表委員会において再審される。その後代表委員会で再び議決されたものは効力を発する。

第7条 本会は以下の場合により、その開催を義務づけられる。

- 一、全会員の5分の1以上の連署要求があった場合
- 二、総務委員が必要を認めた場合

第8条 本会議長・副議長・書記の人選は、遅くとも開催前日までに文化会総務委員会がこれを指名し、指名された議長・副議長・書記は原則として自動的に本会の承認を得る。

第9条 本会は文化会会長が召集し、本会議決事項は、出席者全会の3分の2以上の賛成によって決議される。

第10条 本会の定足数は全会員の5分の1以上とする。ただし、総会の前日までに、各サークルの会長は現部員数を総務委員会までに提出しなければならない。

第11条 本会は任意の常設機関である。

(文化会代表委員会)

第12条 本会は学友会文化会の最高議決機関である。

但し、本会は文化会総会に優越する。(参照 第6条第2項)

第13条 本会は文化会各サークル所属の各代表委員を以ってこれを構成する。

第14条 本会議決は文化会会長、副会長及び文化会各サークル1票とし、出席代表委員がこれを代行する。

第15条 本会は各学期間および試験期間内において、月1回の定期代表委員会の開催を義務づけられる。

第16条 本会の決議事項はこれに該当する文化会員すべてに適應される。

第17条 本会は文化会会長がこれを召集する。

第18条 本会は定期代表委員会の他に、以下の場合、臨時代表委員会として開催することを義務づけられる。

- 一、文化会会長が必要と認めた場合
- 二、代表委員の3分の1以上の連記による要求があった場合

三、文化会員の5分の1以上の連記による要求があった場合

第19条 本会は代表委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状は原則として一切認めない。

第20条 本会の決議事項は、出席委員の過半数で可決される。ただし、会長または、出席委員の過半数により重要と認められた場合は、重要事項とみなし出席委員の3分の2以上の同意をもとに決議される。

第21条 文化会会長は、該当議案を明示の上、本会開催を7日前までに告示しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

第22条 本会において、文化会総会開催の必要性が認められた場合、総務委員会が総会の一切の運営方法を本会で決定する。

第23条 本会議長の人選は、遅くとも開催前日までに会長がこれを指名し、被指名サークルは別の代表委員1名の出席を要す。

第24条 指名された議長は原則として、自動的に本会の承認を得る。

第25条 代表委員は、その属する文化会各サークルを代表し、かつ該当部の本会に関する事務を掌握する。

第26条 本会議解散後、各代表委員は決議事項をサークル内に報告する任務を負う。

(文化会総務委員会)

第27条 改定(1994年1月17日)

第1項 本会は、会長(1)、副会長(1)、財政(1)をそれぞれ必要とし、これらの役員はその責任において執行の義務を負う。

第2項 その他の執行委員において、各サークルは文化会内で定める基準に従って持ち回りで選出する義務を負う。

第28条 本会は文化会執行機関であり、事情に応じて附属機関を置くことができる。

第29条 会長及び副会長、各専門部委員は文化会員の中より、代表委員会においてこれを選任し、会長は中央委員会の承認を必要とする。

第30条 会長及び副会長、各専門部委員の不信任は第20条重要事項として決議される。

第31条 削除(1976年2月1日)

第32条 削除(1976年2月1日)

第33条 削除(1994年1月17日)

第34条 会長は本会を代表し、本会の運営その他一切の会務を掌握する。

第35条 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合は会長職務を代行する。

第36条 会長は該当年度の基本運営方針を作成する。

第37条 役員の任期は原則として1ヵ年とする。

第4章 脱 退

第38条 文化会を脱退せんとするサークルはその理由を具して会長に申し出ねばならない。

第39条 前条の申し出があった場合は、会長は代表委員会に諮った上でこれを決定しなければならない。

第40条 脱退したサークルは以後、文化会サークルとしての一切の権利を失ったものとする。

第5章 賞 罰

第41条 サークル活動において、特に功労があったと認められたサークルに対しては文化会の名において、これを表彰する。

第42条 文化会各サークルの中で、本会の名誉を損するがごとき行動があったと認められた時に、代表委員会の決議をもって、これを除名及びその他の処分を科すことができる。

第6章 サークル承認

第43条 削除(1976年2月1日)

第44条 削除(1976年2月1日)

第45条 文化会加盟の承認を要請する未公認サークルは、10名以上の有志の連記を持って、文化会会長

に届けなければならない。ただし、非兼部者が5名未満の場合はこれを認めない。

第46条 文化会総務委員会は、提出された承認願いを直ちに吟味し、代表委員会に提出しなければならない。

第47条 承認は代表委員会の第20条重要事項として決議され、認可された場合は後に中央委員会の承認を得なければならない。

第7章 処罰・除名

第48条 文化会総務委員会は、各サークルの1年間の活動状況及び諸条件を考慮し、処罰・除名することができる。

第49条 諸条件にかんがみ各サークルを処罰する。

- 一、予算削減
- 二、活動停止
- 三、部室返還及び文化会除名

第50条 文化会代表委員会の決議事項に関して非協力的立場をとった場合も上記の対象となる。

第51条 上記事項は文化会代表委員会の第20条重要事項として議決される。

第52条 代表委員会において議決された上記該当事項は文化会会長がこれを発動する。

第8章 補 足

第53条 北九州市立大学学友会文化会の名称は、代表委員会において認められた文化会サークルにおいて発動する権利を有す。

第54条 削除(案)

第55条 文化会所属のすべてのサークルにおいて、複数サークルでの責任者及び役員の兼部はこれを認めない。但し、文化会総務委員はこれにあたらぬ。

第56条 本規約の改正案は、代表委員会及び文化会会長が必要と認めた場合、代表委員会の第20条重要事項として発議され、可決された場合はこれを総会で審議し、出席会員の3分の2以上の議決をもって改定される。

第57条 本規約は1967年4月1日より効力を発する。

付則 (1976年5月17日)

- 一、この規約は1976年5月17日より効力を発する。

付則 (1994年1月17日)

- 一、この規約は1994年1月17日より効力を発する。

付則 (2005年6月3日)

- 一、この規約は2005年6月3日より効力を発する。

大学祭実行委員会規約

大学祭は全大学人によってなされる祭典である。この祭典は、クラス・サークル・ゼミ・団体および各自
自主的参加の下で様々な形態もった交流の場であると共に、大学での成果を地域社会に還元する場であり、交
流を図る場でもある。又、この祭典は学術文化、自治能力、日常的多様性をもった要求集約の発展を担う極
めて重要な場でもある。

このため、一年間の大学祭への民主的創造的計画的活動への意識を高め、発展性のある祭典としていかね
ばならず、我々北九州大学生は全学友の要請に基づき、日常的に自主的民主的学問研究・文化スポーツ活動
を発展させる中で、日本の平和と民主主義を願い、学内の民主主義的権利、生活擁護にのっとり、全学友の
統一と団結をはかり、豊かな学生運動を築き上げることのできる大学祭を追求するため、ここに北九州市立
大学大学祭実行委員会を結成する。

第1章 総 則

第1条 (名称) 本会は北九州市立大学大学祭実行委員会と称す。

第2条 (本部) 本会は本部を北九州市立大学内に置く。

第3条 (組織) 本会は北九州大学学友会員を以って構成される。

第4条 (目的) 本会は前文の精神にのっとり、全大学人の学問・文化・スポーツ等に対する要求を結
集し、日頃の成果を発表し、より以上の発展をめざす場としての大学祭づくりをおこなう。

第5条 (性格) 本会は学友会規約第3章第9条及び、同章第9節第66条、第67条、第68条に基づい
て設置され、全学生大会の付属機関とする。

第6条 本会の責任は、最終的に学生大会が負う。

第7条 本会はその活動を中央委員会の承認を得たのち学生大会において承認されなければならない。

第8条 本会はこの規約に掲げる諸事項を実施するにおいて必要がある場合には、適切な各種専門機関
を新たに設置することができる。但し、その場合は実行委員会総会の決議を得たのち、中央委員会及
び学生大会の承認をもって設けることとする。

第9条 本会は大学祭期間中における参加者の身体的その他の安全を期さねばならない。

第10条 警察権をやむなく導入する場合には、7・9確認書(3、拒否権について)に基づいて
おこなわれるものとする。

第2章 会員の権利

第11条 本会会員は次の権利を有する。

1、本会会員は総ての会議を傍聴する権利を有する。この場合、議長の許可のある場合は発言するこ
とができる。但し、その会議の出席者の過半数の反対がある場合はその限りではない。

2、本会会員は本会の全ての役員に立候補する権利を有する。但し、その場合、役職を兼任するこ
とはできない。

3、本会会員は本会が主催する行事及びその他の大学祭に関する全ての企画に参加する権利を有す。

4、本会会員は本会に属する機関について報告を求め、且つ批判する権利を有する。

5、その他本会会員は、本会所定の規約に定められた権利を有する。

第3章 機 関

第12条 本会は次の機関を設置する。

実行委員会総会・常任実行委員会・総務会・その他各種専門機関。

第1節 実行委員会総会

第13条 実行委員会総会(以下総会)は大学祭実行委員会の最高決定機関であり、常任実行委員会及び、
クラス・サークル・ゼミ・団体より選出されたそれぞれ2名の実行委員により構成される。

第14条 1、本総会は実行委員長が招集し、総会の日時・場所・議題は原則として5日前までに公示す
る。但し緊急の場合は公示の機関を定めない。

2、次の場合、実行委員長は総会を招集しなければならない。

- 1、議決権を有する実行委員が総数の5分の1連署し請求した場合
- 2、常任実行委員会の決議のあった場合

第15条 原則として第1回総会において常任議長1名、常任副議長1名、常任書記1名を選出する。

第16条 次の事項は本総会の議決・審議を得なければならない。

- 1、一般活動方針（基調）の審議
- 2、活動方針の審議・決定
- 3、活動経過報告の承認
- 4、予算案の審議・決定及び決算の承認
- 5、総務員を除く常任実行委員会の選出
- 6、本会規約の変更
- 7、全学的他団体への加入・脱退
- 8、その他重要事項

第17条 本総会の決議に関しては全てのクラス・サークル・ゼミ・団体・総務員数をもって総数とし、総数の3分の1をもって成立する。但し、委任状は認めない。

第18条 総会の議決権は、クラス・サークル・ゼミ・団体より選出された2名の実行委員のうち1名、及び総務員が有する。

第19条 総会の決議は、議決権を有する出席者総数の過半数をもってなす。議長は議決権を有しないが、可否同数の場合は議長が決する。尚、規約変更、及び、全学的他団体への加入・脱退に関しては、第20条の規定による。

第20条 規約変更、及び全学的団体への加入・脱退については、総会の3分の2以上の承認を得た後、中央委員会、学生大会において承認を得なければならない。

尚、発言権は以下の場合有す。

- 1、総会において決議された場合
- 2、常任実行委員会で決議された場合
- 3、総務会が必要と認めた場合

第21条 常任議長、常任副議長、常任書記、及び、総務委員会を除く常任実行委員会は、総数の3分の2以上の不信任により罷免される。その再選は認めない。

第2節 常任実行委員会

第22条 常任実行委員会は本会の執行機関であり、総会に次ぐ機関である。

第23条 常任実行委員会は、一般活動方針（基調）、及び総会の決議にしたがい大学祭の企画運営にあたる。

第24条 常任実行委員会は、総会及び各部局の長によって構成され、常任実行委員会の3分の2以上の出席で成立し、議長は出席した常任実行委員の過半数をもって決する。

第25条 常任実行委員会は次の権限と責務を負う。

- 1、一般活動方針（基調）の審議
- 2、実行委員会に提出する活動方針・活動報告・報告の審議・決定
- 3、総会に提出する予算案・決算の承認
- 4、総務員を除く常任実行委員の罷免、及び規約の変更、全学的他団体への加入・脱退の発議権を有す。
- 5、その他重要事項

第26条 常任実行委員会は実行委員長が招集する。但し、実行委員総数の5分の1以上の連署があった場合、実行委員長は常任実行委員会を招集しなければならない。

第27条 常任実行委員会の任期は1年とし、総務会が解散した時終了する。尚、再選は妨げない。但し、罷免された場合は認めない。

第28条 常任実行委員会は新たに常任実行委員会が選出されるまでその職務を行う。

第29条 常任実行委員会は大学祭の終わったのち、総括集を作成し、全学的に明らかにしなければならない。

第3節 総務会

第30条 総務会は実行委員長1名、副実行委員長1名、事務局長1名をもって構成される。

第31条 総務会は本会の執行機関であり、常任実行委員会に次ぐ議決機関である。

第32条 総務会は学友会三役選挙と同時に全学投票により、選出される。尚、その場合の選挙管理委員会、及び選挙細則は学友会三役選挙に準ずるものとする。

第33条 総務会の権限と責務は以下の通りである。

- 1、総会、常任実行委員会において活動方針、活動報告、予算案、決算、その他重要事項を提出しなければならない。
- 2、会員の総意に基づき運営その他一切の職務を掌握する。
- 3、各種機関において決議された事項に従い大学祭の企画運営にあたる。
- 4、常任実行委員の罷免及び規約変更、全学的他団体への加入・脱退についての発議権を有する。
- 5、常任実行委員会外の団体との調整を行う。
- 6、対外的に本会を代表する。
- 7、その他重要事項につき審議・決定する。

第34条 総務会は実行委員長が召集する。

第35条 総務会は全員出席した場合成立し、その過半数をもって決議する。

第36条 総務会は任期を1年とし学友会解散学生大会において解散する。尚、再選は妨げないが、罷免された場合は認めない。

第37条 総務会は学生大会の不信任決議により罷免される。

第38条 事務局長の下に各部局をおく。

第39条 総務会は前文の趣旨に従い、本会の一般活動方針（基調）を作製し、提出する。一般活動方針に関しては常任実行委員会、及び総会において審議のうえ、総務会の名において学生大会に提出し、承認を受ける。

第4節 その他

第40条 各部局は、部局長・副部局長および部局員で構成される。尚、以上の者は実行委員でなければならない。

第41条 全部局は各種機関の決定に従い、相互に協力し、大学系のスムーズな運営の成功を目指さなければならない。

第42条 各部局は下記の事項を主たる任務とする。

企画局

- 1、大学祭全体企画を立案・検討し、実現させる。
- 2、大学祭個別企画を把握・検討し、実現させる。
- 3、各種企画の場所割り、時間割りを決定し、大学祭のスムーズな運営を実現する。

情宣局

- 1、各会議等の情宣を行なう。
- 2、大学祭および企画の情宣を行なう。

管理局

- 1、各企画の必要器材見積もりを行い、器財調達を行なう。
- 2、器財の管理・貸出しを行なう。
- 3、大学系全体の管理・整備を行なう。

組織局

- 1、企画成功の為、準備・運営に全力をあげる。
- 2、参加動員、必要人員の配置等を決定する。

財務局

- 1、大学祭実行委員会の財務計画を立て財産を管理する。
- 2、各サークル・クラス・ゼミへの援助（現物・現金）の調査をし、援助を行う。
- 3、各種援助金の申請を行う。
- 4、各企画への予算配分を行う。

パンフ局

- 1、大学祭の趣旨、企画内容等を知らせる。
- 2、大学祭ポスター作成を行なう。

IT局

- 1、大学祭実行委員会のホームページを作成し、大学祭の趣旨・企画内容等をホームページ上で告知する。
- 2、テレビ・ラジオ等に大学祭の情宣を働きかける。

但し、各部局は必要に応じ、その他の任務を遂行する。

第43条 各部局会議は各部局長が召集し、部局員の過半数の出席により成立する。議事は出席者の過半数をもって決する。

第44条 各部局長は総会において選出され、副部局長は各部局員で互選される。

第45条 各部局員の人数員については総務会に委ねるものとする。

第4章 実行委員

第46条 実行委員は各クラス・サークル・ゼミ・団体より2名選出される。

第47条 1、実行委員は各クラス・サークル・ゼミ・団体における構成員の過半数の出席のもとに、その過半数の承認を経て選出されなければならない。

2、実行委員は選出された後、総務会に登録しなければならない。

第48条 実行委員は所属クラス・サークル・ゼミ・団体の意思を総会に反映し、総会における決定事項を各所属クラス・サークル・ゼミ・団体に伝える義務を負う。

第49条 各実行委員のうち1名は事務局員なるものとする。

第50条 実行委員は総務を兼ねられない。又、実行委員は他のクラス・サークル・ゼミ・団体の実行委員を兼ねることはできない。

第5章 会計

第51条 本会の経費は学友会大学祭予算、各種援助金、その他をもってこれにあてる。

第52条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第53条 決算は総務会において決算書を作製し、学友会会計監査を経て、総会および中央委員会、学友会中間学生大会において承認されなければならない。

第54条 剰余金は次年度の会計に繰り入れるものとする。

第6章 補則

第55条 本規約に載せなき場合は、学友会規約及び慣例に従うものとする。

第56条 この規約は平成17年（2005年）中間学生大会以後、総務員が選出された時点をもって施行される。

北九州市立大学後援会

後援会は、学生生活を楽しく、思い出深いものにするため、いろいろな助成事業を行っています。このことを通じて、本学の発展に寄与することを目的に設立された団体です。

おもな事業は

- * 学生生活や人格形成への一助となる各種事業
- * サークル活動やゼミ宿泊研修等の課外活動への助成
- * 資格取得による奨励金や傷害等見舞金の給付
- * 就職活動への支援
- * 国際交流活動への助成
- * ゼミ合宿やサークル活動などで利用するための後援会館の運営

後援会館の所在地

〒802-0978 北九州市小倉南区蒲生三丁目4番1号

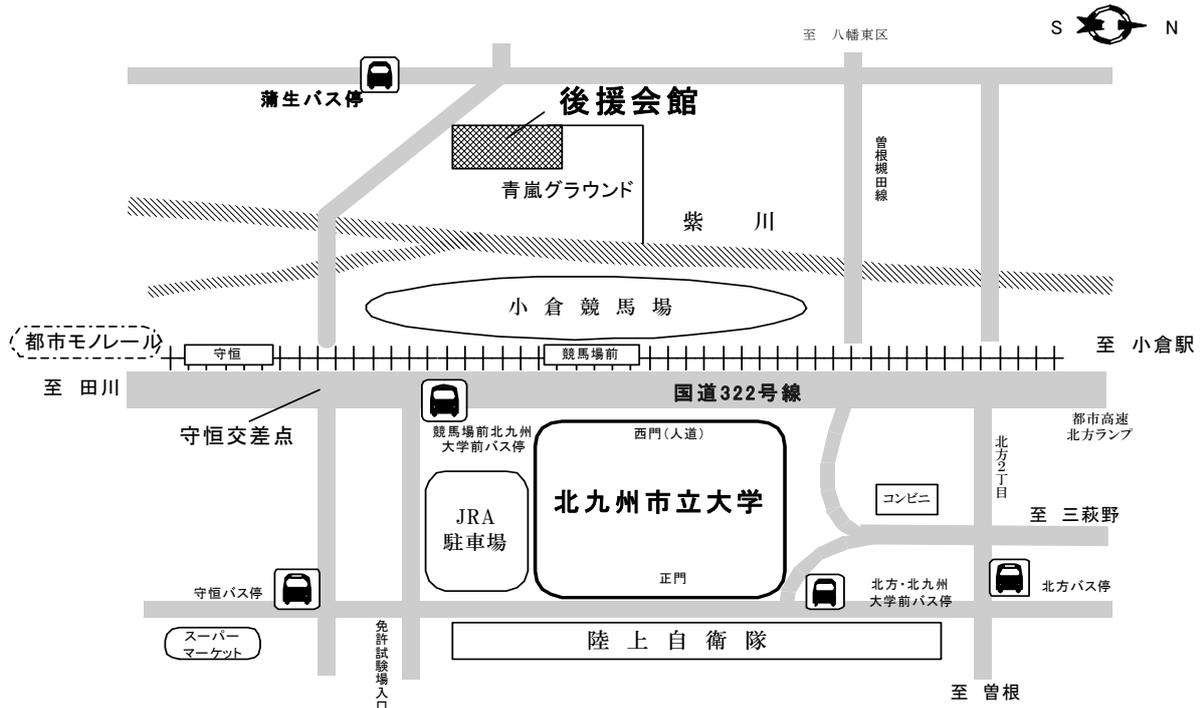
TEL 093-962-3013

交通案内

守恒バス停から徒歩8分 北九州市立大学から徒歩15分

蒲生バス停から徒歩3分 モノレール守恒駅から徒歩8分

[案内図]



- 助成内容、後援会館の利用法については、総務課内後援会事務局又は学生課学生係までお気軽にお問い合わせ下さい。

また、ひびきのキャンパス生の方は、管理課にお問い合わせください。

後援会事務局 TEL 093-962-6488

北九州市立大学 総務課 TEL 093-964-4004

学生課 TEL 093-964-4012

(ひびきの) 管理課 TEL 093-695-3350



北九州市立大学同窓会

同窓会は、全国に47支部を置いて、会員相互の親睦と福祉の向上を図り、母校の発展に協力し、地域社会並びに国際社会に貢献することを目的に活動しています。

また、在学生の皆さんは、学生会員です。

おもな事業は

- * 北方キャンパスで同窓会館を運営しています。
同窓会館に事務局を置き、全国の同窓生の状況を把握することに努めています。
会館1階の多目的ホールは、学生も会議・懇談会等で利用できます。
- * 会員のデータを保有・管理しています。
氏名別、地域別、職業別、卒業年別に卒業生の活動状況がわかります。サークルやゼミの先輩を知りたいときや就職活動で先輩をたずねたいときに役立ちます。情報利用については所定の手続きが必要です。
- * 大学祭、卒業生激励会、留学生後援会助成、国際交流等に後援会と協力して支援しています。
また、奨学金、サークル活動等褒賞などの制度もあります。
- * 学内での活動や生活、就職活動等でお悩みのとき、お気軽に事務局までおいでください。
大学同窓会事務局（同窓会館2階） TEL 093-961-4719 FAX 093-963-5837



北九州市立大学生生活協同組合

大学生生活協同組合は、本学の学生、大学院生、教職員がそれぞれ出資金を出し合って作った「組合員」のお店です。利用にあたっては、生協への加入が必要です。

おもな事業は

- * カフェテリア食堂～厚生会館1階。セルフバーでは、好きなメニューを好きな量だけ選んで食べることができます。週替わりのカフェテリアメニュー、めん類やドンブリものも提供しています。ミールカード(食堂利用定期券)が好評です。
- * パーラー～本館地階。焼きたてパン、サンドイッチ、おにぎり、弁当、お菓子や飲料などをそろえています。
- * ショップ～本館地階。文具や書籍等の販売を行っています。パソコンや電子辞書の販売の他、学内講座や資格試験の受付、語学研修など海外旅行の取扱い、JRや航空券の手配、自動車学校の紹介など大学生活のほとんどをカバーしています。
- * ひびきの店～ひびきのキャンパス体育館横と学研都市ひびきのバス停前の2つの店舗があります。教科書や書籍、文具、パン・弁当、お菓子や飲料を中心にそろえています。自動車学校や資格講座の紹介など行っています。

これらの事業のほかに、学生総合共済、アパート・マンション斡旋事業、カタログ事業活動も行っています。

生協事務室 ・ 北方…本館地階 TEL 093-961-4430

・ ひびきの…学研都市ひびきのバス停前 TEL 093-695-3140

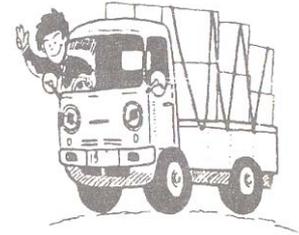


北九州市からのお願い

住民異動届はお済みですか！



学生の方の住所は原則として
就学地です。家族と離れてアパートや
マンションに住んでいる学生は必ず住民異動届
を区役所市民課に出しましょう。



「環境首都への第一歩」 ～清潔で美しいまち北九州を目指して～

北九州市は、世界でいちばん住み良いまち「世界の環境首都」を目指しています。

その第一歩は、私たち一人ひとりの日々の心がけから始まります。

<清潔で美しいまちづくりに向けた3つのマナーアップ運動>

- ◎ ごみのポイ捨て・置き去りをやめましょう。
- ◎ 観光地・行楽地など外出先で出たごみは持ち帰りましょう。
- ◎ 毎月一回は自宅や学校周辺の「5分間清掃」を行いましょう。



まずは、キャンパスの中からポイ捨てをなくしていきましょう。

“クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5月30日～6月30日

5月30日は、
「ごみゼロの日」です。

市民いっせい まち美化の日

10月第一日曜日

10月1日～7日は、
「清潔なまちづくり週間」です。

北九州市の家庭ごみの出し方については、
北九州市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kitakyushu.jp/>

(「ごみ・リサイクル」→「家庭ごみの処理について」→「家庭ごみの出し方」)

家庭ごみの分け方・出し方

家庭ごみ 家庭から出た生ごみ、紙くず、木くず、ガラス、陶器など（資源化物・粗大ごみ以外）

◎「家庭ごみ用指定袋（青色）」に入れて、週2回の指定曜日（月・木または火・金）の朝、8時30分までに、決められたごみステーションに出してください。

大	(45ℓ)	10枚入り	500円
中	(30ℓ)	10枚入り	330円
小	(20ℓ)	10枚入り	220円
特小	(10ℓ)	10枚入り	110円

【家庭ごみの減量のポイント】



◎各種指定袋は、最寄りのスーパー、コンビニ等でお買い求めください。

◎祝日も収集します。指定袋以外は収集しません。収集日以外は出さないでください。

*以下のことに注意して、**家庭ごみ**で出してください。

刃物、針など危ないもの 紙箱等に入れるか、新聞紙等に包んで出してください。

生ごみ 十分に水切りしてから出してください。

資源化物として回収しないガラス製品 新聞紙等に包んで出してください。

乾電池 家庭ごみとして出せます。

（ボタン電池や充電式電池は販売店の回収ボックスへ）

スプレー缶・ガス缶・ライター 必ず使い切ってから、穴をあけないで出してください。

食用油 布や紙に染み込ませるか固形化して出してください。

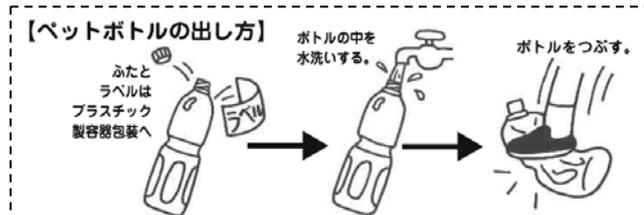
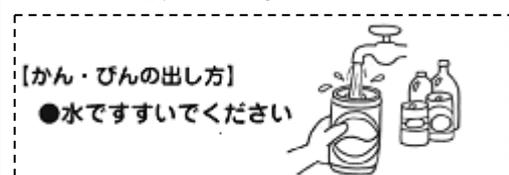
かん・びん・ペットボトル

◎「かん」と「びん」は「かん・びん用指定袋（茶色）」（25ℓ 5枚入り 60円）に「ペットボトル」は「ペットボトル用指定袋（オレンジ色）」（25ℓ 5枚入り 60円）に入れて、毎週水曜日の朝、8時30分までに、資源化物ステーションに出してください。

◎回収できるものは、飲料用の容器・化粧品のびんなどきれいなものです。

*割れたびんは家庭ごみで、シャンプーの容器はプラスチック製容器包装で出してください。

◎祝日も収集します。



プラスチック製容器包装 商品の中身を使い切ったり中身を取り出したときに、不要になるプラスチック製の容器や包装

◎「プラスチック製容器包装用指定袋（緑色）」（大 45ℓ 5枚入り 100円、小 25ℓ 5枚入り 60円）に入れて、地区ごとに指定する曜日※の朝、8時30分までに、資源化物ステーションに出してください。

◎祝日も収集します。

◎対象でないもの（家庭ごみへ）

ビデオテープ、おもちゃ、洗面器などの商品そのもの

※環境センター、環境局業務課まで、お問い合わせください。



紙パック・トレイ 牛乳など飲料用紙パック及び発泡スチロール製食品用トレイ

○回収場所

スーパーや市民センターなどに回収ボックスを設置しています。

紙パックの出し方 1.洗う 2.開く 3.乾かす 4.出す

*中身が残っているとリサイクルできません。また、水分があるとカビが生えてリサイクルできません。

トレイの出し方 1.回収できるトレイか確認する 2.洗う 3.乾かす 4.出す

*食品の汁などが残っているとリサイクルできません。

*弁当容器・納豆容器・シメジ容器・カップラーメン容器・透明な容器は回収できませんので、**プラスチック製容器包装**で出してください。

蛍光管 家庭から出た蛍光管（環型・直型のみ）

○回収場所

電器店やホームセンターなどに回収ボックスを設置しています。

*割れた蛍光管、電球型蛍光管、電球は、リサイクルできませんので、新聞紙等に包んで**家庭ごみ**で出してください。

*蛍光管を持ち運んできた箱、容器、包装紙などは回収できません。持帰って家庭ごみで出してください。

小物金属 鍋、やかん、フライパンなど大きさ30センチ程度までの金属製品（刃物類を除く）

○回収場所

ホームセンターや市民センターなどに回収ボックスを設置しています。

*詳しくは「家庭ごみの出し方」ホームページをご覧ください。

粗大ごみ 家庭から出た家具、寝具、自転車、各種電化製品など

【事前申込制】（※ただし、家電リサイクル法の対象品目を除く）

① 収集日の前日（インターネット受付は3日前）までに粗大ごみ受付センターに申し込みます。

粗大ごみ受付センター TEL (093) 592-5300

〔受付時間：月～土の 午前9時～午後5時〕（祝日も受け付けます。）

ホームページアドレス <http://www.sodai-kitakyushu.net/>

② 粗大ごみ納付券を購入します。

スーパー、コンビニエンスストアなどで販売しています。

③ **収集日の朝、8時30分まで**に家の前または指示された場所に粗大ごみ納付券を貼って、出してください。

*収集日は月1回、地区によって決まっています。

*詳しくは「家庭ごみの出し方」ホームページをご覧ください。

家電リサイクル法の対象品目 家庭から出たテレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、
エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（ドラム式）

販売店（買い換える店、または購入した店）に、費用（リサイクル料金＋収集運搬料金）を支払って引き取ってもらいます。

以前に購入した店が不明もしくは無くなった場合は、お近くの家電販売店にご相談ください。
なお、ご不明な点は、粗大ごみ受付センター（093-592-5300）にお問い合わせください。

引越ごみ 引越等により多量に出されるごみ

① 収集希望日の1週間前までに粗大ごみ受付センターに申し込みます。

粗大ごみ受付センター TEL (093) 592-5300

② 認定員が訪問し、ごみの量に応じて手数料を徴収します。

100kgごとに2,300円

③ 収集日に家の前にごみを持ち出してください。

粗大ごみで収集できないもの ピアノ、バイク、ペンキ、引火物、劇薬、家電リサイクル法の対象品目など

専門の処理業者や販売した店に引き取ってもらってください。

*詳しくは「家庭ごみの出し方」ホームページをご覧ください。



* ごみについての問い合わせ先

門司区、小倉南区にお住いの方は

新門司環境センター TEL (093) 481-7053

小倉北区、戸畑区にお住いの方は

日明環境センター TEL (093) 571-4481

八幡東区、八幡西区、若松区にお住いの方は

皇后崎環境センター TEL (093) 631-5337

粗大ごみに関することは

粗大ごみ受付センター TEL (093) 592-5300

ごみの出し方に関することは

環境局業務課 TEL (093) 582-2180

* **地域の住民として**

下宿やアパートに入居すれば、その地域で生活する住民の一人として、地域のルールを守り、住民としての自覚を持って生活してください。特に、夜間の騒音、ごみの処理、違法駐車など、近隣の住民に迷惑をかけることのないよう、しっかりとした生活習慣を身に付けてください。

ごみの収集日でない日にごみを出すと、カラスや犬、猫などによりごみが散乱するなど、周辺住民に迷惑をかけます。

ごみは必ず**収集日の当日朝、8時30分まで**に出してください。

国民年金からのお知らせ

～学生のみなさん、20歳になったら国民年金加入手続きを忘れずに！～

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は国民年金や厚生年金、共済年金などの公的年金制度に加入する義務があります。学生のみなさんも20歳になったら国民年金の加入手続きをしなければなりません。

国民年金とは、事故や病気で障害になった時や老後の生活のために保険料を納めて、年金として受け取る制度です（年金の種類は老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等）。

国民年金の保険料は、月額14,660円（平成21年度）ですが、学生の方には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。希望する人は、住民票のある市区町村の国民年金窓口で手続きしてください（手続きには学生証が必要です）。

ただし、この制度は、学生本人の所得が下記の基準に該当しなければ認められません。

☆学生納付特例制度

所得基準：学生本人の前年所得額が118万円以下であること。

【所得控除がある場合】

(学生本人の前年所得) — (社会保険料控除、勤労学生控除、医療費控除、障害者控除、扶養控除等) ≤ 118万円

- * 学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます（ただし、学生納付特例の承認を受けた年度から2年度を過ぎると、加算金がつきます）。
- * 学生納付特例の承認を受けた期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取るための資格期間となりますが、後でさかのぼって納めないと老齢基礎年金の年金額には反映されません。
- * 申請したら、その年度末（3月）までが学生納付特例制度の承認期間となります。したがって、その後も引き続きこの制度を利用する場合は毎年度申請しなければなりません。

※ 国民年金に加入していない人や加入しても保険料を納めなかったり、学生納付特例の承認を受けていない人が交通事故など不慮の事故や病気で障害者となった場合、障害基礎年金は支給されない場合がありますので、必要な手続きは忘れずにしておきましょう。

加入手続き、問合せは住民票のある市区町村の国民年金窓口へ

<北九州市内に住民票がある方は、住所地の区役所国保年金課へ>

門司区役所 093-331-1881(代) 八幡東区役所 093-671-0801(代)
小倉北区役所 093-582-3404(直) 八幡西区役所 093-642-1441(代)
小倉南区役所 093-951-4111(代) 戸畑区役所 093-871-1501(代)
若松区役所 093-761-5321(代)

北九州市立大学連絡先

北九州市立大学ホームページアドレス <http://www.kitakyu-u.ac.jp>

【北方キャンパス】

○ 電話・ファックス

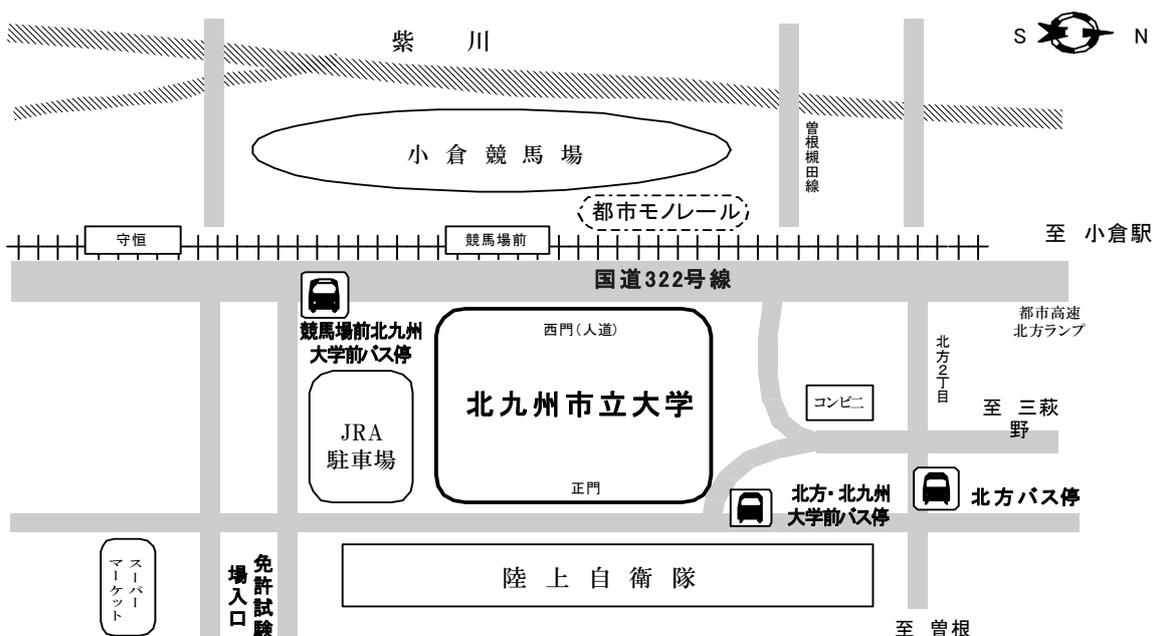
総務課	TEL 093-964-4004	FAX 093-964-4000
経営企画課	TEL 093-964-4195	FAX 093-964-4000
広報入試課	TEL 093-964-4022	FAX 093-964-4020
学生課	TEL 093-964-4012	FAX 093-964-4221
就職支援室	TEL 093-964-4014	FAX 093-964-4010
学生相談室	TEL 093-964-4016	FAX 093-964-4222
教務課	TEL 093-964-4036	FAX 093-964-4176
学術情報課	TEL 093-964-4040	FAX 093-964-4038
都市政策研究所	TEL 093-964-4302	FAX 093-964-4300
アジア文化社会研究センター	TEL 093-964-4080	FAX 093-964-4300
国際教育交流センター	TEL 093-964-4202	FAX 093-964-4028
学術情報課学術情報係(図書館)	TEL 093-964-4403	FAX 093-964-4437
学術情報課(情報システム)	TEL 093-964-4040	FAX 093-964-4038
基盤教育センター	TEL 093-964-4025	FAX 093-964-4026

○ 交通案内

都市モノレール利用

「小倉駅」乗車 → (10分) → 「競馬場前(北九州市立大学前)」下車 徒歩5分
都市高速利用

北方ランプ下車 → 「競馬場前停留所」信号左折 → 「免許試験場入口」信号左折



学外からの学生個人に対する私的電話の呼び出しについては、緊急連絡の場合を除き、大学では取り扱いません。

【ひびきのキャンパス】

国際環境工学部ホームページアドレス <http://www.env.kitakyu-u.ac.jp>

○ 電話・ファックス

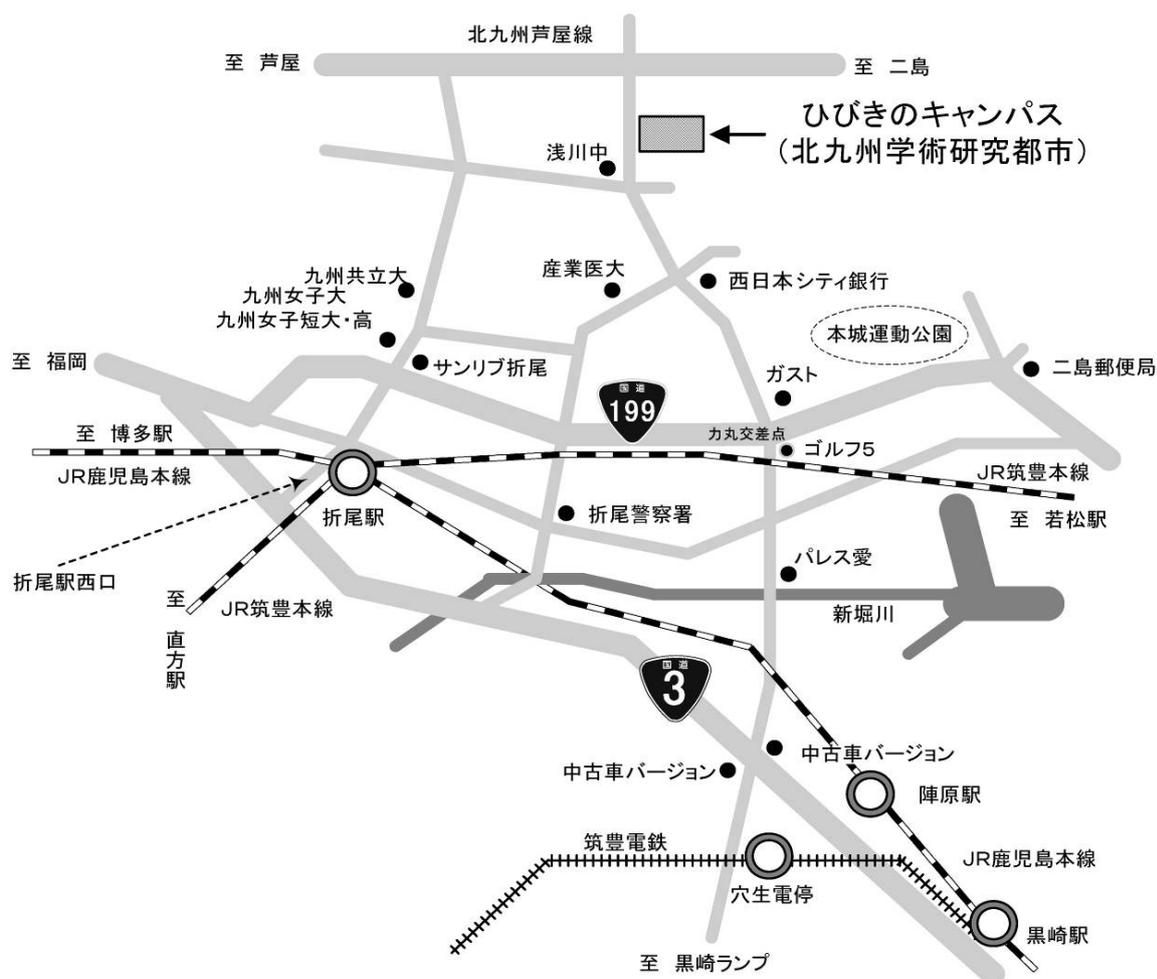
国際環境工学部管理課	庶務担当	TEL 093-695-3310	FAX 093-695-3368
	企画広報担当	TEL 093-695-3311	FAX 093-695-3368
	会計担当	TEL 093-695-3320	FAX 093-695-3368
	教務担当	TEL 093-695-3330	FAX 093-695-3358
	入試担当	TEL 093-695-3340	FAX 093-695-3358
	学生担当	TEL 093-695-3350	FAX 093-695-3358
守衛室		TEL 093-695-3163	

○ 交通案内

北九州市営バス利用

「折尾駅」(西口)乗車 約20分→「学研都市ひびきの」下車 徒歩約1分
都市高速利用

黒崎ランプ下車後約20分



学外からの学生個人に対する私的電話の呼び出しについては、緊急連絡の場合を除き、大学では取り扱いません。

【小倉サテライトキャンパス】

- 所在地 福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号AIMビル7階
- 電話・ファックス TEL 093-531-2702 FAX 093-531-2704
- 開設時間 火～金 17:40～21:45（授業日に限ります）
- 交通案内
 - ・JR JR小倉駅(北口)より徒歩約5分
 - ・バス 西鉄バス小倉駅バスセンターより徒歩約5分
西鉄バス『浅野2丁目』下車すぐ(小倉駅バスセンターより浅野行き乗車)
 - ・車 北九州都市高速・小倉駅北ランプから車で3分 AIMビル地下駐車場 収容台数 500台



講 義 時 間

時限数	北方キャンパス	ひびきのキャンパス
1 時限	9:00 ~ 10:30	8:50 ~ 10:20
2 時限	10:40 ~ 12:10	10:30 ~ 12:00
3 時限	13:00 ~ 14:30	12:50 ~ 14:20
4 時限	14:40 ~ 16:10	14:30 ~ 16:00
5 時限	16:20 ~ 17:50	16:10 ~ 17:40
6 時限	18:00 ~ 19:30	17:50 ~ 19:20
7 時限	19:40 ~ 21:10	19:30 ~ 21:00

編集発行

北九州市立大学学生課学生係

〒802-8577 北九州市小倉南区北方四丁目 2 番 1 号

TEL 093-964-4012 FAX 093-964-4221

発行年月日 平成 21 年 3 月 31 日

この印刷物は、再生紙を利用しています。